

第5期川崎市男女平等推進行動計画

～かわさき☆かがやきプラン～

年次報告書

令和6(2024)年度

第12期川崎市男女平等推進審議会

ヒアリング結果報告書

令和8(2026)年3月

川崎市

はじめに

平成11（1999）年6月に成立した「男女共同参画社会基本法」第14条において、地方公共団体は男女共同参画社会の実現に向けて、地域の現状を踏まえた施策に取り組むことが求められており、近年は、あらゆる分野における女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの推進が必要となっています。

川崎市では、平成13（2001）年に、「男女平等かわさき条例」（以下「条例」という。）を施行し、平成16（2004）年に「川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」を策定しました。また、平成30（2018）年3月には「第4期川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」(以下「第4期行動計画」という。)を、令和4（2022）年3月には「第5期川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」(以下「第5期行動計画」という。)を策定し、「男女平等のまち・かわさき」の実現に向け、男女平等施策の推進に努めているところです。

本書は、条例第9条に基づく年次報告書として、第5期行動計画の計画期間の3年目となる令和6（2024）年度における施策事業の実施状況や今後の課題、また、川崎市男女平等推進審議会が行動計画のさらなる推進に向けて実施したヒアリング調査の結果（評価と提言など）について取りまとめたものです。

「男女平等のまち・かわさき」の実現のためには、行政がこうした実施状況や課題を踏まえて取組を進めていくことはもちろんのこと、市民の皆様一人ひとりが、男女共同参画を身近な問題として意識し、連携して取組を推進することが重要です。

本書が、男女共同参画社会の形成に向けて理解を深める一助となれば幸いです。

令和8（2026）年3月

目 次

I 第5期川崎市男女平等推進行動計画

～かわさき☆かがやきプラン～ 年次報告書 令和6(2024)年度

1	第5期川崎市男女平等推進行動計画 体系図	1	ページ
2	第5期川崎市男女平等推進行動計画の推進状況について	3	ページ
3	令和6(2024)年度進捗状況調査	21	ページ
	(1) 調査概要	21	ページ
	(2) 所管課による基本施策ごとの自己評価について	22	ページ
	(3) 各局本部(室)区男女共同参画推進員による評価について	24	ページ
4	個別事業の進捗状況について	27	ページ

II 第12期川崎市男女平等推進審議会 ヒアリング結果報告書

1	趣旨	90	ページ
2	令和7(2025)年度のテーマ	90	ページ
3	実施概要	90	ページ
4	結果の取扱い	90	ページ
5	ヒアリング結果による評価と提言	90	ページ
6	ヒアリング結果概要	94	ページ
7	川崎市男女平等推進審議会について	98	ページ

【参考資料】

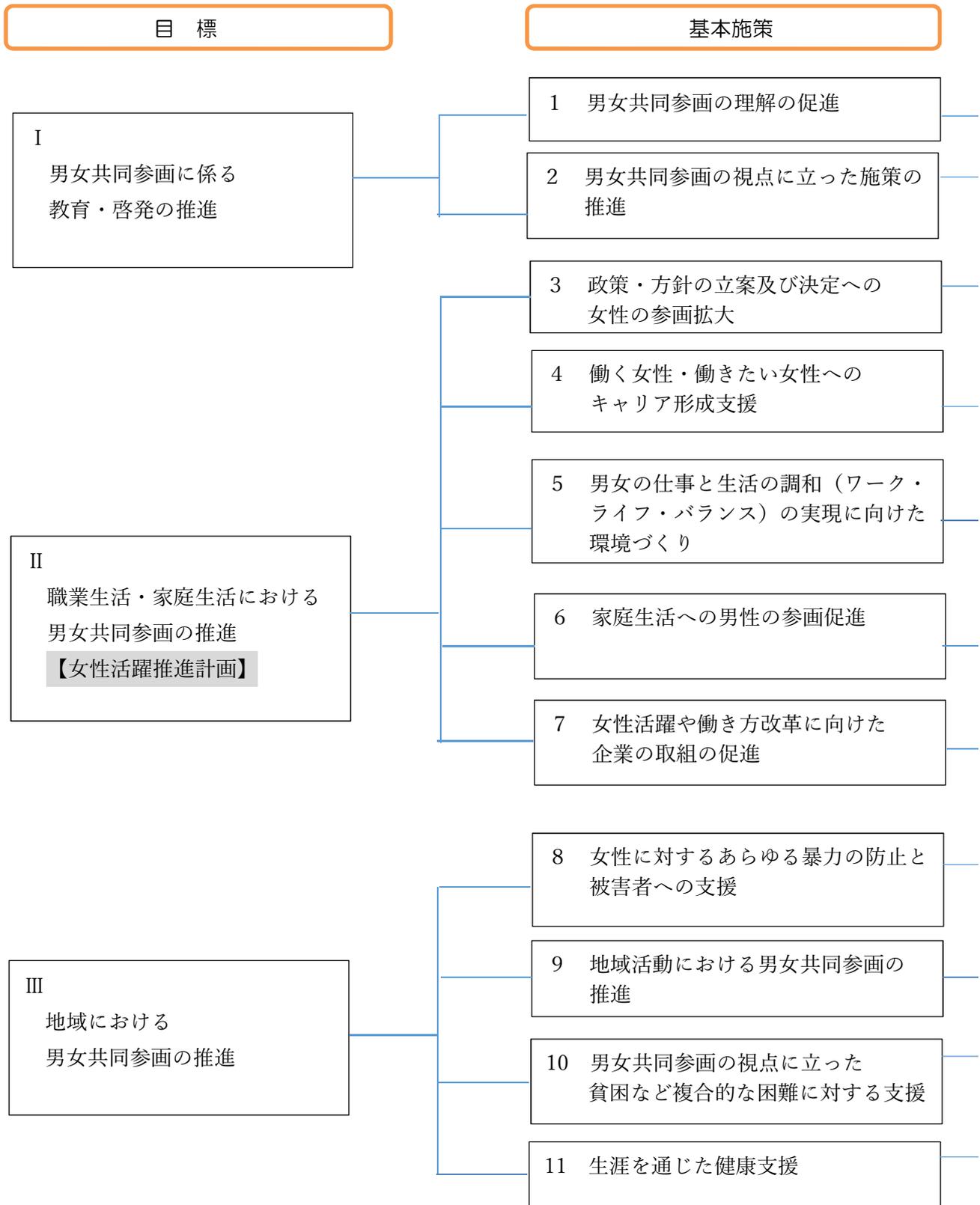
令和6（2024）年度男女平等推進行動計画の進捗状況に関する調査シート
〔様式1〕 103 ページ

令和6（2024）年度男女共同参画推進員による評価シート
〔様式2〕 104 ページ

男女平等かわさき条例 105 ページ

I 第5期川崎市男女平等推進行動計画
～かわさき☆かがやきプラン～
年次報告書
令和6(2024)年度

1 第5期川崎市男女平等推進行動計画 体系図



施 策

- (1) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進
- (2) 男女共同参画に関する生涯学習の推進
- (3) 就学前教育・学校教育における男女共同参画に関する教育の推進
- (4) 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進
- (5) 性の多様性についての理解の促進

- (6) 市職員の意識改革
- (7) ジェンダー統計についての理解の促進及び男女共同参画社会の形成に及ぼす影響把握の実施

- (8) 審議会等委員への女性の参画の推進
- (9) 女性職員のキャリア形成支援と登用の推進
- (10) 企業や市の関係団体等における女性の育成・登用に向けた取組の促進

- (11) 働く女性の就業継続とキャリアアップ支援の推進
- (12) 専門分野や専門職等への女性の参画拡大
- (13) 多様なニーズに対応した就業支援の推進
- (14) 女性の起業・事業継続に向けた支援の推進
- (15) 多様な選択を可能とする教育・学習機会の提供

- (16) 子育て支援策の充実と利用の促進
- (17) 高齢者福祉サービスの充実と利用の促進
- (18) 育児・介護休業制度などの定着と利用の促進
- (19) 働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進
- (20) 市役所における働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進
- (21) 働く場におけるハラスメントの防止と被害者支援の推進

- (22) 家事・子育て・介護における男性の主体的な参画の促進
- (23) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進

- (24) 女性の活躍推進や多様な働き方、ハラスメント防止に向けた企業への啓発の推進
- (25) 女性の活躍推進や働き方改革に取り組む企業への支援の推進
- (26) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保及び地域における連携の強化

- (27) ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援の推進
- (28) 若年層に対する暴力の防止と被害者支援の推進
- (29) 男女平等や人権侵害に関する相談事業の推進

- (30) 地域で活動する市民団体等と連携した男女共同参画の促進
- (31) 地域活動における方針決定過程への女性の参画促進
- (32) 男性が地域活動に参画できる環境づくり
- (33) 地域における子ども・若者の自己形成や社会参画の促進
- (34) 男女共同参画の視点に立った地域防災の推進

- (35) 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
- (36) ひとり親家庭に対する支援の充実と自立の促進
- (37) 外国人市民に対する支援の充実と差別のない人権尊重のまちづくりの推進
- (38) 高齢者が安心して暮らせる環境整備と社会参加への支援
- (39) 障害者が安心して暮らせる環境整備と社会参加への支援
- (40) 性的マイノリティの人々の人権尊重に向けた取組の推進
- (41) 就労に困難を抱えた若者に対する自立支援の促進

- (42) 生涯を通じた男女の健康の保持増進対策の推進
- (43) 妊娠・出産などに関する健康支援
- (44) 女性特有の健康課題に対する性差医療の推進
- (45) リプロダクティブヘルス・ライツ（性と生殖に関する健康／権利）や健康に関する正しい知識の普及啓発の推進
- (46) こころと体の健康に関する相談事業の推進

2 第5期川崎市男女平等推進行動計画の推進状況について

各事業の所管課による自己評価（27ページ～「4 個別事業の進捗状況について」）の結果等を踏まえ、第5期行動計画の目標Ⅰ、Ⅱ、Ⅲにおける令和6（2024）年度の主な取組状況及び計画に位置付けられた目標数値の達成状況と施策の進捗状況をまとめました。

※内容は令和6年度実績ですが、所管部署名は、令和7年4月1日現在のものです。

目標Ⅰ－1 主な取組状況、課題及び今後の方向性

目標Ⅰ 男女共同参画に係る教育・啓発の推進

（基本施策1「男女共同参画の理解の促進」）

川崎市では、毎年、国の男女共同参画週間（6月23日から29日）に合わせ、市内の公共施設等を中心に、男女平等推進に関する普及啓発活動を実施しています。令和6年度は、市役所本庁舎及びグランツリー武蔵小杉において、男女共同参画に係るパネル展示を行いました。「様々な分野で活躍する女性」や「男性とジェンダー」などをテーマに、性別にかかわらず希望するライフスタイルを選択し、学校・職場・地域などあらゆる分野で活躍できる社会について考えるヒントを、解説付きで紹介しました。また、会場に足を運ぶことが難しい方にもご覧いただけるよう、SNSを活用し、展示の様子を紹介する動画配信も行いました。

11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」期間中には、市役所本庁舎を運動のシンボルカラーであるパープルの色にライトアップするとともに、啓発期間に合わせて、川崎市男女共同参画センター及びかわさき市民活動センター主催の「ごえん楽市」において、女性に対する暴力防止に関するメッセージを発信することを目的とした、参加型のオリジナル布ワッペンづくり及び作品展示を行いました。

加えて、3月の「国際女性デー」には、国際女性デー川崎市市制100周年を記念した特別パネル展示「かわさき100年の女性」を市役所本庁舎1階情報発信スペースで実施したほか、共催したチャリティーコンサート「Kawasaki Women's Jazz Festival 2025」において、「Walk In Her Shoes2025」の写真パネルと図書展示を行いました。

（基本施策2「男女共同参画の視点に立った施策の推進」）

市民の男女共同参画に係る意識及び実態の最新状況を把握するため、令和5年度に実施した調査結果を基に、令和6年度には「かわさきの男女共同参画データブック」を作成しました。本データブックでは、本市の今昔や他都市等との比較データを用い、「かわさきのキホン」「働く」「暮らす」「決める」「ジェンダーに基づく暴力被害経験」の5つの視点から、本市の特徴を整理しました。調査の結果、「いまの社会が女性にとって働きやすいとは思わない」と回答した割合は、男女ともに過半数を超えており、その理由としては、「男性の家事・子育て・介護への参加が十分でないから」との回答が最も多く、依然として性別役割分担意識が残っている実態が明らかとなりました。本データブックは、川崎市の現状を「男女共同参画」の視点から読み解く統計資料の一つとして、研修や学習等での活用を目的で、川崎市男女共同参画センターのホームページにおいて公開しました。

目標 I - 2 目標数値の達成状況と施策の進捗状況

基本施策 1 男女共同参画の理解の促進

(1) 男女共同参画に関する市民の意識

数値目標：性別にかかわらず、自分の個性や能力が発揮できる状況であると思う市民の割合（男女が平等になっていると思う市民の割合）を、令和7（2025）年度までに、40%となるよう目指す。

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
性別にかかわらず、自分の個性や能力が発揮できる状況であると思う市民の割合（男女が平等になっていると思う市民の割合）	—	38.9%	—	41.9%	—

※調査項目は2年に1度把握

【出展 川崎市総合計画に関する市民アンケート】

(2) メディア等での情報発信

- ・新聞、ラジオ（FMかわさき等）、タウン誌、インターネット、男女共同参画センター発行の情報誌「すくらむ」（年3回、各4,000部作成）など、様々な広報媒体を通じて情報提供を実施しました。
- ・第5期行動計画や年次報告書等を市ホームページ内の男女平等施策のページにて公表しました。
- ・男女共同参画センターのホームページにより、施設紹介、講座・イベントの案内や相談・支援等についての情報提供を実施しました。
- ・家庭、職場、地域等における女性の活躍推進に関する事業や取組をとりまとめた「かわさき女性応援ページ」を市ホームページで運用しました。

ホームページアクセス件数

	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
川崎市男女平等施策のホームページ	40,344件	31,011件	50,176件
男女共同参画センターのホームページ	119,209件	139,413件	118,044件

【市民文化局人権・男女共同参画室】

【出典 川崎市男女共同参画センター令和4（2022）年度～令和6（2024）年度事業報告書】

●川崎市男女平等施策のページ

(<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/60-10-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>)

・かわさき女性応援ページ

(<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/60-10-8-0-0-0-0-0-0-0.html>)

●男女共同参画センター（すくらむ21）のホームページ
(<https://www.scrum21.or.jp/>)

すくらむ21

検索

(3) 「男女共同参画かわさきフォーラム」の参加者数

- ・川崎市では、毎年「男女共同参画」について考える機会として、「男女共同参画かわさきフォーラム」を開催しています。
- ・令和6（2024）年度は、実践女子大学人間社会学部教授 山根 純佳さんを講師としてお招きし、「ジェンダー平等とアンコンシャス・バイアス～家庭や職場からみえること～」をテーマに開催しました。講演では、介護や子育てなどの“ケア”に焦点を当て、家庭や職場といった身近な場面におけるジェンダー平等の課題や、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）について、具体的な事例を交えながら御講演いただきました。参加方法は、会場での聴講に加え、事前申込者を対象とした録画配信の視聴の2通りを用意し、より多くの方に参加いただけるよう工夫しました。

参加者数

	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
会場参加	117人	—	74人
オンライン視聴	263人	249人	219人

※令和5年度は、会場での開催を中止したため、オンラインのみで実施

【市民文化局人権・男女共同参画室】

基本施策2 男女共同参画の視点に立った施策の推進

(1) 市職員に対する男女共同参画への理解の促進

- ・階層別研修及びeラーニング研修を通じて、職員に対する男女共同参画社会や性の多様性についての理解促進を行いました。
- ・市民に対応する多様な業務で、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）に基づいた言動が行われないよう、庶務課長会議で理解促進について依頼し、関連資料を配布・周知しました。
- ・申請書等における性別記載欄の見直しについて整理を行い、事業の性質やジェンダー統計の必要性の観点を踏まえて、性の多様性を尊重した選択肢の設定を全庁に通知しました。

【市民文化局人権・男女共同参画室】

(2) 市の広報資料における表現の点検

- ・市が作成する様々な刊行物が、性別に基づく固定的な役割分担意識やイメージにとらわれない表現となるよう、庁内の男女共同参画推進連絡会議において、「公的広報の作成に関する表現の手引」（以下「手引」という。）を配布し、事例を交えながら各局本部(室)区の男女共同参画推進員を通じて周知啓発を行いました。
- ・広報広聴主管会議において、各局本部(室)区の担当者に対し、手引に基づいた広報の実施について周知しました。
- ・広報物作成を業者に委託する場合も行政が作成する場合と同様に、「手引」に沿って作成するよう委託業者に説明し、依頼するよう周知を行いました。

目標Ⅱ－1 主な取組状況、課題及び今後の方向性

目標Ⅱ 職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進

(基本施策3「政策・方針の立案及び決定への女性の参画拡大」)

川崎市男女共同参画センターでは、市内在住又は在勤で就業中の女性に対し、参加者同士が繋がりを持ちながら、キャリア形成や管理職登用を目指すことを支援するため、「女性リーダーのためのマネジメント力強化講座」を実施しています。本講座は、キャリアアップを目指す女性に加え、事業者も対象としており、全5回の講座のうち4回以上出席した事業者に対しては、「地域女性活躍推進事業所認定証」を発行することで、市内企業における女性活躍の推進を図ることも目的としています。令和4年度からはハイブリッド形式で開催しており、遠方の方を含め、より多くの方が参加しやすい環境を整備しました。また、会場参加者を対象に、講座終了後、感想の共有や情報交換を行う交流会を実施しました。受講後のアンケート結果では、対面参加者の満足度が高く、受講者同士の交流やネットワーク形成に一定の効果が見られました。今後も、受講者の相互交流を促進する場として、継続的に実施していきます。

(基本施策4「働く女性・働きたい女性へのキャリア形成支援」)

女性を対象としたキャリア相談については、令和6年度からオンライン相談を選択肢に加え、来館・電話・オンラインの3つの方法により実施しました。その結果、延べ115件の相談を受け、多様な相談ニーズに対応する体制を整えました。

また、川崎市男女共同参画センターでは、若い世代が将来に向けて多様な選択を可能とする教育・学習機会を提供することを目的に、科学技術分野における男女共同参画の推進に向けた取組を行っています。その一環として、理工系分野への理解を深めるため、女子中高生及びその保護者、教職員等を対象に、「理工系分野の進路選択応援講座」をオンラインで開催しました。講座では、市内で働く女性技術者や理系大学生から、ライフヒストリーや仕事の内容、その魅力やキャリア形成について話を伺い、「理系は女子には向いていない」といったジェンダーバイアス解消を図りました。今後も、科学技術分野への男女共同参画の推進に向け、講座の開催や啓発活動を継続的に実施していきます。

(基本施策5「男女の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた環境づくり」)

川崎市では、男性職員の育児休業取得促進に向けた取組の一環として、男性職員向けの育児と仕事の両立支援制度に関する情報提供やリーフレットの周知を行うとともに、「パパの育児に関する休暇・休業計画書」の提出を求めるなどの取組を実施しています。また、育児休業取得時の心構えや、仕事と家庭の両立に関するノウハウを学ぶことを目的として実施している男性職員向けの育児休業取得準備セミナーについて、より実践的で効果的な内容とするため、令和6年度は、看護大学と連携し、外部講師による講義に加え、授乳やおむつ替えなどの実技講習を取り入れて実施しました。引き続き、男性職員の育児休業取得率のさらなる向上に向け、継続的な取組を進めるとともに、性別にかかわらず多様な人材が活躍できる職場づくりに努めていきます。

(基本施策6「家庭生活への男性の参画促進」)

厚生労働省の広報事業に関連する取組として、川崎市男女共同参画センターでは、平成25年度に「イクメン研究所」を発足し、地域におけるパパネットワークの拡大を目的とした活動を行っています。令和6年度3月に発行した「イクメン研究所ジャーナル」No.10における連載コラムでは、「食事作りを担当してみた」をテーマに、妻の妊娠を契機として家庭内の役割分担を見直した経験を取り上げるなど、男性にとっての家庭生活への関わり方について情報発信を行いました。

また、川崎市男女共同参画センターでは、男性が抱える悩みや困りごとに対応するため、毎週水曜日の夜に「男性のための電話相談」を開設しています。令和6年度は、相談時間の目安を設定するとともに、SNS等を活用した周知を強化した結果、過去最多となる293件の相談を受けました。性別にとらわれることなく、誰もが生きやすい「男女共同参画社会」の実現に向けて、引き続き、性別によって異なる困難や生きづらさの可視化を図るとともに、それぞれのニーズに応じた支援や、ジェンダー平等の推進に資する取組を進めていく必要があります。

(基本施策7「女性活躍や働き方改革に向けた企業の取組の促進」)

川崎市では、女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組む中小企業を対象に、「かわさき☆えるぼし」認証制度の普及、推進を行っています。制度創設から7年目となる令和6年度は、新たに16社を認証しました。認証企業においては、加点対象となる長時間労働の削減や休暇の取得促進に加え、組織全体として生産性向上と両立したワーク・ライフ・バランスの推進や、在宅勤務やテレワークなど、多様で柔軟な働き方の制度を取り入れる取組も見られました。また、3月には「かわさき☆えるぼし」認証企業事例集を作成し、市ホームページをはじめとする各種広報媒体を活用して、市内企業の好事例を積極的に発信しました。今後も、「かわさき☆えるぼし」認証制度の認知度向上を図るとともに、制度を契機として、女性のキャリア形成や男性の育児休業取得の促進など、女性活躍に向けた働きやすい職場環境づくりが一層推進されるよう、取組を進めていきます。

目標Ⅱ-2 目標数値の達成状況と施策の進捗状況

基本施策3 政策・方針の立案及び決定への女性の参画拡大

(1) 川崎市における審議会等への女性の参加比率

数値目標：①審議会等委員の女性比率が令和7(2025)年度までに、40%となるよう目指す。

②女性委員ゼロの審議会等をなくす。

(各年6月1日現在)

	審議会等の数	委員総数	女性委員数	女性委員の参加比率①	女性委員ゼロの審議会等の数②	委員がほぼ同数で構成されている審議会等の割合
令和2 (2020)年度	286	3,046人	946人	31.1%	19	38.5%
令和3 (2021)年度	270	2,930人	914人	31.2%	22	36.3%
令和4 (2022)年度	262	3,000人	967人	32.2%	20	37.4%
令和5 (2023)年度	270	3,351人	1,122人	33.5%	21	40.7%
令和6 (2024)年度	277	4,028人	1,379人	34.2%	20	41.9%

【市民文化局人権・男女共同参画室】

(2) 市役所における女性の管理職登用等状況

①市の役付職員に占める女性比率

数値目標：令和7(2025)年度までに、課長級30%を目標とする。

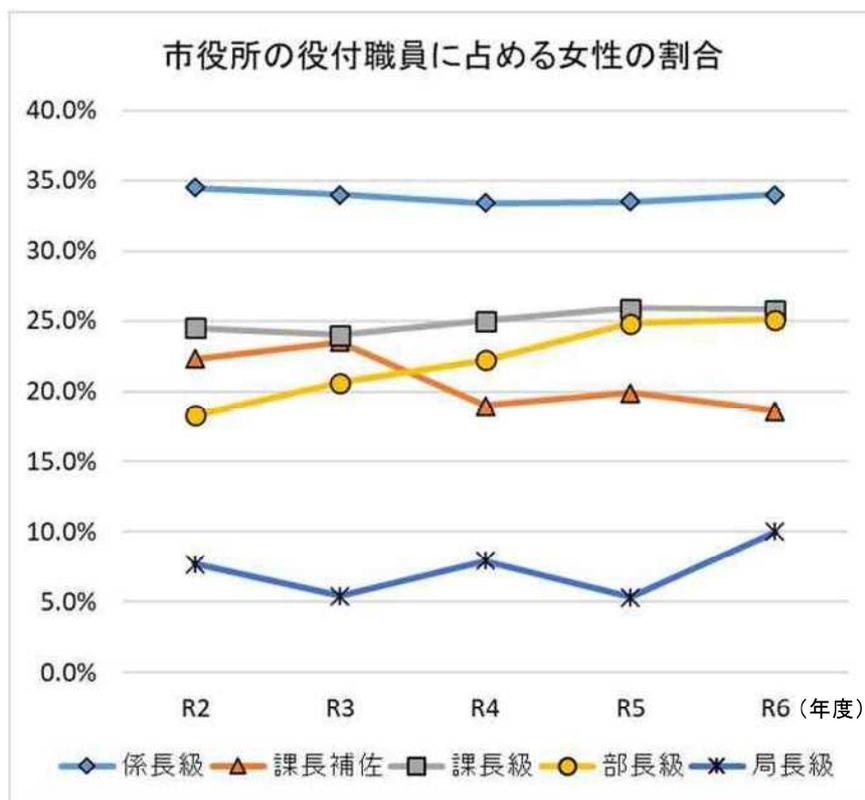
(各年4月1日現在)

	新規採用職員に占める女性割合	女性職員比率	係長級	課長補佐	課長級	部長級	局長級
令和2 (2020)年度	49.9%	42.9%	34.5%	22.3%	24.5%	18.3%	7.7%
令和3 (2021)年度	52.7%	43.3%	34.0%	23.5%	24.0%	20.6%	5.4%
令和4 (2022)年度	54.4%	43.7%	33.4%	19.0%	25.0%	22.2%	7.9%
令和5 (2023)年度	52.5%	43.9%	33.5%	19.9%	25.9%	24.8%	5.3%
令和6 (2024)年度	52.1%	44.1%	34.0%	18.6%	25.8%	25.1%	10.0%

※比率＝各役付の女性職員数／各役付職員の総数×100

平成29(2017)年度数値から県費から市費に移行した教職員分を含みます。

【新規採用職員に占める女性の割合 出典：川崎市職員の人事に関する統計報告令和2(2020)年～令和6(2024)年、女性職員比率・管理職登用状況 出典：令和6(2024)年度 川崎市特定事業主行動計画の実施状況の公表について】

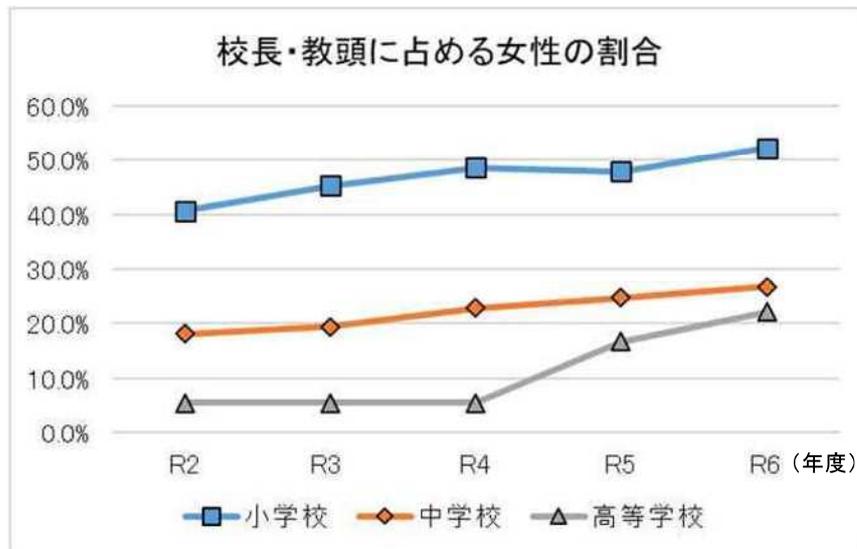


(3) 学校教員及び校長・教頭等に占める女性の割合

(各年4月1日現在)

	女性教員 比率	小学校		中学校		高等学校	
		校長	教頭	校長	教頭・ 副校長	校長	教頭・ 副校長
令和2 (2020)年度	59.0%	33.3%	47.8%	13.5%	22.6%	0.0%	7.7%
令和3 (2021)年度	59.2%	39.5%	50.9%	17.3%	20.8%	0.0%	7.7%
令和4 (2022)年度	57.6%	43.9%	52.6%	15.4%	30.8%	0.0%	7.7%
令和5 (2023)年度	58.6%	43.9%	51.8%	17.3%	32.1%	0.0%	23.1%
令和6 (2024)年度	58.1%	51.8%	52.6%	21.2%	32.0%	0.0%	30.1%

【教育委員会教職員人事課】



(4) 市職員における男女の賃金格差
男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)

職員区分	市長事務部局	上下水道局	交通局	病院局	消防局	教育委員会事務局
任期の定めのない常勤職員	89.7%	88.6%	87.6%	64.4%	85.9%	94.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	91.6%	100.2%	84.8%	70.3%	94.1%	97.0%
全職員	81.3%	87.2%	80.5%	63.1%	76.7%	92.1%

※差異の算出にあたって用いている職員数は、短時間勤務職員等については常勤職員の所定勤務時間をもとに勤務時間に応じて換算しています。

【出典 令和6(2024)年度 川崎市特定事業主行動計画の実施状況の公表について】

(5) 市議会議員に占める女性の割合

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
市議会議員に占める女性の割合	25.0%	25.4%	25.0%	24.1%	26.7%

※各年度の数値は、国の把握に基づき前年度の12月31日現在となっている。

【出典 令和2(2020)年～令和6(2024)年度 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況】

基本施策4 働く女性・働きたい女性へのキャリア支援

(1) キャリアサポートかわさきにおける女性年間就業者決定者数

数値目標：令和7(2025)年度までに、「キャリアサポートかわさき」における女性の年間就業決定者数が275人以上になるよう目指す。

	令和2 (2020) 年度		令和3 (2021) 年度		令和4 (2022) 年度		令和5 (2023) 年度		令和6 (2024) 年度	
	男性	女性								
登録者数	347 人	460 人	425 人	459 人	531 人	645 人	539 人	612 人	559 人	664 人
就労決定者 数	176 人	236 人	175 人	200 人	219 人	270 人	169 人	245 人	239 人	263 人

【経済労働局労働雇用部】

(2) 男女共同参画センターでの女性の就業、就業継続及び再就職に向けた支援講座の実施

- ・就業支援講座として、女性のための再就職支援パソコン講座（計16回）を開催しました。
- ・女性のための働き方・しごと相談は、毎週1回（第1・3週は土曜日、第2・4週は火曜日）に開催し、延114人の相談を受けました。よりよい再就職・転職に向けて、キャリアの整理や履歴書・職務経歴書の書き方や、社会保険・雇用保険等に関する情報提供、採用試験への準備などについて相談支援を実施しました。

【出典 川崎市男女共同参画センター令和6(2024)年度事業報告書】

(3) 女性のための起業・経営相談の実施状況

- ・起業支援講座は、女性起業家ビギナーズ向け企業プラン作成支援講座（計5回）を開催しました。
- ・女性のための起業・経営相談は、起業家無料相談会（計9回）、女性起業家のための創業・融資無料相談会（計5回）、起業家向け無料相談会（計18回）を開催し、延92人の相談を受けました。相談希望者に対し、起業の各段階で生じる課題や悩みの内容によって相談会を選び、アドバイスを獲得の機会を提供しました。

【出典 川崎市男女共同参画センター令和6(2024)年度事業報告書】

基本施策5 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた環境づくり

(1) 子育て支援施設の概況

- ・川崎市の令和6(2024)年4月1日現在の保育所数（地域型保育事業施設及び認定こども園を含む。）は563か所です。在籍児童数は3万8,203人と、前年度比で1.9%増加しました。
- ・市が設置する保育所のほかに、認可外保育施設として、市が一定の基準に基づき認定し運営費等の助成を行う川崎認定保育園（平成25(2013)年4月から開始）、地域保育園などがあります。
- ・小学生を対象に、放課後や土曜日、長期休暇中の遊びや生活の場を確保するための支援事業として、「わくわくプラザ」を市内の全ての公立小学校に設置しています。

	年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
		(2020) 年度	(2021) 年度	(2022) 年度	(2023) 年度	(2024) 年度
保育所の概況	施設数	484	520	546	561	563
	在籍人員	34,092人	35,493人	36,864人	37,546人	38,203人
	待機者	12人	0人	0人	0人	0人
わくわくプラザの利用状況	設置数	114	114	114	114	114
	在籍児童数	73,681人	73,789人	73,790人	73,324人	72,740人
	登録児童数	26,665人	24,956人	25,103人	30,061人	33,311人
	登録率	36.1%	33.8%	34.0%	41.0%	46.0%

【保育所の概況：川崎市統計書令和6（2024）年度版
わくわくプラザの利用状況：こども未来局青少年支援室】

(2) ワーク・ライフ・バランスの取組を行っている事業所割合

数値目標：令和7（2025）年度までに、80%以上を目指す。

	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
	(2020) 年度	(2021) 年度	(2022) 年度	(2023) 年度	(2024) 年度
ワーク・ライフ・バランスの取組を行っている事業所割合	76.8%	79.1%	80.0%	77.6%	74.7%

【出典 令和2（2020）～令和6（2024）年度版 川崎市労働白書】

(3) 川崎市の民間企業・事業所における年次有給休暇の消化状況

	20%未満	20-29%	30-39%	40-49%	50-59%	60-69%	70-79%	80%以上	無回答
	事業所 (n=886)	8.9%	4.3%	12.6%	6.3%	14.6%	12.6%	13.0%	24.2%

※調査事業所数に占める割合

【出典 令和6（2024）年度版 川崎市労働白書】

(4) 市役所における男性の育児休業取得状況

①数値目標：令和7（2025）年度までに、配偶者が出産した男性職員に占める育児休業取得者の割合30%を目指す。

	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
	(2020)年度	(2021)年度	(2022)年度	(2023)年度	(2024)年度
割合 (人)	17.8%	25.8%	37.4%	57.8%	72.1%

※（算出方法）＝育児休業を取得した男性職員数／子の誕生を迎えた男性職員数

②取得期間の分布状況

	7日未満	7日以上 2週間未満	2週間以上 1月未満	1月以上 半年未満	半年以上 1年未満	1年以上 1年半未満	1年半以上 2年未満	2年以上
取得者全体 276人 (取得対象者 383人)	8人	13人	63人	143人	30人	15人	1人	3人

【出典 令和6(2024)年度 川崎市特定事業主行動計画の実施状況の公表について】

(5) 市役所における職員の年次休暇の取得状況

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
平均取得 日数	男性14.4日 女性13.7日	男性14.7日 女性13.2日	男性15.2日 女性13.6日	男性16.6日 女性15.3日	男性16.1日 女性14.9日

【総務企画局人事課】

(6) 市役所における男女別介護休業取得者の人数

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
男性	4人	2人	4人	6人	7人
女性	3人	7人	5人	4人	7人

【総務企画局人事課】

(7) 市役所職員の時間外勤務状況：年間480時間を超える時間外勤務者数

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
男性	613人	667人	650人	637人	647人
女性	208人	257人	234人	189人	211人

【総務企画局人事課】

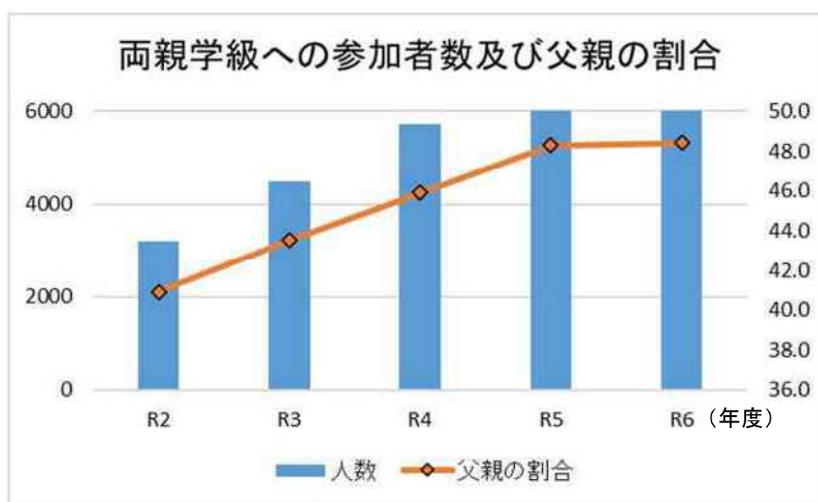
基本施策6 家庭生活への男性の参画促進

(1) 各区役所地域みまもり支援センター 両親学級

各区役所地域みまもり支援センターでは、初めて出産する方とそのパートナーを対象に妊娠・出産・子育てに必要な知識を学ぶことができる両親学級を開催しています。

		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
開設回数		150回	162回	204回	192回	189回
開設延日数		201日	192日	235日	228日	201日
参加者数	総数	3,188人	4,486人	5,721人	6,480人	6,396人
	うち男性	1,297人	1,950人	2,625人	3,133人	3,098人
受講者延べ数		3,609人	4,803人	6,099人	6,480人	6,396人

※新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2(2020)年度～令和3(2021)年度は実施回数と参加者数が減少しています。
【こども未来局児童家庭支援・虐待対策室】



基本施策7 女性活躍や働き方改革に向けた企業の取組の促進

(1) 「かわさき☆えるぼし」認証企業数

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
新規認証企業数	18社	26社	44社	23社	16社
総認証企業数	59社	83社	109社	132社	146社

※平成30年度認証制度創設。認証期間は令和3年度から2年間から3年間に変更。
また、令和6年度から、認証を更新する場合の認証期間を3年間から5年間に変更。

【市民文化局人権・男女共同参画室】

目標Ⅲ－１ 主な取組状況、課題及び今後の方向性

目標Ⅲ 地域における男女共同参画の推進

(基本施策 8 「女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援」)

川崎市では、若年層を対象としたデートDV予防啓発を目的として、市内の中学校、高等学校、大学及び専門学校において、デートDV予防啓発ワークショップを実施しています。令和6年度は全12回実施し、776人が参加しました。講座終了後に実施したアンケートでは、中学生からは「ワークショップを通じてデートDVについて理解を深めることができた」「将来、身近なところでデートDVが起らないよう気を付けたい」といった感想が多く寄せられました。また、大学生からは「自分が過去に経験したことがデートDVだったと気づいた」といった声も聞かれ、年齢層に応じた気づきや理解の深化が確認されました。

このほか、「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせて、性暴力やAV出演被害の相談窓口を周知するポスターやシール等を関係機関に配布するとともに、「二十歳を祝うつどい」のパンフレットにデートDV予防啓発に関する広報を掲載するなど、DVや性暴力を許さない社会の実現に向け、引き続き、各年齢層に応じた効果的な啓発を推進していきます。

(基本施策 9 「地域における男女共同参画の推進」)

災害時における避難所運営や生活支援においては、男女共同参画の視点をあらかじめ入れておくことが重要とされており、東日本大震災をはじめとするこれまでの災害の経験からも、その必要性が指摘されています。具体的には、おむつや生理用品などの生活必需品の不足や、性暴力・DV被害の発生・潜在化など、平時の備えや対応における課題が明らかになっています。こうした背景を踏まえ、川崎市男女共同参画センターでは、「女性の視点で考えるかわさき防災プロジェクト(JKB)」と連携し、男女共同参画の視点を取り入れた防災・減災の普及啓発に取り組んでいます。川崎市主催の「そなえるフェスタ」や、各区の総合防災訓練への参加をはじめ、地域防災リーダー養成研修を実施することで、地域において当該視点を担う人材の育成と理解促進を図っています。令和6年度は、川崎市危機管理本部との連携により、市職員を対象とした研修を実施し、平時から男女共同参画の視点を踏まえた防災対応の重要性について理解を深めました。また、能登半島地震の発生を受け、被災地の状況や避難所運営の課題を踏まえつつ、自治会・町内会等の地域団体を対象に、女性の視点から見た防災対策の必要性について講義を行いました。今後も、多様な地域団体や市民と連携しながら、男女共同参画の視点を生かした身近な防災・減災の取組を継続的に推進していきます。

(基本施策 10 「男女共同参画の視点に立った貧困など複合的な困難に対する支援」)

川崎市では、内閣府地域女性活躍推進交付金を活用し、女性の孤立を防ぎ、継続的なつながりを支援することを目的としたつながりサポート事業を令和3年度から実施しています。令和6年度は、シングル女性を主な対象とした居場所事業を実施するとともに、居場所の参加者を対象とした相談事業を実施しました。引きこもりなどの悩みを抱え、社会との関係が希薄になりがちな女性に対し、まずは安心して参加できる交流の場を提供することで、その後の相談事業や居場所事業の利用につなげることができました。また、居場所利用者専用のオープンチャットを開始し、既存の相談窓口が稼働していない日程や時間帯にも対応できる体制を整え、孤立しがちなシングル女性

に対し、切れ目のない支援を届ける取組を行いました。今後も、地域の民間団体等と連携しながら、女性が孤立することなく、必要な支援につながり続けられる体制の構築を進めていくことが求められています。

（基本施策 1 1 「生涯を通じた健康支援」）

川崎市男女共同参画センターでは、更年期に関する正しい理解と対処法を学ぶ機会を提供することで、主に40代から50代の女性が、生活環境や心身の変化を受け止めながら、自分らしい生き方を継続できるよう支援することを目的として、令和6年度から「更年期のこころと身体セルフケア」講座を開催しました。令和6年度は2回開催し、延べ39人が参加しました。講座では、更年期に生じやすい心身の変化やセルフケアの方法について学ぶとともに、自身の状態を振り返る機会を提供しました。また、講座終了後には、相談事業等の案内を行い、これまで支援につながっていなかった方を含め、潜在的に支援を必要とする女性へのアプローチにつなげることができました。

目標Ⅲ - 2 目標数値の達成状況と施策の進捗状況

基本施策 8 女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援

（1）「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」の推進

DV防止対策や被害者支援を具体的に推進するために策定した「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」に基づき、弁護士会、裁判所、医師会、法務局、警察、児童相談所、各区保健福祉センター等の関係機関により組織された「川崎市DV被害者支援対策推進会議」を開催し、DV被害者支援の状況の情報提供や意見交換等を行い、効果的な被害者支援に向けて、緊密かつ円滑な連携に努めました。なお、平成28（2016）年度から裁判所がオブザーバーとして参加しています。

【こども未来局】

（2）DV相談対応件数（DV被害者相談）

	DV相談支援センター（総合相談窓口）における相談件数	区役所におけるDV相談件数	男女共同参画センター相談事業におけるDV相談件数	人権オンブズパーソンにおけるDV相談件数	DV相談対応総件数
令和2（2020）年度	718件	4,773件	328件	14件	5,833件
令和3（2021）年度	595件	5,259件	810件	22件	6,686件
令和4（2022）年度	754件	3,569件	925件	12件	5,260件
令和5（2023）年度	878件	3,595件	1,033件	8件	5,514件
令和6（2024）年度	841件	3,190件	1,128件	14件	5,173件

※平成30（2018）年度に相談件数の把握方法を内閣府の報告用統計に合わせたこと等をうけ、区役所における相談対応件数が前年度に比べ大幅に増加しています。

【こども未来局】

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく一時保護件数

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
一時保護件数	35件	28件	21件	28件	24件

【こども未来局】

(4) 緊急一時保護施設への財政支援の状況

市内でDV被害者等のための一時保護施設を運営する民間団体が安定的・継続的に活動できるよう、1施設当たり1,000万円の補助を行いました。

【こども未来局】

(5) DV等の人権侵害を受けた女性に対する支援

男女共同参画センターにおいてDV被害者の支援に役立てるために、支援物資の募集を団体・事業所等に行いました。未使用の衣類や消耗品及び電化製品など、合計6,421点の物資が集まりました。これらの物資を民間の支援団体を通じて、DV被害者の方へ提供しました。

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
支援物資数	1,916点	1,430点	2,351点	6,156点	2,486点

【出典 川崎市男女共同参画センター事業報告書、川崎市男女共同参画センターホームページ】

(6) DVをなくすための啓発活動

DV防止に向け、「成人の日を祝うつどい」のパンフレットに広報を掲載したほか、若年層を対象にデートDVを予防・啓発することを目的として、デートDV予防啓発講座を市内の中学校、高等学校、大学等で計12回実施し1,178名の参加がありました。

11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、市ホームページに専用コンテンツを掲載するほか、区役所番号表示システムや広報コーナーなどで、DV防止に向けた展示・広報を行いました。

【市民文化局人権・男女共同参画室】

(7) 男女共同参画センターにおける女性のための総合相談件数

	電話相談	面接相談	合計
令和2 (2020)年度	5,179件	120件	5,299件
令和3 (2021)年度	2,511件	162件	2,673件
令和4 (2022)年度	2,422件	121件	2,543件
令和5 (2023)年度	2,762件	144件	2,906件
令和6 (2023)年度	2,767件	170件	2,937件

※令和3年度は頻回者対応の実施、統計における無言電話件数の除外、相談体制の見直し等を行ったことを受け、相談件数が前年度比で減少しています。

【出典 川崎市男女共同参画センター令和元(2019)年度～令和6(2024)年度事業報告書】

(8) 男女共同参画センターにおける男性のための電話相談事業相談件数

男女共同参画センターでは、平成28(2016)年度より男性相談員による男性のための電話相談事業を実施しています。相談窓口の周知に当たっては、広報チラシ及び広報用相談カードの配布先を増やし、必要な方に情報が届くよう広報に努めました。

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
相談件数	233件	243件	270件	243件	293件

【出典 川崎市男女共同参画センター令和元(2019)年度～令和6(2024)年度事業報告書】

基本施策9 地域における男女共同参画の推進

(1) 「かわさき男女共同参画ネットワーク」(すくらむネット21)における活動状況

- ・市、市民、事業者が連携・協働し、男女共同参画に関する意見や情報を交換する場として、「かわさき男女共同参画ネットワーク」(参加44団体)を設置し、地域における男女共同参画の取組を進めています。
- ・令和6(2024)年度は「ジェンダー平等を実現しよう」を年間のテーマに設定し、テーマに基づき、情報収集や発信、フォーラムや全体会議での講演会を行いました。
- ・男女共同参画かわさきフォーラムは、実践女子大学人間社会学部教授 山根 純佳さんを講師としてお招きし、「ジェンダー平等とアンコンシャス・バイアス～家庭や職場からみえること～」をテーマに、講演いただきました。また全体会議では、特定非営利活動法人Waffleディレクターの森田久美子さんを講師としてお招きし、「だれでも活躍できる！IT分野でひろがる未来」をテーマに講演いただきました。

参加団体(44団体) 令和7(2025)年4月現在

(1) 川崎商工会議所	(23) 専修大学
(2) 一般社団法人 川崎市商店街連合会	(24) 日本映画大学
(3) 川崎工業振興倶楽部	(25) 日本ボーイスカウト川崎地区協議会
(4) 川崎市工業団体連合会	(26) ガールスカウト川崎市連絡会
(5) セレサ川崎農業協同組合	(27) 一般社団法人 川崎市子ども会連盟
(6) 国際ソロプチミスト川崎	(28) 公益社団法人 日本海洋少年団連盟 川崎海洋少年団
(7) 国際ソロプチミスト川崎一百合	(29) 公益財団法人 川崎市スポーツ協会
(8) 公益社団法人 川崎市医師会	(30) 川崎市レクリエーション連盟
(9) 公益社団法人 川崎市病院協会	(31) 川崎地域連合
(10) 公益社団法人 川崎市歯科医師会	(32) 川崎市全町内会連合会
(11) 公益社団法人 川崎市獣医師会	(33) 川崎市PTA連絡協議会
(12) 一般社団法人 川崎市薬剤師会	(34) 社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会
(13) 公益社団法人 川崎市看護協会	(35) 川崎人権擁護委員協議会
(14) 公益社団法人 神奈川県柔道整復師会 川崎支部	(36) 川崎市民生委員児童委員協議会
(15) 一般財団法人 川崎市鍼灸マッサージ師会	(37) 川崎市地域女性連絡協議会
(16) 川崎市理容協議会	(38) 公益財団法人 川崎市身体障害者協会
(17) 川崎市美容連絡協議会	(39) 一般財団法人 川崎市母子寡婦福祉協議会
(18) 公益社団法人 川崎市幼稚園協会	(40) 公益財団法人 川崎市生涯学習財団
(19) 川崎市立小学校長会	(41) 公益財団法人 かわさき市民活動センター
(20) 川崎市立中学校長会	(42) 川崎市総合文化団体連絡会
(21) 川崎市立高等学校長会	(43) 昭和音楽大学
(22) 川崎市特別支援学校長会	(44) 田園調布学園大学

【市民文化局人権・男女共同参画室】

(2) 町内会・自治会の会長に占める女性の割合

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
女性の割合	9.7%	9.1%	10.1%	9.2%	9.9%

【市民文化局人権・男女共同参画室】

(3) PTA会長に占める女性の割合

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
女性の割合	12.9%	10.5%	13.5%	17.7%	16.5%

【市民文化局人権・男女共同参画室】

(4) 消防団員に占める女性の割合

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
女性の割合	11.9%	11.9%	11.7%	12.2%	13.0%

【出典 令和元年～令和6年消防年報】

(5) 男女共同参画センターの施設利用状況

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
利用件数	3,430件	4,453件	4,652件	4,598件	4,613件
利用者数	57,017人	85,339人	108,354人	97,173人	92,598人

※令和元(2019)年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う施設利用の自粛要請期間等が利用件数及び利用者数に影響しています。

【出典 川崎市男女共同参画センター令和元(2019)年度～令和6(2024)年度事業報告書】

(6) 男女共同参画センターにおける男女平等推進に関する講座・研修の実施状況

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
講座・研修数	133	113	108	125	125
開催回数	221回	404回	349回	378回	300回
参加者延べ人数	女性	3,405人	5,303人	5,105人	5,932人
	男性	1,652人	180人	320人	283人

※女性の参加者数には性別を回答していない方、不明の方も含まれています。

【出典 川崎市男女共同参画センター令和元(2019)年度～令和6(2024)年度事業報告書】

(7) 男女共同参画センターにおける出前講座及び研修の実施状況

男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関連する講座や研修を地域の事業所や学校等で実施しました。令和6(2023)年度は、市内小学校12校(12回)で「性の多様性」をテーマとした出前授業を実施しました。

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
出前講座及び研修件数	4件	8件	25件	27件	26件

【出典 川崎市男女共同参画センター令和元(2019)年度～令和6(2024)年度事業報告書】

基本施策 1 0 男女共同参画の視点に立った貧困など複合的な困難に対する支援

(1) 「川崎市パートナーシップ宣誓制度」の宣誓数

- 川崎市では、性的マイノリティ当事者の抱える生きづらさの解消に当たっては、当事者の生活上の障壁を取り除く取組が重要であるとの認識の下、当事者自身が人生のパートナーであることを宣誓することにより、パートナーとして共に生活をしていきたいというカップルの気持ちを川崎市が受け止めることとし、その宣誓の事実を公的に認める「川崎市パートナーシップ宣誓制度」を令和2（2022）年2月に創設しました。
- 令和7（2025）年3月31日現在の申請件数は153組となっています。

【市民文化局人権・男女共同参画室】

(2) 自立や就労に課題を抱える若年者を対象とした支援

- 厚生労働省の委託事業である「地域若者サポートステーション事業」と連携し、自立や就労に課題を抱える15歳から39歳までの若年者を対象に、キャリアコンサルタント等による個別相談や「働く」ことに対する不安や悩みを解消していくことを目指したセミナーなど事業を実施しました。

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
登録者数	男性 92人	男性 109人	男性 131人	男性 114人	男性 111人
	女性 68人	女性 84人	女性 90人	女性 89人	女性 74人
進路 決定者数	男性 63人	男性 36人	男性 67人	男性 79人	男性 82人
	女性 52人	女性 37人	女性 66人	女性 58人	女性 53人

【経済労働局労働雇用部】

基本施策 1 1 生涯を通じた健康支援

(1) がん検診等の受診率

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
子宮がん*	25.4%	26.7%	27.6%	27.5%	28.4%
乳がん	19.2%	18.4%	19.6%	19.0%	19.4%
骨粗しょう症	4.7%	4.9%	6.0%	5.9%	7.9%

子宮がん検診、乳がん検診の算出方法について

- ・ 計算方法：市がん検診受診者数／推計対象者数（人口－就業者＋農林水産業従事者）
- ・ 推計対象者数については、平成27年度国勢調査（平成30年度～令和2年度統計分）、令和2年度国勢調査（令和3年度統計分～）による推計値。
- ・ 受診者数の算出方法は前年度受診者数＋当該年度受診者数とする。

※子宮がん検診は基本的には頸部の細胞診ですが、医師が必要と認めた場合にのみ体部の細胞診も実施しており、頸部と体部合わせて子宮がん検診の受診率を算出しています。

【健康福祉局保健医療政策部】

3 令和6(2024)年度進捗状況調査

(1) 調査概要

【調査の目的】

この調査は、条例第9条(*)に基づき、「男女平等のまち・かわさき」を実現するために、「川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」の施策の実施状況を自己点検及び評価し、その結果を広く市民や事業者公表するとともに、施策へ反映していくための資料とすることを目的としています。

* 第9条 市長は、行動計画に基づいた施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

【調査内容】

1 調査対象

「第5期川崎市男女平等推進行動計画」に掲げる事業を所管する全局本部(室)区

2 調査期間

令和7(2025)年2月21日～令和7(2025)年3月14日

3 調査方法

- ① 令和6(2024)年度男女平等推進行動計画の進捗状況に関する調査シート
〔様式1〕(111ページ参照)

内 容：各事業の所管課が、事業の進捗状況、次年度の計画や課題について点検し、令和5年度における施策事業の達成度を5段階で自己評価しました。

達成度(数値目標がない場合)

- A 男女平等推進行動計画の目標に対し、目標を上回る取組や配慮を行った
- B 男女平等推進行動計画の目標に対し、目標を概ね達成した取組や配慮を行った
- C 男女平等推進行動計画の目標に対し、一定の取組や配慮を行ったが課題がある
- D 男女平等推進行動計画の目標に対し、目標達成に向けた取組ができなかった
- E 事業を実施していない

※“目標”とは、行動計画に位置付けられた3つの目標を指します

達成度(数値目標がある場合)

- A 目標値が達成された
- B 前年度と比較して数値が向上し、かつ目標値達成まで10%以内
- C 前年度並み、もしくは前年度と比較して数値が下降した、かつ目標値まで10%以内
- D 目標値達成まで10%以上の開きがある
- E 実施していない

調査結果：概要21ページ～22ページ、個別26ページ～73ページ

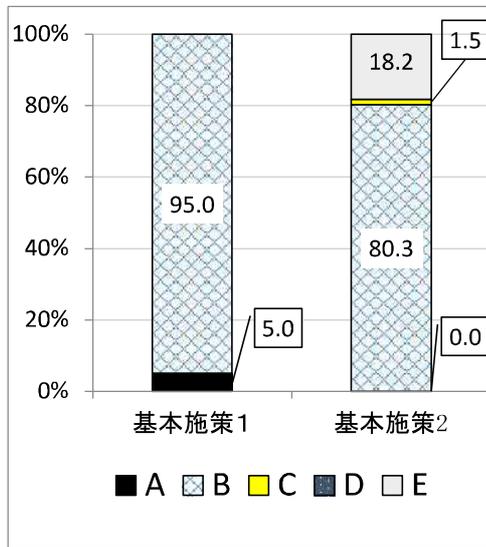
- ② 令和6(2024)年度男女共同参画推進員による評価シート
〔様式2〕(112ページ参照)

内 容：各局本部(室)区の男女共同参画推進員による局内事業の確認と点検
調査結果：23ページ～25ページ

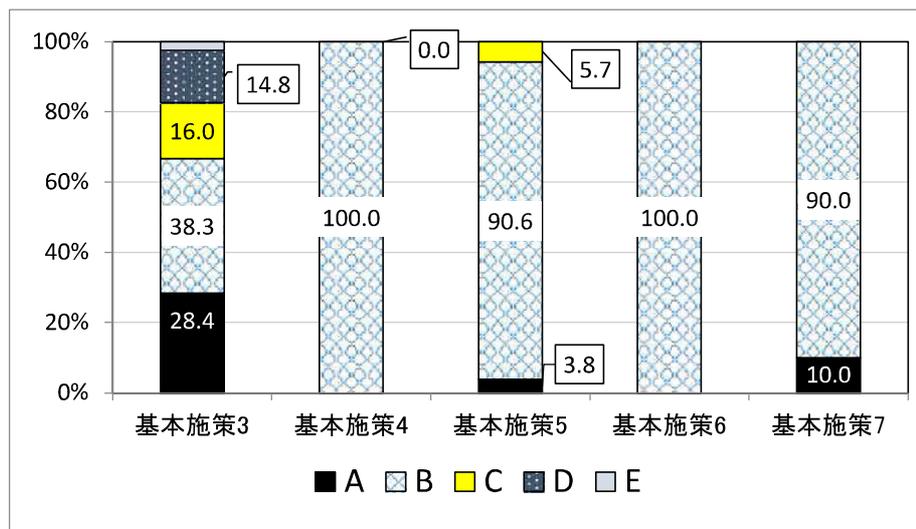
(2) 所管課による基本施策ごとの自己評価について

各所管課による事業の達成度を5段階で自己評価した結果を、基本施策ごとに、グラフにまとめました。

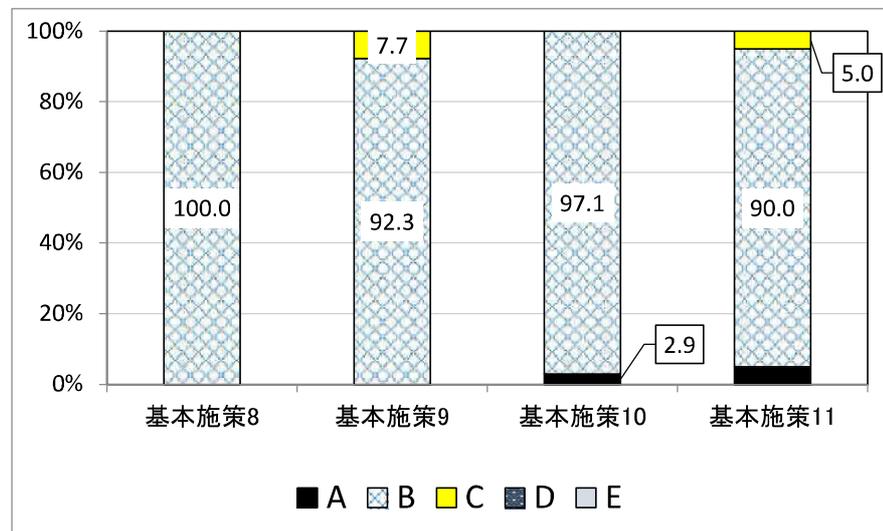
目標 I



目標 II



目標 III



所管課による各事業の進捗状況の自己評価（一覧）

		施策内容	事業数	達成度（%）				
				A	B	C	D	E
目 標 I	基本施策 1	男女共同参画の理解の促進	1 5	5.0	95.0	0	0	0
	基本施策 2	男女共同参画の視点に立った施策の推進	5	0	80.3	1.5	0	18.2
目 標 II	基本施策 3	政策・方針の立案及び決定への女性の参画拡大	9	28.4	38.3	16.0	14.8	2.5
	基本施策 4	働く女性・働きたい女性へのキャリア形成支援	1 1	0	100	0	0	0
	基本施策 5	男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた環境づくり	2 1	3.8	90.6	5.7	0	0
	基本施策 6	家庭生活への男性の参画促進	5	0	100	0	0	0
	基本施策 7	女性活躍や働き方改革に向けた企業の取組の推進	1 1	10.0	90.0	0	0	0
目 標 III	基本施策 8	女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援	1 2	0	100	0	0	0
	基本施策 9	地域活動における男女共同参画の推進	1 5	0	92.3	7.7	0	0
	基本施策 1 0	男女共同参画の視点に立った貧困など複合的な困難に対する支援	1 7	2.9	97.1	0	0	0
	基本施策 1 1	生涯を通じた健康支援	1 2	5.0	95.0	5.0	0	0

※達成度（%）は「該当の達成度を選択した所管課の数÷令和6（2024）年度に当該事業が存在した所管課の数」で算出しています。また、ひとつの事業に対して複数の所管課が担当しているため、事業数と所管課の数は一致しません。

※達成度（%）は、小数点第2位で四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

※基本施策1におけるEは、該当事業がないという理由によりEとしているため、個別事業の一覧表には掲載していません。

達成度をみると、全体でBが多くなっており、計画どおり目標に向けて事業を推進していることが分かります。

一方で、目標IIの基本施策3など、数値目標がある施策では、CやDが多くなっています。

(3) 各局本部（室）区男女共同参画推進員による評価について

今回の調査において、各局本部（室）区男女共同参画推進員に行動計画にある局本部（室）区内のすべての事業の確認を依頼しました。その事業の中で、特に男女平等推進に向け配慮した取組や、性別により異なる課題やニーズを把握した取組等を「様式2」（111ページ）により報告を受けました。

以下はその調査結果の抜粋になります。

【目標Ⅰ：男女の人権尊重及び家庭・教育における男女共同参画の推進】

〈事業の企画・実施に当たり男女どちらかの意見に偏らないよう配慮した〉

- ・企画課において毎年度作成している「かわさき子育てガイドブック」発行にあたり、性別にとらわれず男女平等の視点を踏まえた表現に留意して作成した。【こども未来局】
- ・広報物を作成する際には、性別に基づく画一的な表現がないかに注意した。【病院局】
- ・会計事務ニュースレターを作成する際、「男女平等の視点からの公的広報の作成に関する表現の手引」を踏まえ、表現やイラストが男女どちらかに偏っていないか、固定的イメージにとらわれていないかを確認した。【会計室】
- ・広報物を作る際、表現やイラストが男女どちらかに偏っていないか、固定的イメージにとらわれていないかを確認した。また、局記念事業として作成したリーフレットの「職員へのアンケート実施」にあたっては男女共に参加してもらうよう工夫した。【交通局】

〈男女それぞれにとって利用・参加しやすいよう配慮した〉

- ・管理職会議やメール、局内掲示板等により男女共同参画の理解促進を行った。【監査事務局】
- ・老若男女、様々な人の目に入りやすいような、そして男女共に参加しやすい広報を心がけた。また、性別に関わらず募集を行い、性別による参加の区別を行わなかった【港湾局】
- ・100周年記念事業において性別に偏りのないように小学生が参加しやすいイベントの企画をするように工夫した。【宮前区役所】

〈性別により異なる課題やニーズがあることを把握した〉

- ・市の統計調査やアンケート調査等の実施にあたっては、性的マイノリティに配慮しつつ、必要に応じて性別データの把握に努め、公表を行った。【複数局回答】
- ・相談事例を整理する記録で、性別把握項目を設置し、性別により異なる課題やニーズを把握した。【市民オンブズマン事務局】

〈その他男女共同参画社会の形成に向け、行った取組と成果〉

- ・働き方・仕事の進め方改革や、テレワークの一層の推進など、多様な働き方の推進に取り組んだ。【総務企画局】
- ・各公立保育所の保育内容説明会やクラス懇談会、職員会議等で、人権、子どもの権利に係る内容を取り上げ、理解を深めた。また、保育所等職員研修やキャリアアップ研修の子育て支援・保護者支援分野で研修を実施し、保育所職員の虐待予防に関する知識を深めた。【こども未来局】

【目標Ⅱ：働く場における男女共同参画の推進】

〈事業の企画・実施に当たり男女どちらかの意見に偏らないよう配慮した〉

- ・審議会等の委員を選任する際、推薦を依頼する団体に働きかけるなど、女性比率の向上に努めた。【複数局回答】
- ・介護サービス基盤の整備や、利用に向けた普及推進を図ることにより、男女共に利用者にとっては利用しやすく、介護者にとっては利用させやすい介護サービスの充実を図った。【健康福祉局】
- ・各種事業について、男女問わず参加できる体制を整備した。【経済労働局】

〈男女それぞれにとって利用・参加しやすいよう配慮した〉

- ・令和6年10月1日実施の昇任選考第1次選考において、子育て中の職員に受験しやすい環境を提供するため、託児所を設置した。【人事委員会事務局】
- ・男女共に参加しやすい広報を心がけた。【臨海部国際戦略本部】
- ・階層別研修でハラスメントの防止に関する研修を行った。【総務企画局】

〈性別により異なる課題やニーズがあることを把握した〉

- ・女性職員を対象に、働きやすい職場環境づくりに向けて所内設備の改善要望等に係るアンケート調査を実施した。【環境局】
- ・アンケートで性別等、回答者の属性をたずねる設問を設定し、回答者の男女比率などのデータを把握した。【幸区役所】
- ・アンケートや調査で必要に応じて性別把握項目を設置した。【上下水道局】
- ・事業推進の中で、職務の指定や、女性学識経験者が少ないこと等性別により異なる課題やニーズがあることを把握した。【消防局】

〈その他男女共同参画社会の形成に向け、行った取組と成果〉

- ・家事や職業的に役割分担等の偏りがないように配慮して作成したキャリア在り方生き方ノートに性の多様性（LGBTQ）に関するページを含んで配布した。【教育委員会事務局】
- ・男女が共に仕事と介護の両立を考える一助として、性別を問わず参加しやすい講演会・研修等の実施や情報提供を行った。【中原区役所】

【目標Ⅲ：地域でいきいきと暮らすための男女共同参画の推進】

〈事業の企画・実施に当たり男女どちらかの意見に偏らないよう配慮した〉

- ・性別問わず全ての市民が住み慣れた地域社会において安心して快適な生活を送ることなどを目的とした支援を実施した。【まちづくり局】
- ・外国人市民や女性の委員を含めて構成された多文化共生社会推進協議会の審議も踏まえ、多文化共生社会推進指針に基づく取組を推進した。また、男女ほぼ同数の外国人市民により構成された外国人市民代表者会議による審議を行った。【市民文化局】
- ・防災対策に男女平等の視点を反映させるため、各種会議の委員推進にあたっては女性の推薦を配慮していただくよう依頼した。【危機管理本部】

〈男女それぞれにとって利用・参加しやすいよう配慮した〉

- ・区町会連合会の三役会・理事会等の各種会議で、男女共同参画について啓発等を行った。ライフスタイルの変化を考慮し、会議を夜間を実施した。【麻生区役所】
- ・町内会連絡協議会の場において、男女比率に配慮し、男女共に発言しやすい雰囲気になるよう心がけた。【中原区役所】

〈性別により異なる課題やニーズがあることを把握した〉

- ・内閣府男女共同参画局のガイドラインを活用した図上訓練も一部避難所で行い、異なる課題やニーズを把握した。【高津区役所】
- ・避難所運営会議・訓練において、女性の視点を生かしながら、課題や役割の確認を行った。【川崎区役所】
- ・事業推進の中で、性別回答を任意項目としながらも、性別のニーズ把握を実施した。【健康福祉局】
- ・女性やファミリー層の町内会活動の参加について、啓発を行った。地域の女性が気軽に携われるよう、子どもと一緒に参加できるよう事業を実施した。【多摩区役所】

〈その他男女共同参画社会の形成に向け、行った取組と成果〉

- ・男女問わず、経済的な理由により就学困難な学齢児童生徒、就学予定者の保護者に対して必要な援助を行った。【教育委員会事務局】
- ・厚生労働省の委託事業である「かわさき若者サポートステーション事業」と連携し、自立や就労に課題を抱える若年者の就業支援を実施するとともに、若者をはじめ多様な求職者に対して効果的なテーマ設定（就職活動の基礎等）による「就職準備セミナー」を実施した。【経済労働局】
- ・川崎市DV相談支援センターにて、関係機関と連携し、性暴力等を受けた被害者の相談支援を実施した。【こども未来局】

4 個別事業の進捗状況について

記入例

★数値目標がない事業の達成度

- A 男女平等推進行動計画の目標に対し、目標を上回る取組や配慮を行った
- B 男女平等推進行動計画の目標に対し、目標を概ね達成した取組や配慮を行った
- C 男女平等推進行動計画の目標に対し、一定の取組や配慮を行ったが課題がある
- D 男女平等推進行動計画の目標に対し、目標達成に向けた取組ができなかった
- E 事業を実施していない

※男女平等推進行動計画の目標については、調査票の中の目標、基本施策、施策及びその趣旨の記載を参照して

数値目標がない事業

事業番号	事業	事業概要	令和6(2024)年度実績			今後の方向性	次年度の課題	所管局	担当部署
			年度	達成度	達成度を選択した理由				
目標Ⅰ 男女共同参画に係る教育・啓発の推進						男女平等推進行動計画の目標			
基本施策1 男女共同参画の理解の促進						目標の達成に向けた基本施策			
施策1 男女共同参画に関する広報・啓発の推進						基本施策の達成に向けた施策と施策の概要			
性別による固定的な役割分担意識の解消に向けて、男女共同参画やSDGsに関する理解を促す取組を実施する。									
1	「男女平等推進週間」等を通じた啓発を実施します。	週間事業の実施	・「男女平等推進週間」に合わせ、広報用チラシの作成・配架、市ホームページの特設コンテンツの作成・公開、区役所広報コーナーでの展示などを行い、男女平等推進の周知を行った。	R4 (2022) R5 (2023) R6 (2024) R7 (2025)	B B B	男女共同参画の理解の促進に向け、計画していた取組を実施した。	2 次年度も引き続き、「男女平等推進週間」に合わせて、啓発の取組を推進する。	市民文化局	人権・男女共同参画室

- ★今後の方向性
- 1 充実
 - 2 現状維持
 - 3 縮小
 - 4 終了
 - 5 その他(事業の見直等)

数値目標がある事業(事業番号:21、22、25、35、54、57、71)

目標Ⅱ 職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進									
基本施策3 政策・方針の立案及び決定への女性の参画拡大									
施策8_審議会等委員への女性の参画の推進									
審議会等委員への女性の参画を促進し、市の政策・方針の立案及び決定過程に、多様な視点を反映します。									
21	審議会等委員に占める女性の割合向上のための取組を推進し、令和7(2025)年度までに40%となるよう目指します。	事前協議、参加状況調査の実施	・令和6年度の数値は32.2%となり、前年度の31.2%から1ポイント増加した。 ・参加状況調査の結果を局長会議、庶務課長会議で説明し、女性委員の増加に向けた依頼及び女性候補者確保に向けた手法の情報提供を行った。	R4 (2022) R5 (2023) R6 (2024) R7 (2025)	B B B	前年度から比率がポイント増加したが、目標達成まで7.8ポイントの開きがある。	2 女性参加促進に関する好事例の情報提供や、女性委員候補情報の提供など、比率向上に向けた取組を引き続き行う。	市民文化局	人権・男女共同参画室

★数値目標がある事業の達成度

- A 目標値が達成された
- B 前年度と比較して数値が向上し、かつ目標値達成まで10%以内
- C 前年度並み、もしくは前年度と比較して数値が下降した、かつ目標値まで10%以内
- D 目標値達成まで10%以上の開きがある
- E 実施していない

事業番号	事業	事業概要	令和6(2024)年度実績			今後の方向性	次年度の課題	所管局	担当部署
			年度	達成度	達成度を選択した理由				
目標 I 男女共同参画に係る教育・啓発の推進									
基本施策1 男女共同参画の理解の促進									
施策1 男女共同参画に関する広報・啓発の推進									
性別による固定的な役割分担意識の解消に向けて、男女共同参画やSDGsに関する理解を促進するための広報・啓発活動を推進します。									
1	「男女平等推進週間」等を通じた啓発を実施します。	週間事業の実施	・市役所本庁舎25階展望ロビー、グランツリー武蔵小杉にて男女平等推進施策に係る展示を行った。 ・広報用チラシを作成し、市内公共施設等で配架した。 ・市HP上で「男女平等推進週間」コンテンツを作成し、掲載した。	R4 (2022) R5 (2023) R6 (2024) R7 (2025)	B B B	・計画どおり啓発を行った。 ・男女平等推進週間にあわせて配布した広報用チラシについて、男女共同参画の視点に配慮してイラストを作成した。	2	引き続き、男女平等推進週間に啓発を行い、市民が男女共同参画について考える機会を提供することを目指す。	市民文化局 人権・男女共同参画室
2	ホームページや市のあらゆる施設を積極的に活用した広報を実施します。	HP、情報ブラウザを通じた広報	・市内公共施設で、男女共同参画センター主催講座の広報チラシの配架や、「男女平等推進週間」広報チラシ等の配架を行い、男女平等施策の周知を図った。 ・「男女平等推進週間」や「女性に対する暴力をなくす運動期間」に合わせ、啓発ページを市HPに掲載した。	R4 (2022) R5 (2023) R6 (2024) R7 (2025)	B B B	・計画どおり広報を実施した。 ・様々な機会を捉え広報を実施することで、男女平等の理解促進に繋がった。	2	引き続き、市内公共施設における広報チラシの配架や市HPを活用した広報を行い、幅広い市民への理解促進に努めていく。	市民文化局 人権・男女共同参画室
3	男女共同参画に関する情報を読み解き、発信する力の向上に向け、書籍の閲覧や情報誌の発行等を通じた情報提供を行います。	・情報提供室の運営・充実 ・情報誌「すくらむ」などの発行	・男女共同参画センターの情報提供室を男女共同参画に関する書籍の閲覧・貸出、パソコン・インターネットを利用できる場として無料で開放した。 ・男女共同参画センターの情報誌「すくらむ」を年3回発行した。	R4 (2022) R5 (2023) R6 (2024) R7 (2025)	B B B	男女共同参画に関する書籍の閲覧・貸出やパソコン・インターネットの利用環境の提供、情報誌発行などを通じて、男女共同参画に関するメディア・リテラシーの向上を図った。	2	引き続き、情報提供室の開放を行うとともに、情報誌の発行や男女共同参画に関する書籍の紹介等による情報提供に努め、市民及び事業者の活動を支援する。	市民文化局 男女共同参画センター
4	SDGsに関する積極的な情報発信を通じ、「目標5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」の理解促進に努めます。	SDGs関連の事業やイベントの実施を通じた広報・啓発の実施	SDGsパートナーまつり、& ONE days等のイベント、フォーラム・セミナーの開催の他、東急株式会社が行う「SDGsトレイン」へのポスター掲出やかかわさきFM、市政だより、教育だよりなどの広報媒体活用等を通じて、広報・啓発を推進した。	R4 (2022) R5 (2023) R6 (2024) R7 (2025)	B B B	「目標5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」の理解促進に向けて、SDGsに関する積極的な情報発信を行ったため。	2	引き続き、地域で活動している事業者のSDGsの取組等、積極的な情報発信を実施し、市民への一層の理解促進を図る。	総務企画局 企画調整課 (R5よりSDGs・国際連携推進担当)
4	SDGsに関する積極的な情報発信を通じ、「目標5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」の理解促進に努めます。	男女共同参画に関する啓発の際は、SDGsの内容も含めた情報発信を実施	・男女平等推進行動計画はSDGs目標5「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」と方向性を共有しており、男女平等推進週間の広報チラシ発行の際は「SDGs目標5 ジェンダー平等」のロゴマークを掲載するなど、SDGsについても併せて周知した。	R4 (2022) R5 (2023) R6 (2024) R7 (2025)	B B B	広報資料作成の際は、SDGsの「目標5 ジェンダー平等」についての情報発信を行った。	2	引き続き、広報資料を作成の際は、「目標5 ジェンダー平等」についても情報発信を行っていく。	市民文化局 人権・男女共同参画室

施策2 男女共同参画に関する生涯学習の推進										
あらゆる人が男女共同参画の意義を理解し、実践に繋げることができるよう、市民や市民グループ、事業者等との連携により、多様な学びの機会を提供します。										
5	「男女共同参画かわさきフォーラム」を開催します。	フォーラムの実施	・すくらむネット21とともに実践女子大学教授 山根純佳さんを講師に「ジェンダー平等とアンコンシャス・バイアス」をテーマに、男女共同参画かわさきフォーラムを開催し、会場では74人が参加し、録画配信では219人が視聴しました。	R4 (2022)	B	より多くの方々に情報発信を図るため、参加方法を会場聴講と録画配信の2つから選択できるようにし、フォーラムを実施した。	2	令和7年度も引き続き、フォーラムの開催を通じ、男女共同参画社会の理解の促進に努める。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
6	男女共同参画に関する学習機会を提供します。	各種講座の実施	男女共同参画センターで性別によらず多様な生き方・働き方が実践できるよう各種講座を実施したほか、学校や企業への出前講座を実施し、13回、1052人の参加があった。	R4 (2022)	B	計画どおり講座等を実施することができた。	2	引き続き、市民を対象にした講座を実施することで、生活上の困難課題を乗り越える気付きや課題を理解し、次の行動につながる学びの場を提供することを目指す。	市民文化局	男女共同参画センター
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
7	教育文化会館・市民館において、「平和・人権・男女平等推進学習」を実施します。	「平和・人権・男女平等推進学習」を実施	教育文化会館・市民館において、「平和・人権・男女平等推進学習」講座を実施し、情報提供を行った。	R4 (2022)	B	平和・人権・男女平等についての理解を深めるための学習機会の提供を行った。	2	次年度も引き続き、教育文化会館・市民館における、「平和・人権・男女平等推進学習」講座や情報提供の実施を通じて、男女平等に関する学習の機会を提供する。	教育委員会事務局	生涯学習推進課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
8	男女共同参画センターでは、教育文化会館・市民館と連携して、各種講座や研修等への講師派遣を行います。	市民館等からの依頼に応じた市民館への講師派遣や出張講座の実施	市民館での平和人権推進学習や家庭教育学級に男女共同参画センター職員が講師として参加したほか、出前講座を11回（参加延べ人数311人）実施した。	R4 (2022)	B	センター職員が地域に Outreach することで、多様な学びの機会を提供した。また、センターの知名度向上にも寄与した。	2	継続した取組として、市民館等を対象とした男女平等や男女共同参画に関する講座への講師派遣や紹介を行う。	市民文化局	男女共同参画センター
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
8	男女共同参画センターでは、教育文化会館・市民館と連携して、各種講座や研修等への講師派遣を行います。	男女共同参画センターに家庭・地域教育学級、PTA活動研修などへの講師紹介・派遣を依頼	教育文化会館・市民館が実施する平和・人権・男女平等推進学習等において、男女共同参画センター職員の派遣依頼を行った。	R4 (2022)	B	市民館等の講座・学級においてセンター職員の講師派遣を受けることで、受講者に対し川崎市の現状を踏まえた男女共同参画に関する学びを提供することができた。	2	継続した取組みとして、市民館等における平和・人権・男女平等推進学習や家庭・地域教育学級等において、必要に応じて講師派遣依頼を行う。	教育委員会事務局	生涯学習推進課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

施策3 就学前教育・学校教育における男女共同参画に関する教育の推進										
幼少期・子どもの頃から、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、自分らしい生き方を選択できるよう、男女共同参画や人権尊重の理解促進や、メディア・リテラシーの向上に向けた教育を推進します。										
9	小学校の児童・教員等に向け男女平等教育参考資料「自分らしくかがやく」の作成・配布	「自分らしくかがやく」の作成・配布	男女平等教育参考資料「自分らしくかがやく」を作成し、市内小学3年生を対象に配布した。	R4 (2022)	B	男女平等教育参考資料を作成し、配布を通じて、若年層から固定的性別役割分担意識に捉われにくい生き方への理解を促進した。	2	引き続き、男女平等教育参考資料「自分らしくかがやく」を作成し、男女平等に対する意識啓発を図る。また、教員を対象としたアンケート結果を踏まえ、内容の検討・調整を行っていく。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
9	小学校の児童・教員等に向け男女平等教育参考資料「自分らしくかがやく」を活用した学習を推進します。	「自分らしくかがやく」の周知と活用の呼びかけ	人権尊重教育推進担当者研修において、男女平等参考資料の周知と活用を呼びかけた。また、「自分らしくかがやく」をG I G A 端末情報共有サイトに掲載し、教員がいつでも閲覧できるようにした。	R4 (2022)	B	引き続き男女どちらの意見に偏らないよう配慮しながら周知啓発を実施した。	2	引き続き研修会等を通して啓発をしていく。	教育委員会事務局	教育政策室
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

10	男女共同参画の視点から、保育所、学校等の運営及び保育・教育活動の充実に努めます。	園長会議等における人権研修の実施、保護者や地域への周知啓発	各公立保育所の保育内容説明会やクラス懇談会、職員会議等で、人権、子どもの権利に係る内容を取り上げ、理解を深めた。また、保育所等職員研修やキャリアアップ研修の子育て支援・保護者支援分野で研修を実施し、保育所職員の虐待予防に関する知識を深めた。	R4 (2022)	B	理解の促進に向け、職員会議、研修の実施及び保護者、子どもへの周知、啓発を行った。	2	引き続き、保育内容説明会や懇談会、職員会議、研修等を通じて子どもの人権及び権利の擁護について、周知、啓発を推進する。	こども未来局	運営管理課 (R5より保育・子育て推進部運営支援・人材育成担当)
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
10	男女共同参画の視点から、保育所、学校等の運営及び保育・教育活動の充実に努めます。	研修等を通じた教職員への周知啓発	人権尊重教育推進担当者研修(716名)やライフステージに応じた教職員研修、(新規採用教職員研修(322名)・2校目異動者研修(221名)・中堅教諭等資質向上研修(208名)、15年経験者研修(164名)、新任教頭研修(47名)、教頭研修(182名)、校長研修(160名))において、子どもの権利学習をもとに、男女を問わず一人一人の個性や能力を発揮できる学校教育の重要性について啓発を図った。	R4 (2022)	B	引き続き性別による固定的な役割分担意識の解消に向けて、男女共同参画やSDGsに関する理解を促進できるよう周知啓発を図った。	2	引き続き研修会等を通して啓発をしていく。	教育委員会事務局	教育政策室
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
11	メディアからの情報を主体的に読み解き、人権や情報モラルを尊重し、適切に発信する能力を育成する情報教育を推進します。	教育の情報化推進事業の実施	・情報活用能力(情報モラルを含む)の育成のため、担当者179名を対象とした教員研修を年間で3回行った。研修にはのべ529名の教員が参加をした。 ・「川崎市版情報活用能力チェックリスト」を活用し児童生徒が自らの情報活用能力を自己評価できるようにした。 ・児童生徒の情報モラルの育成を目指し、市立学校に通うすべての児童生徒の家庭に保護者向けリーフレット(2024年度版)を配布した。	R4 (2022)	B	情報活用能力の育成等について研修を行った。その中で、予測困難な時代の社会を生きていく子どもたちに情報モラルの育成が重要であることを確認し、教育をする大人が情報の正しい活用方法や管理・運用をすることが求められると周知を図った。	2	引き続き、児童生徒に情報活用能力の育成を行っているよう最新の事例等をセンターで収集し、教員へ研修、保護者へのリーフレット配布による周知を進める。特に教員には、GIGA端末の活用場面を生かして、教科横断的に児童生徒の情報活用能力(日常的なモラルとインターネットの特徴や情報社会の特性の理解に基づいた情報モラルを含む)を育成していきけるように啓発を行い事業を継続していく。	教育委員会事務局	情報・視聴覚センター
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

施策4 男性にとつての男女共同参画の意義についての理解の促進

男性が家庭生活や地域生活に積極的にかかわっていけるよう、情報提供や相談事業等を通じて、男性の多様な生き方・働き方について啓発を行います。

12	男性向け講座の実施や情報発信を行います。	男性向け講座・事業の実施(イキメン研究所の活動など)	男性のための子育て支援のためプレパパ向けにお役立ち情報を掲載する「イキメン研究所ジャーナル」を1回発行した。また、「プレパパカフェ」を開催し4人が参加、「親子でほっとくつろぐコンサート」を開催し310人が参加した。	R4 (2022)	B	講座開催等を通じて、男性の家庭生活参加促進について参加者に周知ができた。	2	引き続き、男性が働き方や生き方について気付きを得る場の提供を実施する。	市民文化局	男女共同参画センター
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
13 (再掲 86)	男性の様々な悩みにかかる相談事業を推進します。	男性のための電話相談の実施	「男性のための電話相談」を実施し、293件の相談があった。	R4 (2022)	B	前年度を上回る相談件数があった。	2	研修等を通じ、引き続き相談の質の向上に努めながら、実施していく。	市民文化局	男女共同参画センター
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

施策5 性の多様性についての理解の促進										
性的マイノリティの人々を含めた全ての個人が、性別にかかわらず、その個性と能力が発揮できる社会に向けて、多様な性のあり方に関する理解を促進します。										
14	性の多様性や性的マイノリティの人々の人権尊重に向けた啓発活動を実施します。	川崎市人権啓発オンライン上映「ピープルデザインシネマ」、「人権フェア」の実施	12月21日と3月22日に性的マイノリティ支援に向けた複合イベント「COLORS CINEMA KAWASAKI」を川崎市役所本庁舎2階ホールで開催した（3月は交流会のみ）。映画及びトークショーは延べ23人の申込、交流会は、延べ20人の申込であった。	R4 (2022)	B	多様な性のあり方についての考え方を広く市民に周知することができた。	2	引続き、セミナーやイベントを通じて啓発を行っていく。	市民文化局	人権・男女共同参画室
			11月23日に「人権フェア」を川崎アゼリアにて開催。韓国・朝鮮等の音楽ステージやパラスポーツ体験、人権に係る各種展示等を行い、2,087人が参加した。	R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
14	性の多様性や性的マイノリティの人々の人権尊重に向けた啓発活動を実施します。	研修等を通じた教職員への周知啓発	・性の多様性プログラムとして、希望する市立小、中学校29校に当事者団体から講師を派遣して授業を行った。	R4 (2022)	A	性の多様性プログラムを実施した学校は25校から29校に増えるとともに、子どもの権利学習ステップアップ講座を実施した。	2	性の多様性プログラム、子どもの権利学習ステップアップ講座、リーフレット配布は、引き続き実施していく。	教育委員会事務局	教育政策室
			・新規で実施した子どもの権利学習ステップアップ講座では、性的マイノリティの事例をもとに研修を行った。	R5 (2023)	A					
			・小学校（小学部）1・4年、中学校（中学部）1年生を対象に、保護者向け啓発リーフレットを配布した。	R6 (2024)	A					
				R7 (2025)						
15	性的指向や性自認に関するハラスメントやアウトティングの防止に向けたセミナー等を実施します。	企業向けLGBTセミナーの実施	オンライン配信により「企業向け人権セミナー」の一環で実施。①「企業向けLGBTセミナー」は、申込が143人（94社）、令和7年1月31日-2月14日に配信。②「ビジネスと人権セミナー」は、申込が110人（72社）、令和7年1月16日-30日に配信。	R4 (2022)	B	企業実務に詳しい講師を選定し、多様な性やハラスメントについて、企業関係者に理解を深めてもらうことができた。	2	次年度以降もオンライン配信を活用していく。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

基本施策2 男女共同参画の視点に立った施策の推進

施策6 市職員の意識改革

市職員一人ひとりが男女共同参画社会の意義を理解し、その視点に配慮して施策事業を推進できるよう啓発を行います。

16	男女共同参画社会や性の多様性についての理解を深めるための職員研修を実施します。	階層別研修の実施	階層別研修で男女共同参画社会や性の多様性に関する研修を行った。 ＜階層別研修内訳＞ ・新規採用職員研修(395名) ・採用2年目職員研修335名) ・採用3年目職員研修(351名) ・中堅職員研修(285名) ・新任係長研修(159名) ・新任課長研修(105名) ・初任者等基礎研修(324名) ※新規採用職員研修以外はeラーニング研修	R4 (2022)	B	階層別研修において、ハラスメントの防止に関する研修を実施した。	2	引き続き、階層別研修において、ハラスメントの防止に関する研修を実施する。	総務企画局	人材育成課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
16	男女共同参画社会や性の多様性についての理解を深めるための職員研修を実施します。	研修等への講師派遣	各職種別、役職別研修等において、研修主催課の要望に応じて講師派遣を行い、男女平等施策を含む人権全般をテーマにした講義を実施した。	R4 (2022)	B	階層別研修だけでなく、庶務課長会議でアンコンシャス・バイアス関連資料を提供したことで幅広く庁内への周知を行った。	2	引き続き、研修等への講師派遣や研修実施を通じ、ジェンダー平等や男女共同参画社会への理解促進を図る。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

16	男女共同参画社会や性の多様性についての理解を深めるための職員研修を実施します。	教職員への人権尊重教育推進に向けた研修の実施	性の多様性プログラム、子どもへの権利学習ステップアップ講座など、教職員の理解の程度に合わせた教育委員会職員、当事者による教職員向け研修を実施した。	R4 (2022)	A	性の多様性について、教職員の理解の程度に合わせた研修を計画し実施できたことは、性の多様性の理解につながった。	2	様々な機会を通じて引き続き教職員の人権意識向上を図る。	教育委員会事務局	教育政策室
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
17	アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)並びにポジティブ・アクション及びジェンダー統計への理解を促進します。	会議や研修を通じた理解促進	・男女共同参画推進員連絡会議で公的広報の作成に関する表現、かわさきの男女共同参画に関するアンケート、ジェンダー統計の説明を行った。	R4 (2022)	B	全局の男女共同参画推進員が参加する会議等を通じて、公的広報の作成に関する表現、かわさきの男女共同参画に関するアンケート、ジェンダー統計の内容を説明することで男女共同参画社会の形成に向けた意識の醸成を図った。	2	引き続き、会議等の場において、アンコンシャス・バイアス、ジェンダー統計への理解促進に向けた取組を行う。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
18	広報資料の作成に当たっては、「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底し、男女共同参画の視点に配慮します。	手引きの作成、配布、周知	・男女共同参画推進員連絡調整会議において、手引を配布した上で、手引を活用して男女共同参画の視点に立った資料等作成が行われるよう庁内各課に男女共同参画推進員を通じて依頼した。 ・「広報広聴主管会議」において、手引の配布及び活用について周知した。	R4 (2022)	B	手引の配布・周知を行うことで、公的資料作成における男女共同参画の視点への配慮に関する啓発につながった。	2	よりの確に男女共同参画の視点に配慮した資料等の作成が行われるよう、手引の内容を社会情勢等の変化に合わせて適宜見直しを行う。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
18	広報資料の作成に当たっては、「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底し、男女共同参画の視点に配慮します。	手引を活用した広報の実施	男女平等推進の視点に配慮しながら各種広報業務を推進した。 「市政だより」・「市勢要覧 カワサキノコト」：紙面において、イラストの服の色使いや男女の役割分担などに偏りがないように配慮した。 「広報テレビ番組・広報ラジオ番組の製作」：広報事業において、男女平等推進や人権尊重の観点から不適切な表現等がないように事業実施を行った。 あわせて、所管課と協力して、男女平等推進に関する広報を行った。	R4 (2022)	B	「市政だより」：紙面の中で、男女平等関連イベントについて扱うなど、男女平等推進に関する広報を所管課と協力して行った。 「市勢要覧 カワサキノコト」：企画の段階から男女平等に配慮し、取材先や紙面に登場いただく市民の選定では、区や活動のバランスだけではなく、男女比にも配慮して取材を行った。 「広報テレビ番組・広報ラジオ番組の製作」：台本作成及び番組放送等の際には、手引を活用するなど、男女平等に配慮して事業を執行した。	2	引き続き男女平等推進の視点に配慮しながら広報業務を推進する。 「市政だより」・「市勢要覧 カワサキノコト」：紙面において、イラストの服の色使いや男女の役割分担などに偏りがないように配慮する。 「広報テレビ番組・広報ラジオ番組の製作」：男女平等や人権の尊重に充分配慮し、テレビ・ラジオにおいて、効果的な情報発信を行う。併せて、所管課と協力して、男女平等推進に関する広報を行う。	総務企画局	男女共同参画推進員所属課(シティプロモーション推進室)
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
18	広報資料の作成に当たっては、「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底し、男女共同参画の視点に配慮します。	手引を活用した広報の実施	「公的広報の作成に関する表現の手引」について局内に周知するとともに、男女共同参画の視点に配慮されているか確認し、不適切な点があれば見直しを要請した。	R4 (2022)	B	性別にとらわれず、個性に基づく男女の多様なあり方を尊重することに留意した広報を概ね実施したため。	2	引き続き、男女共同参画の視点に配慮した広報を行うため、「手引」の周知等を行い、職員への意識啓発を行っていく。	財政局	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

18	広報資料の作成に当たっては、「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底し、男女共同参画の視点に配慮します。	手引を活用した広報の実施	局内に手引を配付し、広報資料の作成の際にそれを活用するよう周知を図った。	R4 (2022)	B	男女平等の視点を取り入れた内容表現に配慮するよう周知し、意識啓発を図った。	2	引き続き、各所属が男女平等の視点を常に意識して広報資料の作成に取り組めるよう、庶務課から継続して働きかけていく。	市民文化局	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
18	広報資料の作成に当たっては、「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底し、男女共同参画の視点に配慮します。	手引を活用した広報の実施	局内に手引を配付し周知を図るとともに、局内の広報物に対して手引きの視点に基づく内容確認を行った。	R4 (2022)	B	概ね目標とおりの配慮を実施したため。	2	引き続き男女共同参画の視点に入らした広報を実施する。	経済労働局	男女共同参画推進員所属課(庶務課)／企画課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
18	広報資料の作成に当たっては、「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底し、男女共同参画の視点に配慮します。	手引を活用した広報の実施	局内で「公的広報の作成に関する表現の手引」について周知徹底を図り、男女共同参画の視点に配慮した広報資料を担当所属において作成した。	R4 (2022)	B	手引の周知徹底を図り、男女共同参画の視点に配慮して広報資料を作成した。	2	引き続き局内で手引の周知徹底を図るとともに、男女平等の視点で考慮されているか確認し、不適切な項目があれば見直しを要請していく。	環境局	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
18	広報資料の作成に当たっては、「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底し、男女共同参画の視点に配慮します。	手引を活用した広報の実施	広報資料の作成にあたっては、男女共同参画の視点に配慮するよう「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を各課へ周知した。	R4 (2022)	B	男女共同参画の視点に配慮するよう、適切に周知を行った。	2	次年度も引き続き男女共同参画の視点に配慮するよう周知を行う。	健康福祉局	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
18	広報資料の作成に当たっては、「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底し、男女共同参画の視点に配慮します。	手引を活用した広報の実施	「かわさき子育てガイドブック」等のこども未来局が発行した刊行物については、性別にとらわれず、男女平等の視点を踏まえた表現に留意し、作成した。	R4 (2022)	B	ほぼ目標どおり実施できた。	2	次年度も引き続き、男女共同参画の視点に配慮した広報を実施する。	こども未来局	男女共同参画推進員所属課(庶務課)
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
18	広報資料の作成に当たっては、「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底し、男女共同参画の視点に配慮します。	手引を活用した広報の実施	局部所長会議等で男女共同参画に係る資料を配布するなど、局内への浸透を図った。	R4 (2022)	B	局内会議等で、男女共同参画に係る資料を配布し、局内の理解を深め、男女共同参画の視点に配慮した広報を行った。	2	今後も引き続き、手引きを参考に継続して男女共同参画の視点に配慮し、局内への浸透を図る。	まちづくり局	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
18	広報資料の作成に当たっては、「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底し、男女共同参画の視点に配慮します。	手引を活用した広報の実施	男女共同参画の視点に配慮した広報を行うよう周知し、広報資料の作成にあたっては「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を各課へ周知し、広報を実施した。	R4 (2022)	C	男女参画の視点に配慮した広報を行うよう周知した。	2	今後も引き続き、男女共同参画の視点に配慮した広報資料の作成について、手引きなどを活用し、併せて局内の職員へ周知を図る。	建設緑政局	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	C					
				R6 (2024)	C					
				R7 (2025)						
18	広報資料の作成に当たっては、「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底し、男女共同参画の視点に配慮します。	手引を活用した広報の実施	「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底するよう周知し、男女平等の視点に立った表現で広報資料等を作成するよう配慮した。	R4 (2022)	B	男女平等の視点に立った表現で広報資料等の作成を行った。	2	今後も引き続き手引等を活用し、男女共同参画の視点に配慮した広報活動を行うよう周知徹底していく。	港湾局	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
18	広報資料の作成に当たっては、「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底し、男女共同参画の視点に配慮します。	手引を活用した広報の実施	本部内において手引の周知を図るとともに、前年度に引き続き男女平等の視点に配慮した広報資料の作成・発行を行った。	R4 (2022)	B	臨海部紹介コンテンツの作成に際しては、内容やイラスト・映像について男女の露出をほぼ等しくするなど、男女平等に配慮し、性差を感じさせないよう配慮した。	2	今後も引き続き、広報資料の作成・発行に当たっては、手引等を活用しながら、男女平等の視点に配慮していく。	臨海部国際戦略本部	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

18	広報資料の作成に当たっては、「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底し、男女共同参画の視点に配慮します。	手引を活用した広報の実施	「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底し、男女共同参画の視点に配慮した上で、広報・啓発資料の作成を行った。	R4 (2022)	B	広報・啓発資料の作成に際し、男女共同参画の視点に配慮したため。	2	引き続き、「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底し、男女共同参画の視点に配慮した上で、広報・啓発資料の作成を行う。	危機管理本部	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
18	広報資料の作成に当たっては、「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底し、男女共同参画の視点に配慮します。	手引を活用した広報の実施	「会計事務ニュースレター」は会計事務についての広報であり、男女平等の視点に配慮する内容ではないが、掲載するイラストについて手引に沿うよう配慮し、7月、9月、12月及び3月の年4回発行した。	R4 (2022)	B	掲載イラストが、男女どちらかに偏らないように配慮した。	2	引き続き、「会計事務ニュースレター」の発行にあたっては、手引を活用し、掲載するイラストについて男女平等の視点に配慮していく。	会計室	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
18	広報資料の作成に当たっては、「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底し、男女共同参画の視点に配慮します。	手引を活用した広報の実施	手引を活用し、男女平等の視点に配慮しながら、広報資料を作成した。	R4 (2022)	B	手引を活用し、男女平等の視点に配慮した表現になるように随時確認を行いながら、市政だよりや各種広報資料の作成、ホームページの更新等を行った。	2	引き続き、手引を活用し、男女平等の視点に配慮しながら、市政だよりや各種広報資料の作成、ホームページの更新等を行う。	川崎区役所	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)／企画課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
18	広報資料の作成に当たっては、「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底し、男女共同参画の視点に配慮します。	手引を活用した広報の実施	市政だよりやSNSへの掲載など、広報主管課で取りまとめる広報に関しては手引を活用した広報を実施した。	R4 (2022)	B	掲載内容を確認し、必要に応じて男女共同参画の視点に配慮するよう周知するなど、区内各課への啓発を行った。	2	引き続き実施する。	幸区役所	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
18	広報資料の作成に当たっては、「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底し、男女共同参画の視点に配慮します。	手引を活用した広報の実施	手引を活用し、男女平等の視点に配慮した広報を行った。	R4 (2022)	B	広報資料作成に係る手引きの周知及び手引きに基づく表現での資料等作成と作成内容の表現に係る修正を行った。	2	引き続き、手引の周知及び手引に基づく刊行物・広報資料の作成を依頼し、男女平等の視点に配慮した広報を行う。	中原区役所	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
18	広報資料の作成に当たっては、「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底し、男女共同参画の視点に配慮します。	手引を活用した広報の実施	広報資料の作成について、各所属に手引活用の周知を行い、男女共同参画の視点に配慮した。	R4 (2022)	B	広報資料作成にあたり、各所属へ手引の活用を行うよう周知した。	2	今後も引き続き、各課へ手引の周知を行い、男女共同参画の視点に配慮した広報をしていく。	高津区役所	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
18	広報資料の作成に当たっては、「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底し、男女共同参画の視点に配慮します。	手引を活用した広報の実施	各課へ手引きの周知を行い、男女平等の視点に配慮した広報を実施した。	R4 (2022)	B	機会を捉え、各課へ手引きの周知を行い、男女平等の視点に配慮した。	2	引き続き各課へ手引きの周知を行い、男女平等の視点に配慮していく。	宮前区役所	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
18	広報資料の作成に当たっては、「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底し、男女共同参画の視点に配慮します。	手引を活用した広報の実施	男女いづれかに偏った表現にならないように配慮した広報を実施した。	R4 (2022)	B	概ね男女共同参画の視点に配慮することができた。	2	引き続き男女平等の視点に配慮した広報を実施する。	多摩区役所	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
18	広報資料の作成に当たっては、「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底し、男女共同参画の視点に配慮します。	手引を活用した広報の実施	手引きの活用について各課に周知し、男女共同参画の視点に配慮した広報を実施した。	R4 (2022)	B	広報資料の作成にあたり手引きを活用するよう各課に周知し、男女共同参画の視点に配慮した。	2	次年度も引き続き、男女共同参画の視点に配慮した広報を実施するよう区役所各課に周知していく。	麻生区役所	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

18	広報資料の作成に当たっては、「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底し、男女共同参画の視点に配慮します。	手引を活用した広報の実施	年4回各戸配布等により広報紙を配布した。	R4 (2022)	B	昨年度に引き続き、広報紙における表現やキャラクターの使用に当たり、男女共同参画の視点を配慮して制作したため。	2	引き続き男女平等の視点を配慮し、広報紙等の制作を行う。	上下水道局	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
18	広報資料の作成に当たっては、「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底し、男女共同参画の視点に配慮します。	手引を活用した広報の実施	ポスター等の広報資料において、男女平等の視点に立った資料の作成を行った。	R4 (2022)	B	広報資料作成時には、係内の男女複数人で確認点検を行った。	2	昨年度に引き続き、手引の内容及び男女平等推進の視点に配慮した広報資料の作成を周知した上で、広報資料の点検を行う。	交通局	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
18	広報資料の作成に当たっては、「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底し、男女共同参画の視点に配慮します。	手引を活用した広報の実施	看護師募集用の広報資料において、男女平等の視点に立った資料の作成を行った。	R4 (2022)	B	男女共同参画の視点に配慮して、広報資料を作成した。	2	次年度も引き続き、広報資料作成時には「公的広報の作成に関する表現の手引」を活用するなど、男女共同参画の視点に配慮して作成する。	病院局	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
18	広報資料の作成に当たっては、「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底し、男女共同参画の視点に配慮します。	手引を活用した広報の実施	「公的広報の作成に関する表現の手引」を活用し、性別に基づく固定的な役割分担意識やイメージにとらわれない表現をもって広報資料を作成した。	R4 (2022)	B	「公的広報の作成に関する表現の手引」を活用し、必要な情報を正確に分かりやすく伝えるために、情報の受け手に配慮した表現に努めた。	B	引き続き広報資料の作成に当たっては、「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底し、男女共同参画の視点に配慮する。	消防局	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
18	広報資料の作成に当たっては、「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底し、男女共同参画の視点に配慮します。	手引を活用した広報の実施	広報資料の作成に当たり、男女共同参画の視点に配慮した。	R4 (2022)	B	男女共同参画の視点に配慮した広報を実施した。	2	次年度も引き続き、男女共同参画の視点に配慮した広報の実施を推進する。	市民オンブズマン事務局	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
18	広報資料の作成に当たっては、「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底し、男女共同参画の視点に配慮します。	手引を活用した広報の実施	「教育だよりかわさき」の作成については、男女平等の視点を踏まえた表現に留意し、作成した。	R4 (2022)	B	広報誌の作成にあたっては、男女平等の視点で行うよう配慮した。	2	次年度も引き続き、男女平等推進の視点に配慮し、広報誌を作成していく。	教育委員会事務局	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)／教育政策室
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
18	広報資料の作成に当たっては、「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底し、男女共同参画の視点に配慮します。	手引を活用した広報の実施	男女いずれかに偏った表現にならないよう配慮した広報を実施した。	R4 (2022)	B	男女共同参画の視点に配慮したポスター等広報資料作成することができた。	2	引き続き男女共同参画の視点に配慮していく。	選挙管理委員会事務局	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
18	広報資料の作成に当たっては、「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底し、男女共同参画の視点に配慮します。	手引を活用した広報の実施	管理職会議やメール、局内掲示板等で男女共同参画の視点に係る資料を配布するなど、局内への周知を図った。	R4 (2022)	B	局内に周知し、職員の理解を深めた。	2	次年度も引き続き、局内へ男女共同参画の視点に係る資料等を周知し、男女平等参画の視点に配慮する。	監査事務局	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
18	広報資料の作成に当たっては、「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底し、男女共同参画の視点に配慮します。	手引を活用した広報の実施	「公的広報の作成に関する表現の手引」について局内に周知するとともに、刊行物の作成にあたっては、差別的表現がないよう配慮をおこなった。	R4 (2022)	B	差別的表現がないよう、男女共同参画の視点に配慮して作成した。	2	引き続き、刊行物の作成にあたっては、手引を活用し、男女平等推進の視点に配慮していく。	人事委員会事務局	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

18	広報資料の作成に当たっては、「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底し、男女共同参画の視点に配慮します。	手引を活用した広報の実施	手引を活用し、男女共同参画の視点に配慮して市議会広報紙「議会かわさき」やポスター等を作成した。	R4 (2022)	B	男女共同参画の推進に向けて、多様な在り方を尊重することに留意した広報を実施できたため。	2	引き続き男女共同参画の視点に配慮した広報を実施する。	議会局	男女共同参画推進員所屬課(庶務担当課)
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
施策7 ジェンダー統計についての理解の促進及び男女共同参画社会の形成に及ぼす影響把握の実施										
性別により異なる課題やニーズがある状況を客観的に把握するジェンダー統計に対する理解を促進し、各種統計やアンケート調査を実施します。例えば、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、性別によって雇用や生活等に異なる影響を及ぼしており、市民生活にもたらされた影響を男女共同参画の視点から把握・分析を行います。										
19	市民等を対象にした調査を実施し、男女共同参画に関する意識・実態や課題を把握します。	市民アンケートなど、調査・研究事業の実施	川崎市男女共同参画の進捗状況及び課題把握のため市民アンケート調査を実施するとともに、川崎で活躍する女性や男女共同参画推進者のあゆみについて調査を行った。	R4 (2022)	B	市民アンケートの実施に向け、設問を含めた調査票の作成、回答者の負担軽減を図るためオンライン回答フォームの作成などを行い、回答内容の集計作業を行いました。	2	市民向けの啓発資料として、引き続きデータブックの配布・周知を行う。また、市民アンケートの調査結果については、今後、報告書としてまとめていく。	市民文化局	男女共同参画センター
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
20	市の統計調査やアンケート調査等の実施に当たっては、ジェンダー統計の観点から必要な取組を進めます。	男女別統計データの集計及び公表	法定受託事務として実施した調査の結果について、男女別の集計項目を作成し、統計資料を公表した。	R4 (2022)	B	統計結果を市ホームページや刊行物等で広く一般に公表した。	2	次年度も引き続き、必要に応じて性別データの把握及び公表に努める。	総務企画局	統計資料作成所管課記入後、庶務課(男女共同参画推進員所屬課)で取りまとめ・統計情報課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
20	市の統計調査やアンケート調査等の実施に当たっては、ジェンダー統計の観点から必要な取組を進めます。	市の統計調査では、必要に応じて性別項目を設け、異なる課題やニーズを把握	川崎市「運動・スポーツに関するアンケート調査」を実施した。実施にあたっては、必要に応じて性別データの把握に努めた。	R4 (2022)	E	必要に応じて適切に実施した。	2	引き続き、統計調査やアンケート調査を実施する際は、男女平等推進の視点に配慮し、実施していく。	市民文化局	統計資料作成所管課記入後、庶務課(男女共同参画推進員所屬課)で取りまとめ
				R5 (2023)	E					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
20	市の統計調査やアンケート調査等の実施に当たっては、ジェンダー統計の観点から必要な取組を進めます。	市の統計調査では、必要に応じて性別項目を設け、異なる課題やニーズを把握	市民向けアンケート調査の実施にあたっては、男女共同参画の視点に配慮してアンケートを実施し、必要に応じて性別データの把握に努めた。	R4 (2022)	B	概ね目標とおりの配慮を実施したため。	2	アンケート調査等の実施にあたっては、引き続き男女平等推進の視点に配慮し、必要に応じて性別の項目設置等を検討する。	経済労働局	統計資料作成所管課記入後、庶務課(男女共同参画推進員所屬課)で取りまとめ
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
20	市の統計調査やアンケート調査等の実施に当たっては、ジェンダー統計の観点から必要な取組を進めます。	市の統計調査では、必要に応じて性別項目を設け、異なる課題やニーズを把握	アンケート調査を実施する際は性別の項目の必要性について検討し、設定した。	R4 (2022)	B	ジェンダー統計の観点に配慮してアンケート調査を行った。	2	引き続きアンケート調査を実施する際にはジェンダーの視点から設問が作成されているか確認し、不適切な項目があれば見直しを要請していく。	環境局	統計資料作成所管課記入後、庶務課(男女共同参画推進員所屬課)で取りまとめ
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
20	市の統計調査やアンケート調査等の実施に当たっては、ジェンダー統計の観点から必要な取組を進めます。	市の統計調査では、必要に応じて性別項目を設け、異なる課題やニーズを把握	市の統計調査やアンケート調査等の実施にあたっては、必要に応じて性別データの把握に努め、公表を行った。	R4 (2022)	B	男女比率を把握し、公表に向けて適切に実施した。	2	次年度も引き続き必要に応じて性別データの把握に努め、公表を行う。	健康福祉局	統計資料作成所管課記入後、庶務課(男女共同参画推進員所屬課)で取りまとめ
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

20	市の統計調査やアンケート調査等の実施に当たっては、ジェンダー統計の観点から必要な取組を進めます。	市の統計調査では、必要に応じて性別項目を設け、異なる課題やニーズを把握	「第9回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」の実施に当たり、男女平等推進の視点に配慮して項目を設定するとともに、今回から新たに性別項目を設け、「選べない・答えたくない」の選択肢も設けた上、アンケート調査を実施した。「子ども・若者調査」では、必要に応じて性別項目を設け、課題やニーズの把握に務めた。	R4 (2022)	B	調査を実施するに当たり男女平等推進の視点に配慮を行いながら、調査を適切に実施した。また、性別項目を設けたことで、性別ごとに集計することも可能となった。	2	引き続き、男女平等推進の視点に配慮し、調査等を実施していく。	子ども未来局	統計資料作成所管課記入後、庶務課(男女共同参画推進員所屬課)で取りまとめ ／青少年支援室
				R5 (2023)	E					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
20	市の統計調査やアンケート調査等の実施に当たっては、ジェンダー統計の観点から必要な取組を進めます。	市の統計調査では、必要に応じて性別項目を設け、異なる課題やニーズを把握	生田緑地指定管理者において常設の満足度調査を実施。性別の設問について、男・女・その他・回答しないの4つの選択肢を設けた。	R4 (2022)	E	性別により異なるニーズを把握しながら、回答を希望しない人にも配慮したため。	2	引き続き、男女共同参画の視点に配慮しながら、アンケート調査を実施する。	建設緑政局	統計資料作成所管課記入後、庶務課(男女共同参画推進員所屬課)で取りまとめ
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
20	市の統計調査やアンケート調査等の実施に当たっては、ジェンダー統計の観点から必要な取組を進めます。	市の統計調査では、必要に応じて性別項目を設け、異なる課題やニーズを把握	区民2,000人を対象に区内の住みやすさ、区政に関する感想及び要望、防災に対する意識等についてのアンケート調査を実施した。	R4 (2022)	E	性別・年齢等、回答者属性を訪ねる設問を設定し、回答者の男女比率などのデータを把握・分析した。	2	次回以降のアンケート調査においても男女平等の視点に配慮しながら、調査を実施する。	川崎区役所	統計資料作成所管課記入後、庶務課(男女共同参画推進員所屬課)で取りまとめ
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
20	市の統計調査やアンケート調査等の実施に当たっては、ジェンダー統計の観点から必要な取組を進めます。	市の統計調査では、必要に応じて性別項目を設け、異なる課題やニーズを把握	・幸区に在住している18歳以上の個人2,000人(外国人含む)を対象として、令和6年9月13日～9月30日に調査を実施した。 ・有効回収率: 43.3%(866件)	R4 (2022)	B	性別・年齢等、回答者属性をたずねる設問を設定し、回答者の男女比率などのデータを把握した。	2	隔年実施のため、再来年度の実施に向けて検討を行う。	幸区役所	統計資料作成所管課記入後、庶務課(男女共同参画推進員所屬課)で取りまとめ
				R5 (2023)	E					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
20	市の統計調査やアンケート調査等の実施に当たっては、ジェンダー統計の観点から必要な取組を進めます。	市の統計調査では、必要に応じて性別項目を設け、異なる課題やニーズを把握	性別記載欄に「回答しない」項目を設定し、区民アンケート(隔年実施)を実施。区政に対する区民のニーズを把握し、課題解決に向けた基礎資料とした。	R4 (2022)	B	事業や調査内容により性別・年齢等、回答者の属性を尋ねる設問を設定し、回答者の男女比率などのデータを把握した。	2	区民アンケートは、隔年実施のため、令和8年度の実施に向けた検討を進める。	中原区役所	統計資料作成所管課記入後、庶務課(男女共同参画推進員所屬課)で取りまとめ
				R5 (2023)	E					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
20	市の統計調査やアンケート調査等の実施に当たっては、ジェンダー統計の観点から必要な取組を進めます。	市の統計調査では、必要に応じて性別項目を設け、異なる課題やニーズを把握	・多摩区に在住している18歳以上の男女個人2,000人(外国人含む)を対象として、令和6年10月1日～10月31日に調査を実施した。 ・有効回収率: 40.4%(807件)	R4 (2022)	B	生活環境の満足度や、区役所が推進する取組などに関する設問を設定し、年齢や性別により異なるニーズがあることを把握した。	2	引き続き、男女平等の視点に配慮しながら、次回実施に向けて、検討を行っていく。	多摩区役所	統計資料作成所管課記入後、庶務課(男女共同参画推進員所屬課)で取りまとめ
				R5 (2023)	E					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
20	市の統計調査やアンケート調査等の実施に当たっては、ジェンダー統計の観点から必要な取組を進めます。	市の統計調査では、必要に応じて性別項目を設け、異なる課題やニーズを把握	・麻生区に在住している満18歳以上の男女個人2,000人(外国人含む)を対象として、令和6年7月12日～8月12日に調査を実施した。 ・有効回収率: 56.9%(1,138件)	R4 (2022)	E	性別・年齢等、回答者属性をたずねる設問を設定し、回答者の男女比率などのデータを把握した。	2	隔年実施のため、再来年度の実施に向けて検討を行う。	麻生区役所	企画課/総務課
				R5 (2023)	E					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
20	市の統計調査やアンケート調査等の実施に当たっては、ジェンダー統計の観点から必要な取組を進めます。	市の統計調査では、必要に応じて性別項目を設け、異なる課題やニーズを把握	市民意識調査アンケートを実施した。また、みずみずフェア等でアンケート調査を実施した。	R4 (2022)	B	抽出条件や設問を決定するに当たり、必要に応じた性別項目や、ジェンダー統計に配慮した設問内容等を設定し、適切に実施できたため。	2	引き続きジェンダー統計の観点に配慮し、アンケート調査等を行う。	上下水道局	統計資料作成所管課記入後、庶務課(男女共同参画推進員所屬課)で取りまとめ
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

20	市の統計調査やアンケート調査等の実施に当たっては、ジェンダー統計の観点から必要な取組を進めます。	市の統計調査では、必要に応じて性別項目を設け、異なる課題やニーズを把握	Webやチラシを通じ、市バスお客様アンケート調査を実施した。	R4 (2022)	B	市バスお客様アンケート調査は、統計上、男女比率を把握する必要がないことから、性別記入欄を設けていない。	2	市バスお客様アンケート調査を引き続き実施し、市バスに対するお客様満足度の把握に努める。	交通局	統計資料作成所管課記入後、庶務課(男女共同参画推進員所屬課)で取りまとめ
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
20	市の統計調査やアンケート調査等の実施に当たっては、ジェンダー統計の観点から必要な取組を進めます。	市の統計調査では、必要に応じて性別項目を設け、異なる課題やニーズを把握	市の統計調査やアンケート調査等の実施に当たっては、ジェンダー統計の観点から必要に応じて性別項目を設け、異なる課題やニーズを把握した。	R4 (2022)	B	行動計画に基づく取組を実施し、アンケート調査等の実施に当たっては、性別による異なる課題やニーズの把握に努めた。	B	引き続き市の統計調査やアンケート調査等の実施に当たっては、ジェンダー統計の観点から必要な取組を進める。	消防局	統計資料作成所管課記入後、庶務課(男女共同参画推進員所屬課)で取りまとめ
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
20	市の統計調査やアンケート調査等の実施に当たっては、ジェンダー統計の観点から必要な取組を進めます。	市の統計調査では、必要に応じて性別項目を設け、異なる課題やニーズを把握	アンケート調査等の実施については、男女共同参画の視点に配慮した。	R4 (2022)	E	男女共同参画の視点に配慮したアンケート調査等を実施した。	2	次年度も引き続き、アンケート調査等の実施に当たっては男女共同参画の視点に配慮する。	市民オンブズマン事務局	統計資料作成所管課記入後、庶務課(男女共同参画推進員所屬課)で取りまとめ
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
20	市の統計調査やアンケート調査等の実施に当たっては、ジェンダー統計の観点から必要な取組を進めます。	市の統計調査では、必要に応じて性別項目を設け、異なる課題やニーズを把握	5月1日調査期日の「市立学校統計調査」において、男女別の児童・生徒数を把握し、公表している。	R4 (2022)	B	調査結果を市ホームページで広く一般に公表した。	2	次年度も引き続き、男女平等推進の視点に配慮し、調査を実施していく。	教育委員会事務局	統計資料作成所管課記入後、庶務課(男女共同参画推進員所屬課)で取りまとめ
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
20	市の統計調査やアンケート調査等の実施に当たっては、ジェンダー統計の観点から必要な取組を進めます。	市の統計調査では、必要に応じて性別項目を設け、異なる課題やニーズを把握	人事行政の適正な運営のため、採用・昇任・勤続年数等における男女比率を調査した。	R4 (2022)	B	調査結果をもとに、川崎市職員の人事に関する統計報告を作成した。	2	引き続き、適正な調査のもと、統計報告を作成する。	人事委員会事務局	統計資料作成所管課記入後、庶務課(男女共同参画推進員所屬課)で取りまとめ
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

事業番号	事業	事業概要	令和6(2024)年度実績	年度ごとの達成度(男女共同参画の視点に配慮した事業の推進度)			今後の方向性	次年度の課題	所管局	担当部署
				年度	達成度	達成度を選択した理由				
目標Ⅱ 職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進										
基本施策3 政策・方針の立案及び決定への女性の参画拡大										
施策8 審議会等委員への女性の参画の推進										
審議会等委員への女性の参画を促進し、市の政策・方針の立案及び決定過程に、多様な視点を反映します。										
21	審議会等委員に占める女性の割合向上のための取組を推進し、令和7(2025)年度までに40%となるよう目指します。	事前協議、参加状況調査の実施	女性比率(全市) 令和6年度:34.2% ・新規設置及び改選を行う審議会等所管対象課と事前協議を行い女性参加促進を働きかけた。 ・全審議会等を対象にした参加状況調査を実施し、現状把握及び課題の検討を行った。 ・改選を行う審議会等を対象に女性候補者確保に向けた手法等の情報提供を行った。 ・局長会議、庶務課長会議において各局に審議会等の女性の比率向上に向けた取組を依頼した。	R4(2022)	B	令和6年度女性比率は34.2%と、令和5年度の33.5%から0.7ポイント増となっているが、目標値の40%までにはまだ開きがある。	1	引き続き、目標達成に向けて事前協議を行うほか、局長会議、庶務課長会議等、様々な場を通じてにおいて比率向上に向けた取組の依頼や女性候補者確保に向けた手法の情報提供を行う。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R5(2023)	B					
				R6(2024)	B					
				R7(2025)						
21	審議会等委員に占める女性の割合向上のための取組を推進し、令和7(2025)年度までに40%となるよう目指します。	審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和6年度:42.4%	R4(2022)	A	令和6年度は42.4%であり、目標を達成している。	1	引き続き局内所管の審議会等委員の女性比率の向上を目指すよう要請していく。	総務企画局	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5(2023)	A					
				R6(2024)	A					
				R7(2025)						
21	審議会等委員に占める女性の割合向上のための取組を推進し、令和7(2025)年度までに40%となるよう目指します。	審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和6年度:29.2%	R4(2022)	B	前年度から比率が2.8ポイント減少し、目標達成まで10.8ポイントの開きがある。	2	専門や職種等に対する委員選任もあり難しいが、引き続き女性委員の参加向上に努めていく。	財政局	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5(2023)	B					
				R6(2024)	D					
				R7(2025)						
21	審議会等委員に占める女性の割合向上のための取組を推進し、令和7(2025)年度までに40%となるよう目指します。	審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和6年度:41.8%	R4(2022)	B	令和5年度は41.0%であり、前年度から比率が0.8%増加し、目標数値である40%を達成した。	2	委員を選任する際には、男女比に配慮し、女性比率の向上に努めるよう、局内各課に周知していく。	市民文化局	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5(2023)	A					
				R6(2024)	A					
				R7(2025)						
21	審議会等委員に占める女性の割合向上のための取組を推進し、令和7(2025)年度までに40%となるよう目指します。	審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和6年度:30.9%	R4(2022)	D	情報提供し比率向上に向け働きかけ、目標の達成に至らなかったため。	1	局内各課に対し、審議会等における委員選任時の女性比率を向上するよう働きかけていく。また、男女共同参画に関する積極的な情報提供を行っていく。	経済労働局	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5(2023)	D					
				R6(2024)	D					
				R7(2025)						
21	審議会等委員に占める女性の割合向上のための取組を推進し、令和7(2025)年度までに40%となるよう目指します。	審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和6年度:30.9%	R4(2022)	D	目標値には到達しなかったが、昨年度から10%以上増加し、目標値に近づいたため。	2	令和7年度までの目標達成に向けて、引き続き女性委員の選任依頼を継続して行う。	環境局	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5(2023)	D					
				R6(2024)	D					
				R7(2025)						

21	審議会等委員に占める女性の割合向上のための取組を推進し、令和7(2025)年度までに40%となるよう目指します。	審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和6年度：34.2%	R4 (2022)	C	令和6年度女性比率は34.2%と、令和5年度の33.4%とほぼ同様の比率となっており、目標値の40%までにはまだ開きがある。	1	専門領域や職種等を踏まえた選任との兼ね合いに課題はあるが、女性参加促進に関する事例の情報提供や事前協議の時期の検討を行い、比率向上に向けた取組を引き続き行う。	健康福祉局	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	C					
				R6 (2024)	C					
				R7 (2025)						
21	審議会等委員に占める女性の割合向上のための取組を推進し、令和7(2025)年度までに40%となるよう目指します。	審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和6年度：39.9%	R4 (2022)	A	今年度もわずかに下回ってしまった。	1	引き続き、女性委員の選出について配慮を行うよう指導を行っていく。	子ども未来局	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
21	審議会等委員に占める女性の割合向上のための取組を推進し、令和7(2025)年度までに40%となるよう目指します。	審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和6年度：30.2%	R4 (2022)	B	前年度から比率が4.5ポイント上昇したが、目標達成まで約10%の開きがある。	1	職に対する委員選任もあり難しいが、引き続き女性委員の参加向上に努めていく。	まちづくり局	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	D					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
21	審議会等委員に占める女性の割合向上のための取組を推進し、令和7(2025)年度までに40%となるよう目指します。	審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和6年度：35.1%	R4 (2022)	B	前年度より1.3ポイント低下した。目標達成まで4.9ポイントの開きがある。	1	女性参加促進に関する好事例の情報提供や、女性委員候補情報の提供など、比率向上に向けた取組を引き続き行う。	建設緑政局	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	C					
				R6 (2024)	D					
				R7 (2025)						
21	審議会等委員に占める女性の割合向上のための取組を推進し、令和7(2025)年度までに40%となるよう目指します。	審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和6年度：15.6%	R4 (2022)	D	目標達成まで大きな開きがある。	1	引き続きさらなる女性委員の比率向上に努める。	港湾局	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	D					
				R6 (2024)	D					
				R7 (2025)						
21	審議会等委員に占める女性の割合向上のための取組を推進し、令和7(2025)年度までに40%となるよう目指します。	審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和6年度：40%	R4 (2022)	D	臨海部ビジョン推進懇談会は令和6年度より委員の改選が行われ、目標値40%に対し、0%→40%に上昇した。	2	引き続き、女性委員の割合向上のための取組を推進する。	臨海部国際戦略本部	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	D					
				R6 (2024)	A					
				R7 (2025)						
21	審議会等委員に占める女性の割合向上のための取組を推進し、令和7(2025)年度までに40%となるよう目指します。	審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和6年度：8.0%	R4 (2022)	D	目標達成まで30ポイント以上の開きがあるため。	1	女性参加を積極的に呼びかけるなど、引き続き女性比率の向上に努める。	危機管理本部	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	D					
				R6 (2024)	D					
				R7 (2025)						
21	審議会等委員に占める女性の割合向上のための取組を推進し、令和7(2025)年度までに40%となるよう目指します。	審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和6年度：35.0%	R4 (2022)	B	前年度よりも女性比率が2.5ポイント上昇したものの、目標達成まで5ポイントの開きがある。	2	引き続き女性割合の向上に努めていく。	川崎区役所	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	D					
				R6 (2024)	D					
				R7 (2025)						

21	審議会等委員に占める女性の割合向上のための取組を推進し、令和7(2025)年度までに40%となるよう目指します。	審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和6年度(6月1日時点) : 51.9%	R4 (2022)	A	女性比率が40%以上で目標を達成している。	2	引き続き、実施していく。	幸区役所	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	A					
				R6 (2024)	A					
				R7 (2025)						
21	審議会等委員に占める女性の割合向上のための取組を推進し、令和7(2025)年度までに40%となるよう目指します。	審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和6年度 : 36%	R4 (2022)	A	前年度から8.8パーセント減少し、目標達成までは4.0%の開きがある。	1	女性委員の参画を推進し、目標達成を目指す。	中原区役所	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	A					
				R6 (2024)	C					
				R7 (2025)						
21	審議会等委員に占める女性の割合向上のための取組を推進し、令和7(2025)年度までに40%となるよう目指します。	審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和6年度 : 42.9%	R4 (2022)	B	目標である40%を達成した。	2	各所属に対し、審議会等の委員の選任において男女共同参画の視点を持って取組むよう周知し、さらなる比率向上に努める。	高津区役所	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	A					
				R7 (2025)						
21	審議会等委員に占める女性の割合向上のための取組を推進し、令和7(2025)年度までに40%となるよう目指します。	審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和6年度 : 56.0%	R4 (2022)	A	目標とする女性比率を達成した。	2	引き続き審議会等において、男女共同参画の視点を持って取り組むよう各課に周知・共有していく。	宮前区役所	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	A					
				R6 (2024)	A					
				R7 (2025)						
21	審議会等委員に占める女性の割合向上のための取組を推進し、令和7(2025)年度までに40%となるよう目指します。	審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和6年度 : 54.5%	R4 (2022)	A	数値目標達成のため	2	女性参加促進に関する好事例の情報提供や、女性委員候補情報の提供など、比率向上に向けた取組を引き続き行う。	多摩区役所	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	A					
				R6 (2024)	A					
				R7 (2025)						
21	審議会等委員に占める女性の割合向上のための取組を推進し、令和7(2025)年度までに40%となるよう目指します。	審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和6年度 : 39.3%	R4 (2022)	A	残念ながら目標の40%を下回ってしまった。	1	改選の際に女性比率が向上するよう各課に働きかけていく。	麻生区役所	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	A					
				R6 (2024)	C					
				R7 (2025)						
21	審議会等委員に占める女性の割合向上のための取組を推進し、令和7(2025)年度までに40%となるよう目指します。	審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和6年度 : 35.3%	R4 (2022)	C	目標値(40.0%)達成まで10%以上の開きがあるため。	1	委員の改選時には男女共同参画に関する視点を持ち、女性参加促進の取組を続けていく。	上下水道局	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	C					
				R6 (2024)	D					
				R7 (2025)						
21	審議会等委員に占める女性の割合向上のための取組を推進し、令和7(2025)年度までに40%となるよう目指します。	審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和6年度 : 36.8%	R4 (2022)	A	前年度からは低下しているが、令和7年度までの目標である「40%」を概ね達成している。	1	今後も目標である「40%」以上の比率を目指し、女性参加促進の取り組みを続けていく。	交通局	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	A					
				R6 (2024)	C					
				R7 (2025)						
21	審議会等委員に占める女性の割合向上のための取組を推進し、令和7(2025)年度までに40%となるよう目指します。	審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和6年度 : 21.4% 川崎市立病院運営委員会1人/6人	R4 (2022)	B	女性委員が在席しているが、目標達成まで大きな開きがある。	1	委員の改選時において、女性委員候補情報の提供など、比率向上に向けた取組を引き続き行う。	病院局	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	D					
				R6 (2024)	D					
				R7 (2025)						

21	審議会等委員に占める女性の割合向上のための取組を推進し、令和7(2025)年度までに40%となるよう目指します。	審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和6年度：7.3%	R4 (2022)	D	目標達成まで37.6ポイントの開きがある。	2	各審議会等へ女性委員の推薦を依頼し、比率向上に向けた取組を引き続き行う。	消防局	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	D					
				R6 (2024)	D					
				R7 (2025)						
21	審議会等委員に占める女性の割合向上のための取組を推進し、令和7(2025)年度までに40%となるよう目指します。	審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和6年度：75.0%	R4 (2022)	A	目標である40%を達成している。	2	今後も女性参加促進の取組を続けていく。	市民オンブズマン事務局	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	A					
				R6 (2024)	A					
				R7 (2025)						
21	審議会等委員に占める女性の割合向上のための取組を推進し、令和7(2025)年度までに40%となるよう目指します。	審議会等所管局による比率向上に向けた取組	女性比率 令和6年度：37.1%	R4 (2022)	C	令和6年度女性比率は37.1%と、令和5年度と比較し下回っていることに加え、令和7年度目標の40%に未達のため。	1	引き続き局内所管の審議会等委員の女性比率の向上を目指すよう要請していく。	教育委員会事務局	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	C					
				R6 (2024)	C					
				R7 (2025)						
22	女性委員ゼロの審議会等をなくします。	所管部署への働きかけの実施	女性委員ゼロの審議会の数 (全市) 令和6年度：20	R4 (2022)	D	令和6年度女性委員ゼロの審議会の数は、前年度21から1つ減り20となった。	1	女性委員ゼロの審議会等の解消に向け、全庁的な会議など様々な機会をとらえて周知していく。ゼロとなっている審議会等については、改選の際に解消できるように事前協議を通じて働きかける。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R5 (2023)	D					
				R6 (2024)	D					
				R7 (2025)						
22	女性委員ゼロの審議会等をなくします。	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数 令和6年度：0	R4 (2022)	A	女性委員ゼロの審議会は0であり、目標を達成している。	2	この状況を維持できるよう、引き続き審議会を所管する所属に要請していく。	総務企画局	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	A					
				R6 (2024)	A					
				R7 (2025)						
22	女性委員ゼロの審議会等をなくします。	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数 令和6年度：1	R4 (2022)	A	令和5年度0から1つ増えて目標達成に至らなかった。	1	団体推薦において、女性候補者が少数で選任が難しいことが課題であるが、引き続き、審議会等の委員改選の際には事前協議を通じて女性比率向上を働きかける。	財政局	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	A					
				R6 (2024)	C					
				R7 (2025)						
22	女性委員ゼロの審議会等をなくします。	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数 令和6年度：1	R4 (2022)	C	令和5年度と同様、女性委員ゼロの審議会が1のため。	1	引き続き、委員を選任する際は女性委員の選出について配慮するよう局内各課に周知し、目標達成に向けて努める。	市民文化局	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	C					
				R6 (2024)	C					
				R7 (2025)						
22	女性委員ゼロの審議会等をなくします。	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数 令和6年度：1	R4 (2022)	C	情報提供し女性委員選任に向け働きかけたが、目標の達成に至らなかったため。	1	局内各課に対し、審議会等における委員選任時の女性委員選任を働きかけていく。また、男女共同参画に関する積極的な情報提供を行っていく。	経済労働局	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	C					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

22	女性委員ゼロの審議会等をなくします。	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数 令和6年度：0	R4 (2022)	A	女性委員ゼロの審議会がないため	2	学識経験者が少ない現状があるが、引き続き女性委員の選任に取り組む。	環境局	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	A					
				R6 (2024)	A					
				R7 (2025)						
22	女性委員ゼロの審議会等をなくします。	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数 令和6年度：8	R4 (2022)	C	令和6年度女性委員ゼロの審議会の数は、令和5年度の7から3減4増の結果、8となった。	1	専門領域や職種等を踏まえた選任との兼ね合いに課題はあるが、女性参加促進に関する事例の情報提供や事前協議の時期の検討を行い、女性委員ゼロの審議会をなくすための取組を引き続き行う。	健康福祉局	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	C					
				R6 (2024)	C					
				R7 (2025)						
22	女性委員ゼロの審議会等をなくします。	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数 令和6年度：0	R4 (2022)	A	目標値を達成できた。	2	引き続き、女性委員の選出について配慮を行うよう指導を行っていく。	こども未来局	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	A					
				R6 (2024)	A					
				R7 (2025)						
22	女性委員ゼロの審議会等をなくします。	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数 令和6年度：2	R4 (2022)	B	女性委員ゼロの審議会の数が、前年度の3審議会から2審議会に減少したが、女性委員ゼロの審議会がなくならなかった。	1	職に対する委員選任もあり難しいが、引き続き女性委員の参加向上に努めていく。	まちづくり局	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	C					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
22	女性委員ゼロの審議会等をなくします。	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数 令和6年度：1	R4 (2022)	A	女性委員ゼロの審議会数が1つあり、目標達成には至らなかった。	1	審議会設置の事前を察知し、女性委員候補情報の提供などを行い、比率向上に向けた取組を行う。	建設緑政局	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	A					
				R6 (2024)	C					
				R7 (2025)						
22	女性委員ゼロの審議会等をなくします。	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数 令和6年度：0	R4 (2022)	A	女性委員ゼロの審議会がなく、目標が達成できたため。	2	引き続き女性委員がゼロの審議会が発生しないように努める。	港湾局	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	A					
				R6 (2024)	A					
				R7 (2025)						
22	女性委員ゼロの審議会等をなくします。	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数 令和6年度：0	R4 (2022)	C	臨海部ビジョン推進懇談会は令和6年度より委員の改選が行われ、女性委員を選定した。	2	引き続き女性委員がゼロの審議会が発生しないように努める。	臨海部国際戦略本部	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	C					
				R6 (2024)	A					
				R7 (2025)						
22	女性委員ゼロの審議会等をなくします。	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数 令和6年度：0	R4 (2022)	D	昨年度に続き、女性委員ゼロの審議会がないため。	2	女性委員ゼロの審議会等がないよう、引き続き女性参加を積極的に呼びかける。	危機管理本部	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	A					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
22	女性委員ゼロの審議会等をなくします。	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の数 令和6年度：0	R4 (2022)	A	女性委員ゼロの審議会はないため、目標を達成している。	2	今後も現在の状態を継続していく。	川崎区役所	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	A					
				R6 (2024)	A					
				R7 (2025)						

22	女性委員ゼロの審議会等をなくします。	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の教令和6年度：0	R4 (2022)	A	女性委員ゼロの審議会がなく、目標は達成している。	2	引き続き、実施していく。	幸区役所	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	A					
				R6 (2024)	A					
				R7 (2025)						
22	女性委員ゼロの審議会等をなくします。	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の教令和6年度：0	R4 (2022)	A	女性委員ゼロの審議会は無く、目標を達成した。	2	女性委員の参画を推進し、目標達成を継続する。	中原区役所	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	A					
				R6 (2024)	A					
				R7 (2025)						
22	女性委員ゼロの審議会等をなくします。	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の教令和6年度：0	R4 (2022)	A	女性委員ゼロの審議会がない。	2	引き続き取組を推進していく。	高津区役所	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	A					
				R6 (2024)	A					
				R7 (2025)						
22	女性委員ゼロの審議会等をなくします。	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の教令和6年度：0	R4 (2022)	A	女性委員ゼロの審議会はなかったため。	2	引き続き審議会等において、男女共同参画の視点を持って取り組むよう各課に周知・共有していく。	宮前区役所	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	A					
				R6 (2024)	A					
				R7 (2025)						
22	女性委員ゼロの審議会等をなくします。	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の教令和6年度：0	R4 (2022)	A	数値目標達成のため	2	女性参加促進に関する好事例の情報提供や、女性委員候補情報の提供など、比率向上に向けた取組を引き続き行う。	多摩区役所	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	A					
				R6 (2024)	A					
				R7 (2025)						
22	女性委員ゼロの審議会等をなくします。	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の教令和6年度：1	R4 (2022)	B	女性委員ゼロの審議会数が1つあり、目標達成には至らなかった。	1	引き続き、改選の際などに女性委員ゼロの審議会とにならないよう各課に働きかけていく。	麻生区役所	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	C					
				R7 (2025)						
22	女性委員ゼロの審議会等をなくします。	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の教令和6年度：0	R4 (2022)	A	目標通り達成できたため。	2	委員の改選時には男女共同参画に関する視点を持ち、女性参加促進の取組を続けていく。	上下水道局	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	A					
				R6 (2024)	A					
				R7 (2025)						
22	女性委員ゼロの審議会等をなくします。	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の教令和6年度：0	R4 (2022)	A	女性委員ゼロの審議会は無く、また女性比率も目標値に近い比率を維持できている。	2	今後も女性委員ゼロの状況にならないよう、女性参加促進の取り組みを続けていく。	交通局	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	A					
				R6 (2024)	A					
				R7 (2025)						
22	女性委員ゼロの審議会等をなくします。	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の教令和6年度：0	R4 (2022)	A	女性委員ゼロの審議会は無く、目標を達成している。	2	引き続き、男女比に配慮し、各団体へ女性委員の推薦を依頼していく。	病院局	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	A					
				R6 (2024)	A					
				R7 (2025)						
22	女性委員ゼロの審議会等をなくします。	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の教令和6年度：4	R4 (2022)	D	職務の指定や、危険物や石油コンビナートに関する女性学識経験者が少ないことから、現状は変わっていない。	2	今後も女性委員ゼロの審議会の数を減らすよう、引き続き女性参加促進の取組みに最大限努める。	消防局	男女共同参画推進員所属課(庶務担当課)
				R5 (2023)	D					
				R6 (2024)	D					
				R7 (2025)						

22	女性委員ゼロの審議会等をなくします。	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の令和6年度：0	R4 (2022)	A	女性委員ゼロの審議会はなく、目標を達成している。	2	引き続き女性委員ゼロの審議会件数0件を維持する。	市民オンブズマン事務局	男女共同参画推進員所屬課(庶務担当課)
				R5 (2023)	A					
				R6 (2024)	A					
				R7 (2025)						
22	女性委員ゼロの審議会等をなくします。	女性委員ゼロの審議会をなくすための取組の推進	女性委員ゼロの審議会の令和6年度：1	R4 (2022)	C	川崎市橋樹官衙遺跡群調査整備委員会の調査部会が前年度同様、全員が男性で、女性委員が0である。	1	引き続き、目標達成に向けて努める。	教育委員会事務局	男女共同参画推進員所屬課(庶務担当課)
				R5 (2023)	C					
				R6 (2024)	C					
				R7 (2025)						

施策9 女性職員のキャリア形成支援と登用の推進

「川崎市女性活躍推進特定事業主行動計画」に基づき、女性職員のキャリア形成支援や登用を推進し、性別や年齢等にかかわらず職員一人ひとりが意欲的に仕事に取り組める、働きやすく魅力的な職場環境の実現に向けて取り組みます。

23	「川崎市女性活躍推進特定事業主行動計画」に基づき、女性職員のキャリア形成支援や働きやすい環境づくりに努めます。	計画に基づく取組の推進(メンター制度の実施、ハラスメント対策など)	女性のキャリア形成を支援する取組として、メンター制度の実施、女性活躍推進に関する研修(管理監督者向け及び職員向け)を実施した。	R4 (2022)	B	女性職員のキャリア形成支援や働きやすい環境づくりに向け、計画に基づいた取組を実施した。	2	メンター制度、先輩職員との意見交換会、女性活躍推進に関する研修等の実施を継続する。	総務企画局	人事課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
23	「川崎市女性活躍推進特定事業主行動計画」に基づき、女性職員のキャリア形成支援や働きやすい環境づくりに努めます。	計画に基づく取組の推進(メンター制度の実施、ハラスメント対策など)	自主考査や内部講師によるハラスメント研修等を通じてハラスメントへの意識の向上に取り組んだ。	R4 (2022)	B	内部講師による職場環境改善研修を実施し、防止に向けた意識の改善を促せた。	2	引き続き、ハラスメント防止に努め、ハラスメントが起こらない土壌づくりを推進していく。	上下水道局	庶務課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
23	「川崎市女性活躍推進特定事業主行動計画」に基づき、女性職員のキャリア形成支援や働きやすい環境づくりに努めます。	計画に基づく取組の推進(メンター制度の実施、ハラスメント対策など)	研修、自主考査等の機会を活用し、ハラスメント防止について啓発を行った。	R4 (2022)	B	研修、自主考査等の機会を活用し、ハラスメント防止について啓発を行った。	2	引き続き、ハラスメント防止に係る啓発を行う。	交通局	庶務課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
23	「川崎市女性活躍推進特定事業主行動計画」に基づき、女性職員のキャリア形成支援や働きやすい環境づくりに努めます。	計画に基づく取組の推進(メンター制度の実施、ハラスメント対策など)	ハラスメントに関する文書等の周知により、正しい知識と見解を深め、その防止に向けた職員の意識改善を図った。	R4 (2022)	B	様々なハラスメントについて、都度、局内で確認し、防止に向けた意識の改善を促すことができた。	2	引き続きハラスメントの防止について、局内への理解が深まるよう取り組む。	病院局	庶務課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
23	「川崎市女性活躍推進特定事業主行動計画」に基づき、女性職員のキャリア形成支援や働きやすい環境づくりに努めます。	計画に基づく取組の推進(メンター制度の実施、ハラスメント対策など)	・局内において、男性職員も参加する初任実務教育及び昇任予定者研修(各階級)において、女性活躍推進研修を実施し、本市のみならず国の取組についても説明し、女性活躍推進の意義を周知した。 ・局内で実施した女性活躍推進研修の参加者に対し、キャリア形成についてのアンケートを実施し研修での意見交換を実施した。 ・川崎市職員メンター制度を周知した。	R4 (2022)	B	女性職員のキャリア形成支援や働きやすい環境づくりに向け、計画に基づいた取組を実施した。	2	・各局内研修等において、継続的に研修を実施し、各種制度を周知するとともに、女性のキャリア形成や働きやすい環境作りを推進する。 ・メンター制度における、メンター及びメンティの募集を継続的に実行制度を実施する。	消防局	人事課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
23	「川崎市女性活躍推進特定事業主行動計画」に基づき、女性職員のキャリア形成支援や働きやすい環境づくりに努めます。	計画に基づく取組の推進(メンター制度の実施、ハラスメント対策など)	職員の服務規律の確保と公務員倫理の確立について、厳正な服務規律の確保、法律の遵守を行うとともに、良好な職場環境の維持及び醸成に全力を挙げて取り組むよう教育長名にて通知した。	R4 (2022)	B	職場内での周知徹底を指示した。	2	引き続き、職員の服務規律の確保に向けて、働きかけを行っていく。	教育委員会事務局	庶務課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

23	「川崎市女性活躍推進特定事業主行動計画」に基づき、女性職員のキャリア形成支援や働きやすい環境づくりに努めます。	計画に基づく取組の推進(メンター制度の実施、ハラスメント対策など)	管理職会議及び課内会議	R4 (2022)	B	・課内会議でのハラスメント防止の確認 ・各種はラスメントについての理解が深まるよう、研修資料等の局内回覧を実施	2	引き続き局内への理解が深まるよう取組む。	選挙管理委員会事務局	選挙課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
23	「川崎市女性活躍推進特定事業主行動計画」に基づき、女性職員のキャリア形成支援や働きやすい環境づくりに努めます。	計画に基づく取組の推進(メンター制度の実施、ハラスメント対策など)	研修、自主考査等の機会を活用し、ハラスメント防止について啓発を行った。	R4 (2022)	B	様々なハラスメントについて、局内で意見交換をし、防止に向けた意識を高めることができた。	2	女性職員のキャリア形成支援や働きやすい環境づくりに向けた取組を引き続き行う。	監査事務局	行政監査課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
23	「川崎市女性活躍推進特定事業主行動計画」に基づき、女性職員のキャリア形成支援や働きやすい環境づくりに努めます。	計画に基づく取組の推進(メンター制度の実施、ハラスメント対策など)	・「川崎市職員のセクシャルハラスメント、パワーハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に関する要綱」を周知した。 ・ハラスメントに関する研修や会議等の参加を積極的に促した。	R4 (2022)	B	ハラスメントに関する研修や会議の機会を周知した。	2	引き続き、研修や会議の機会を周知し、職員の理解が深まるよう努める。	人事委員会事務局	調査課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
23	「川崎市女性活躍推進特定事業主行動計画」に基づき、女性職員のキャリア形成支援や働きやすい環境づくりに努めます。	計画に基づく取組の推進(メンター制度の実施、ハラスメント対策など)	・管理職会議の場において、ハラスメントに関する新聞記事を活用して情報交換を行い、その防止に向けた意識啓発を行った。 ・局内研修「局長と語る会」において、女性職員にとって働きやすい職場環境等についての意見交換を行った。	R4 (2022)	B	男女平等推進及び女性活躍推進の観点から取組を実施した。	2	次年度も引き続き、取組を推進する。	議会局	庶務課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
24	「川崎市女性活躍推進特定事業主行動計画」に基づき、女性職員や管理職に向けた研修等の意識啓発を行います。	計画に基づく取組の推進(職員向けアンケートの実施や人事評価制度の効果的な活用、管理職への研修など)	職員向けアンケート(働き方についてのアンケート調査)を実施し、現状及び課題を把握した。また、管理監督者向けに研修を実施した。	R4 (2022)	B	職員の満足感の向上に向け、計画に基づいた取組を実施した。	2	引き続き職員向けアンケート等による現状把握及び課題分析を行い、実効性のある取組を行うとともに、管理監督者の意識啓発等を実施する。	総務企画局	人事課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
25	課長級職員に占める女性割合が令和7(2025)年度までに30%になるよう目指します。	数値目標達成に向けた取組の推進	課長級職員に占める女性の割合 令和6年度数値：25.8% (令和7年4月1日時点)	R4 (2022)	B	前年度(令和6年4月1日時点)から比率が0.1ポイント低下した。	2	令和7年度(令和8年4月1日時点)までに目標達成に向けて、引き続き、女性の登用に努めていく。	総務企画局	人事課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	C					
				R7 (2025)						
26	小学校・中学校・高等学校の校長、教頭に占める女性の割合の向上を目指す。	校長・教頭に占める女性の割合の向上	【校長・副校長・教頭の女性比率】令和6年度 小学校：52.2% 中学校：26.7% 高等学校：22.2% 特別支援学校：66.7%	R4 (2022)	B	前年度と比較して、小学校は4.4%、中学校は1.9%、高等学校は5.6%、特別支援学校は12.1%の増加となった。	2	引き続き全校種において校長・副校長・教頭の女性登用に努めていく。	教育委員会事務局	教職員人事課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
27	昇任候補者となる人材の確保・育成に向けた取組を行います。	係長昇任選考受験率向上の取組 女性幹部職員養成の取組	管理・監督者による適切な指導、助言等を実施した。ライフイベント等を考慮した、新たな係長及び主任昇任選考を昨年度に続いて実施した。	R4 (2022)	A	昇任候補者となる人材の確保に向け、計画に基づいた取組を実施した。	2	引き続き管理・監督者による適切な指導、助言等を実施する。また、昇任制度を適切に運用し、意欲と能力のある女性職員を登用していく。	総務企画局	人事課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

27	昇任候補者となる人材の確保・育成に向けた取組を行います。	係長昇任選考受験率向上の取組 女性幹部職員養成の取組	係長昇任選考の受験率向上に向け、管理職に対象者へ直接案内するよう周知した。	R4 (2022)	B	対象者へ積極的な受験を呼びかけるよう管理職へ周知した。また、係長職の女性比率を上げ、活躍している女性を身近で感じる機会が増えたことにより、女性の昇任への意識醸成を図れた。	2	引き続き、受験率向上に向けた取り組み等を進めていく。	上下水道局	庶務課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
27	昇任候補者となる人材の確保に向けた取組を行います。	係長昇任選考受験率向上の取組 女性幹部職員養成の取組	係長昇任選考受験について、管理職会議等の機会に、対象者に対して所属長から個別に案内するなど積極的な周知と勧奨を行った。	R4 (2022)	B	係長昇任選考受験について、管理職会議等の機会に、対象者に対して所属長から個別に案内するなど積極的な周知と勧奨を行った。	2	引き続き、昇任選考受験に係る受験意識の醸成を図る。	交通局	庶務課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
27	昇任候補者となる人材の確保に向けた取組を行います。	係長昇任選考受験率向上の取組 女性幹部職員養成の取組	係長選考受験について、積極的な周知・勧奨を行った。	R4 (2022)	B	対象者へ積極的な受験の周知・勧奨を行った。	2	引き続き、対象者に対し積極的に周知・勧奨を行い、女性の昇任への意識醸成を図っていく。	病院局	庶務課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
27	昇任候補者となる人材の確保に向けた取組を行います。	係長昇任選考受験率向上の取組 女性幹部職員養成の取組	・昇任試験・選考を受験するきっかけとなるよう、局内において、キャリアプランについて悩みを持つ女性職員に対し、女性活躍推進研修を実施した。 ・局内において、消防司令選考（係長選考）を含む各階級の昇任試験の実施について通知した。	R4 (2022)	C	令和6年度の昇任選考において、3名が受験した。 また、今後、消防司令の候補者となりうる消防司令補（主任級）試験においても令和6年度に3名が受験し、うち2名が合格したため。	2	女性職員の昇任選考受験者を確保するとともに、消防司令以上を目指す職員に対して消防士長及び消防司令補昇任試験を積極的に受験をしてもらえるよう、各種研修等の機会を通じて取組を継続していく。	消防局	人事課
				R5 (2023)	C					
				R6 (2024)	C					
				R7 (2025)						
27	昇任候補者となる人材の確保に向けた取組を行います。	係長昇任選考受験率向上の取組 女性幹部職員養成の取組	係長昇任選考受験について、積極的な周知と勧奨を行った。	R4 (2022)	B	対象者へ積極的な受験を呼びかけた。	2	引き続き、積極的な受験を図れるよう、働きかけを行っていく。	教育委員会事務局	庶務課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
27	昇任候補者となる人材の確保に向けた取組を行います。	係長昇任選考受験率向上の取組 女性幹部職員養成の取組	係長昇任選考受験について、積極的な周知と勧奨を行った。	R4 (2022)	B	令和6年度は、係長昇任選考対象者がいなかった。	2	引き続き対象者に対し係長昇任選考の受験勧奨を行っていく。	選挙管理委員会事務局	選挙課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
27	昇任候補者となる人材の確保に向けた取組を行います。	係長昇任選考受験率向上の取組 女性幹部職員養成の取組	管理職会議等により適切な受験勧奨を行うよう各課に周知した。管理職から受験対象者全員にキャリアプラン等の確認を行った。	R4 (2022)	B	昇任候補者に対する勧奨やフォローを適切に実施した。	2	次年度も引き続き係長昇任選考受験率向上の取組を進める。	監査事務局	行政監査課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
27	昇任候補者となる人材の確保に向けた取組を行います。	係長昇任選考受験率向上の取組 女性幹部職員養成の取組	・庶務課長会議において、適切な受験勧奨を行うよう、各局等に依頼した。 ・職員個々の子育てなどのライフイベントに配慮した昇任モデルの構築や、係長昇任に向けた準備期間の確保を考慮した昇任制度の見直しを行った。 ・係長昇任選考第1次選考において、子育て中の職員に受験しやすい環境を提供するため、託児所を設置した。	R4 (2022)	B	受験環境の整備や昇任制度の見直しを行った。	2	次年度も引き続き受験しやすい環境整備を図っていく。	人事委員会事務局	任用課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

27	昇任候補者となる人材の確保に向けた取組を行います。	係長昇任選考受験率向上の取組 女性幹部職員養成の取組	人事評価制度の中間フォローや評価時面談及び異動ヒアリング等の機会を捉え、今後のキャリアプランや異動希望理由等を確認しながら意見交換をし、適時・的確な現状把握と助言・指導等を行った。	R4 (2022)	B	男女平等推進及び女性活躍推進の観点から取組を実施した。	2	次年度も引き続き、取組を推進する。	議会局	庶務課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

施策10 企業や市の関係団体等における女性の育成・登用に向けた取組の促進

市内企業や関係団体等に向けて、女性管理職の育成や登用に向けた情報提供を行います。

28	女性の登用・育成や多様な働き方に関する情報提供や啓発を行います。	すくらむネット21を通じた市内団体等への情報提供	運営会議において、年間のテーマを「ジェンダー平等を実現しよう」に設定し、運営会議（2回）の場において情報提供や意見交換を行った。男女共同参画かわさきフォーラムを開催し、会場では74人が参加し、録画配信では219人が視聴しました。全体会議は、会場とオンラインを併用して開催するとともに、第2部では理工系女子学生の支援等を旨指して「IT分野でひろがる未来」に関する講演会を開催した。	R4 (2022)	B	年間テーマに沿って加盟団体間の情報の共有などを行い、ネットワークの活性化や男女共同参画の啓発を行った。	2	加盟団体への積極的な情報提供を行うとともに、講座等を開催することで意識醸成を図る。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
28	女性の登用・育成や多様な働き方に関する情報提供や啓発を行います。	「女性リーダーの養成講座」などの市内事業所を対象にした講座の実施	女性リーダーのためのマネジメント力強化講座&ネットワークづくりを5回開催し、延べ154名の参加があった。	R4 (2022)	B	講座を通じて、スキルアップ等を希望する女性を対象に、必須スキルの情報提供やネットワーク構築の機会を提供した。	2	引き続き女性リーダー養成のための事業を実施する。	市民文化局	男女共同参画センター
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
28	女性の登用・育成や多様な働き方に関する情報提供や啓発を行います。	多様な働き方を紹介するセミナーの開催や「かわさき労働情報」等による情報提供	・「勤労者福祉セミナー」を開催し、多様な働き方について発信した。 ・「かわさき労働情報」では、女性向け就職イベントや治療と仕事の両立支援などの周知を行った。	R4 (2022)	B	多様な働き方を紹介するセミナーの開催や「かわさき労働情報」等による情報提供を行った。	2	多様な働き方を紹介するセミナーの開催や「かわさき労働情報」等による情報提供を行う。	経済労働局	労働雇用部
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
29	市内企業における女性の就業・登用状況の実態把握を行います。	「労働状況実態調査」の実施と「労働白書」における結果の公表	「労働状況実態調査」を実施し、女性の就業・登用状況に関する調査を実施、「労働白書」にて公表した。	R4 (2022)	B	「労働状況実態調査」の実施と「労働白書」における結果の公表を行った。	2	市内企業における女性の就業・登用状況の実態把握に努めるとともに、「労働状況実態調査」の実施と「労働白書」において結果を公表する。	経済労働局	労働雇用部
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

基本施策4 働く女性・働きたい女性へのキャリア形成支援

施策11 働く女性の就業継続とキャリアアップ支援の推進

結婚、出産等のライフイベントを経ても、女性がキャリアを形成しながら働き続けることができるよう、就業継続やキャリアアップに向けた情報提供、相談支援を推進します。

30	女性の就業継続・キャリアアップに向けた支援講座を実施します。	講座・研修・イベント事業(就労支援)の実施	女性のための就業支援講座、起業支援講座、再就職のためのパソコン講座を実施した。女性リーダーのためのマネジメント力強化講座を5回開催し、延べ154名の参加があった。ネットワークづくりとしては、「上司に「イイね!」と言われるコミュニケーションセミナーを開催し、25名の参加があった。	R4 (2022)	B	予定どおり事業を実施できた。再就職のためのパソコン講座は市民団体との連携事業として実施した。女性リーダーのためのマネジメント力強化講座を5回開催し、参加した企業に地域女性活躍推進事業所認定証を交付した。	2	引き続き就労支援講座を開催するとともに女性リーダー養成のための事業を実施する。	市民文化局	男女共同参画センター
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
30	女性の就業継続・キャリアアップに向けた支援講座を実施します。	職場定着のためのフォローセミナーや人材育成セミナー等の開催	キャリアサポートかわさきにおいて、女性向け就職準備セミナーを実施した。また、キャリアサポートかわさきにおいて、就業後の職場定着に向けた定着支援セミナーを実施した。	R4 (2022)	B	働きたい女性の就業に向けた支援、就職後の職場定着に向けた支援を実施した。	2	引き続き、キャリアサポートかわさきにおいて、女性向け就職準備セミナー及び定着支援セミナーを実施する。	経済労働局	労働雇用部
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

31	働く女性が抱える悩みや問題の解消に向けた相談を実施します。	個別キャリア相談における就労継続に関する相談への支援	女性を対象としたキャリア相談は今年度からオンライン相談を選択肢に加え、来館・電話・オンラインの方法にて実施し、合計115件の相談があった。また、出張個別キャリア相談を4回実施した。	R4 (2022)	B	来館だけでなく、オンライン相談、電話も選べるようにし、相談者の利便性に配慮した。	2	引き続き、相談者のニーズに合わせた支援を行う。	市民文化局	男女共同参画センター
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
31	働く女性が抱える悩みや問題の解消に向けた相談を実施します。	労働相談の実施	労働相談窓口のほかに神奈川県と共催で月1回の弁護士相談・夜間労働相談・年7回の街頭労働相談を開催し、職場で起きたセクハラの問題についても相談を受けた。	R4 (2022)	B	働く女性が抱える悩みや問題の解消に向けて、労働相談を実施した。	2	引き続き、働く女性が抱える悩みや問題の解消に向けて労働相談を実施する。	経済労働局	労働雇用部
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

施策12 専門分野や専門職等への女性の参画拡大

男女の参画に偏りがある分野において、男女双方の参画が進むよう支援します。

32	女性技術者の技術力向上及び担い手育成に向けて、女性技術者を表彰します。	若手技術者・女性技術者表彰の実施	若手技術者・女性技術者表彰を実施。令和6年度：3名	R4 (2022)	B	表彰開始8年目であったが、審査委員会による審査により、3名の技術者を表彰した。	2	性的マイノリティの技術者に対する対応方針が明確でなく、今後の検討が必要である。	財政局	検査課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
33	農業の担い手育成に向けて、女性農業者団体の活動・ネットワークづくりを支援します。	川崎市女性農業担い手の会「あかね会」の活動支援	女性農業者同士の情報共有や農業関連技術の向上を目的とした講習会、市内産産物を使った料理教室において講師を務めることや農産物直売イベントへの出店といった幅広い分野に係る活動を支援した。	R4 (2022)	B	川崎市の農業就業者の約4割を占める女性農業者の、農業経営や地域社会への主体的な参画に寄与した。	2	次年度も引き続き、女性農業者団体の活躍の支援を図り、技術向上や農業者間のネットワークづくりを推進する。	経済労働局	農業振興課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

施策13 多様なニーズに対応した就業支援の推進

就職や再就職を希望する女性を対象に、求職者の特性に合った就業マッチングや就業機会の提供など、多様な就業支援に取り組みます。

34	女性の就職・再就職に向けた就業マッチングやキャリア相談、支援講座等を実施します。	個別キャリア相談、就職支援講座、パソコン講座等の実施	・女性を対象とした個別キャリア相談を平日以外にも土曜日も含めて実施し、合計115件の相談があった。。また、出張個別キャリア相談を4回実施した。グループ相談では子育て期を含むキャリアデザインなど、各回テーマを設け、キャリアや働き方を考える機会を設けた。 ・女性のための就業支援講座として再就職のためのパソコン講座や起業支援講座を実施した。	R4 (2022)	B	育休復帰や、再就職に必要な知識・技術を習得できる講座を実施した。キャリア相談では国家資格を持つキャリアコンサルタントが平日だけでなく土曜日にも相談をうけられるように工夫した。また、相談方法も来館だけでなく、電話やオンラインでも相談を受けられるようにし、きめ細かな就業支援を行った。	2	引き続き、再就職、就労継続、職場復帰をめざす女性を対象とした相談や講座等を開催し、就労支援を行う。	市民文化局	男女共同参画センター
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
34	女性の就職・再就職・転職に向けた就業マッチングやキャリア相談、支援講座等を実施します。	「キャリアサポートかわさき」における就業マッチングや女性向け就職準備セミナーの実施	キャリアサポートかわさきにおいて、女性を取り巻く労働環境等のテーマにより、女性向け就職準備セミナーを実施した。また、女性求職者を対象とした、ワークショップと企業交流会がセットになったプログラム等を実施した。	R4 (2022)	B	働きたい女性の就業に向けた支援を実施した。	2	引き続き、キャリアサポートかわさきにおいて、女性向け就職準備セミナーを開催するとともに、女性求職者対象のワークショップと企業交流会がセットになったプログラム等を実施する。	経済労働局	労働雇用部
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
35	就業支援事業における女性年間就職決定者数が、令和7(2025)年度までに278人以上になるよう目指します。	数値目標達成に向けた就業支援事業の推進(総合計画数値目標)	キャリアサポートかわさきにおける女性の年間就職決定者数 令和6年度：263人	R4 (2022)	D	就職活動の長期化傾向等により就職決定者数が伸び悩み、目標値は下回ったものの、一定の成果があったもの。	1	広報の見直し・強化等により新規登録者数及び就職決定者数の増に繋げ、目標達成に向けた効果向上を図る。	経済労働局	労働雇用部
				R5 (2023)	D					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

施策14 女性の起業・事業継続に向けた支援の推進

女性の起業促進に向けて、起業準備段階から成長段階まで、事業の立ち上げに必要な支援や事業継続支援を行います。

36	起業を希望する女性や起業した女性を対象に支援講座等を実施します。	女性起業事業継続支援、フォローアップ個別相談会、交流会、マルシェなどの実施	女性起業家プラン作成講座を5回実施し、86名が参加があった。 ・起業家無料相談会（産業振興財団）：全9回開催し、延べ64名の参加があった。 ・創業・融資 無料相談会（日本政策金融公庫）：全5回開催し、延べ13名の参加があった。 ・起業家無料相談会（川崎市信用保証協会）：計10回開催し、延べ10名の参加があった。 ・起業家した人が出展ができる「すくらむプチマルシェ」：計10回開催し延べ82店舗が参加した。	R4 (2022)	B	産業振興財団、川崎信用保証協会、日本政策金融公庫川崎支店と各方面からのの協力を得て連携して実施することができた。	2	引き続き、起業を目指す女性、起業して間もない女性を支援するための講座等を開催する。	市民文化局	男女共同参画センター
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
37	創業予定または創業まもない女性起業家を対象に創業融資を実施します。	女性・若者・シニア起業家支援融資資金による支援	川崎市内施設や市内金融機関にチラシなどを配架し、創業を検討している方へ当該融資制度の周知を図り、利用促進に努めた。	R4 (2022)	B	概ね目標とおりの配慮を実施したため。	2	引き続き、チラシなどを通じて、当該融資制度の周知を図り、利用されるように努めていく。	経済労働局	金融課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

施策15 多様な選択を可能とする教育・学習機会の提供

若い世代が多様なキャリア形成や生き方を主体的に選択できるよう、キャリア教育や男女共同参画に係る学習機会の提供を行います。また、女性の参画が少ない理工系分野について、女子学生の進路選択が進むよう、情報提供を行います。

38	男女共同参画の意義やワークライフ・バランスについての理解促進も含めたキャリア教育を推進します。	「キャリア在り方生き方教育」の推進	・「キャリア在り方生き方教育」の推進のため、キャリア在り方生き方教育・進路指導研修会を3回、研究推進情報交換会を3回開催し、子どもたち一人一人の自立に向けた教育への教職員の理解を深めた。 ・女子生徒のサイエンス分野のキャリア形成を促すための機会をGoogleと連携して設けた。	R4 (2022)	B	・研修を通して、子どもたち一人一人の自立に向けた教育に対する教員の理解を深めた。 ・キャリア在り方生き方ノートを、家事や職業的に役割分担等の偏りが無いよう配慮して作成するとともに、性の多様性(LGBTQ)に関するページを含んで配布した。 ・男女共同参画につながる目標である「ジェンダー平等を実現しよう」を含む持続可能な開発目標について教職員、保護者の理解・啓発を図った。 ・Googleと連携し、女子生徒に情報サイエンス分野のキャリア形成を促すために女子生徒向けの「Mind the Gap」プログラムを実施した。	2	引き続き「キャリア在り方生き方教育推進事業」を実施し、研修等で、子どもたち一人一人の自立に向けた教育への教職員の理解を深めていく。	教育委員会事務局	教育政策室
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
39(再掲101)	男女共同参画の視点からのインターンシップ(就業体験)や体験学習等を実施し、若者のライフキャリア形成や地域参画を促進します。	インターンシップ及び職場体験の受け入れ	男女共同参画センターにおいて、インターンシップ延138人を受け入れ、最終日には修了報告会を実施した。	R4 (2022)	B	センター事業の企画・運営等を通じて、大学生のライフキャリアや地域参画の支援を行った。	2	引き続き、インターンシップ生等を受け入れ、男女共同参画センターでの事業実施等を通じて、就業体験、学習機会の提供を行う。	市民文化局	男女共同参画センター
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

40	科学技術分野への男女共同参画の推進に向け、理工系への理解を深める取組を推進します。	女子学生の理工系選択に向けた講座や啓発の実施	女子中高生やその保護者、教職員等を対象に、「理工系分野の進路選択応援講座」をオンラインで開催した。市内で働く女性技術者や理系大学生よりライフストーリーや仕事の面白さやキャリアについて語ってもらった。	R4 (2022)	B	8月1日から9月15日までYouTubeチャンネルの限定公開で配信し、参加した48人に対し「理系は女子には向いていない」等のジェンダーバイアス解消に向けて取り組むことができた。	2	引き続き科学技術分野への男女共同参画に向けた講座開催や啓発を実施していく。	市民文化局	男女共同参画センター
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
40	科学技術分野への男女共同参画の推進に向け、理工系への理解を深める取組を推進します。	川崎サイエンスワールドの発行・配布小・中学校を対象とした市内企業による出張授業	・GIGAスクール構想における科学技術教育の充実を図るため、市内中学生向けに電子版で配布している川崎先端科学副読本「Kawasaki Deep Tech World」の更新を行った。 ・アントレプレナーシップ教育プログラムを通じて、市内小・中学生向けに、市内企業等による科学技術等に関する体験講座を行い、3回開催し、59名の参加があった。	R4 (2022)	B	科学技術分野への男女共同参画の推進に向け、目標どおり副読本の更新や科学技術に関する体験講座を実施した。	2	引き続き、科学技術分野への男女共同参画の推進に向け、教材を提供するとともに、科学技術に関する講座を実施していく。	経済労働局	イノベーション推進部
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
40	科学技術分野への男女共同参画の推進に向け、理工系への理解を深める取組を推進します。	川崎臨海部に立地する企業、研究機関等有する高度な人材、技術、施設を活かした、子どもたちの科学技術への興味・関心を高める科学教育・キャリア教育に資する取組の実施	・子どもたちに学習機会を提供するとともに、川崎臨海部の認知度向上と理解増進を目指し、児童生徒や学校等を対象とした臨海部立地企業等の見学会を実施した。 ・高校生が科学技術に対する興味関心を高め、将来の姿・キャリアを具体的にイメージできるよう、臨海部立地企業での活動を体験する取組を実施した。 ・小学生と中学生高校生を対象に、川崎臨海部に関する学習を支援するデジタル副読本を引き続き公開した。	R4 (2022)	B	高度な人材、技術、施設を有する臨海部立地の企業や研究機関等の協力を得て学齢期に応じた多様な取組を展開したことで、子どもたちの科学技術への興味関心を高め理工系分野への理解促進に寄与した。	2	これらの取組は地域貢献に加え、次世代の社会や産業を支える人材育成にも繋がることから、操業や研究活動に支障をきたさない範囲で立地企業等の協力を深め、それぞれの学齢期に適した効果的な取組を実施していくことが重要です。	臨海部国際戦略本部	事業推進部
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

基本施策5 男女の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた環境づくり

施策16 子育て支援策の充実と利用の促進

誰もがワーク・ライフ・バランスを実現しながら、子育て期において多様な選択が可能となるよう、待機児童対策や多様な保育サービスの提供、子育てに関する交流機会の提供等を推進します。

41	引き続き見込まれる保育需要に対し、きめ細やかな利用者支援を通じた待機児童対策を継続して推進します。	待機児童対策事業の実施	・性別に限らず、就労等の社会参加の促進に向けて、ニーズを踏まえた保育受入枠を確保した。	R4 (2022)	B	保育受入枠を確保するとともに、利用者に寄り添い、それぞれのニーズに応じた丁寧な支援を積極的に行い、利用申請における待機児童を解消したことによる。	2	地域や年齢によっては定員に空きがある施設が生じていることから、既存施設の有効活用を前提としつつ、地域ごとの需給バランスを丁寧に分析しながら保育所等を整備するなど、引き続き保育受入枠の確保に努めていく必要がある。	こども未来局	保育対策課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
42	夜間保育、一時保育、休日保育等など多様な保育事業を推進します。	民間保育所運営事業の推進	働き方の多様な選択が可能となるよう、一時保育等を実施し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図った。	R4 (2022)	B	ほぼ目標通り実施できた。	2	次年度も引き続き多様な保育事業を推進し、子育てと就労の両立支援の充実を図っていく。	こども未来局	保育第1課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
43	病児・病後児保育事業を実施し、その家族に対する支援を行います。	病児保育事業及び病後児保育事業の推進	子どもの病気の際にも安心して預けられるように、安定的な運営を行い、小学3年生まで対象児童を拡大したことで、保護者の子育てと就労の両立を支援することができた。	R4 (2022)	B	ほぼ目標どおり実施することができた。	2	次年度も引き続き安定的に運営できるよう事業を実施し、子育てと就労の両立支援の充実を図っていく。	こども未来局	保育第2課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

44	学校や地域との連携を図りながら、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりを推進します。	わくわくプラザ事業、こども文化センター運営事業の実施	・児童福祉法に基づく児童厚生施設（児童館）として、地域児童の健全育成を目的に、各種事業・活動を指定管理者制度により実施した。 ・市立小学校全114校内で、放課後等の児童の安全な居場所を確保した。 ・わくわくプラザ終了時（18時）までに保護者の迎えが困難な場合、19時まで児童の居場所及び安全を確保した。	R4 (2022)	B	ほぼ目標どおり事業を実施できた。	1	引き続き、子どもの多様な体験や活動を通じた児童の健全育成を推進するとともに、市民活動の拠点としての活用を図る必要がある。	こども未来局	青少年支援室
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
45(再掲 64.99)	地域で活動する子育てグループ等の支援や保護者同士の交流機会の提供を、男女共同参画の視点から行います。	親子で参加するサロンやコンサート等の実施	イキメン研究所とのコラボ企画としてイキメンジャーナルを発行したほか、ウィメンズ・ジャズ・フェスティバルのイキメン研究所を紹介した。	R4 (2022)	B	乳幼児連れでも参加しやすい、親子で参加できる機会を提供した。	2	引き続き、子育てをサポートするためのイベントの開催などを通じ、子育て中の男女を支援する事業を行っていく。	市民文化局	男女共同参画センター
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
45(再掲 64.99)	地域で活動する子育てグループ等の支援や保護者同士の交流機会の提供を、男女共同参画の視点から行います。	地域子育て支援事業の実施	地域子育て自主グループに対して、活動費の補助を行った。	R4 (2022)	B	子育て期において多様な選択が可能となるよう、地域子育て自主グループへの活動費の補助を行った。	2	引き続き、地域子育て自主グループを支援するために活動費等の補助をする。	こども未来局	企画課（R5より保育・子育て推進部運営管理・子育て支援担当）
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
45(再掲 64.99)	地域で活動する子育てグループ等の支援や保護者同士の交流機会の提供を、男女共同参画の視点から行います。	子育てグループの支援や情報提供の実施	地域子育て支援センターや地域の子育てサロンでの講座等を延25回実施し、幅広く情報提供した。	R4 (2022)	B	地域で活動する子育てグループや子育てサロン等で幅広く情報提供した。	2	引き続き関係機関や団体と連携し、活動支援を実施する。	川崎区役所	地域支援課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
45(再掲 64.99)	地域で活動する子育てグループ等の支援や保護者同士の交流機会の提供を、男女共同参画の視点から行います。	子育てグループの支援や情報提供の実施	身近な地域での育児相談会やサロンを開催した。日吉地区では相談会を運営している住民ボランティアが中心となり、保護者同士や多世代が交流できるイベントを開催した。地域で交流できる機会が増えている。	R4 (2022)	B	町内会・自治会・民生委員児童委員等の協力のもと実施し、ボランティアには子育て中の女性や男性の参加もあった。	2	引き続き実施する。	幸区役所	地域支援課/ 地域ケア推進課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
45(再掲 64.99)	地域で活動する子育てグループ等の支援や保護者同士の交流機会の提供を、男女共同参画の視点から行います。	子育てグループの支援や情報提供の実施	・子育てグループ、子育て支援団体の活動をまとめた冊子の作成や子ども未来フェスタでの活動の広報など男女の観点に偏ることなく情報提供を行った。 ・子育てグループや子育てサロン等において、男女の制限を設けることなく育児相談や育児情報の提供を行った。 ・子育てグループや子育てサロン等に出向き、男女平等の視点での育児相談や育児情報の提供を行った。	R4 (2022)	B	ニュートラルな観点での情報提供や性別により交流の場に参加しにくくならないなどの配慮しながら、子育て支援に関する情報提供や支援の場を提供することができたため。子育てグループを支援し、活動の活性化を図ることで、地域の子どもや保護者等の交流の機会の提供及び支援を行った。	2	引き続き、性別により子育て情報の格差や交流機会の損失がでないよう配慮しながら情報提供し子育て支援の場を提供していく。引き続き、子育てグループの活動支援を行うとともに、子育てグループ活動の活性化に向けた支援を行う。	中原区役所	地域支援課/ 地域ケア推進課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

45(再掲 64.99)	地域で活動する子育てグループ等の支援や保護者同士の交流機会の提供を、男女共同参画の視点から行います。	子育てグループの支援や情報提供の実施	地域子育て支援センターやサロン等に地区担当保健師等が出向き、保護者同士の交流を促した。 子ども・子育てネットワーク会議子育て支援部会を中心に、家庭でも子育てグループに関する内容等を父親と共有できるよう、広報物の作成や活動紹介の展示等を実施し、各グループの活動を支援した。また、地域子育て支援センターや子育てサロンで地区担当保健師が中心となり、男女共同参画の視点を踏まえた育児相談や保護者交流の勧奨を行った。	R4 (2022)	C	地域子育て支援センターやサロン等身近で健康教育や個別の相談を行った。子育てに関する内容等、家庭でも父親と共有できるように資料を配布した。	2	子育てグループは平日の活動が多く父親の参加は少ないため、必要時、資料を配布し、家庭で共有できるように資料の活用を図る。 次年度も引き続き、男女共同参画の視点を踏まえた子育てグループの支援や保護者同士の交流機会の提供を行っていく。	高津区役所	地域支援課/ 地域ケア推進課
				R5 (2023)	C					
				R6 (2024)	C					
				R7 (2025)						
45(再掲 64.99)	地域で活動する子育てグループ等の支援や保護者同士の交流機会の提供を、男女共同参画の視点から行います。	子育てグループの支援や情報提供の実施	子ども同士・保護者同士の交流イベント「うえるかむクラス」の実施(3回)、区内で活動する子育てグループ等を対象とした交流イベントの実施(1回)	R4 (2022)	B	子育てを行う地域住民同士、および区内で子育てグループ等を運営する住民同士の交流機会の提供を目的とし、計画していた各種イベントを実施した。	2	次年度も引き続き、イベント等を通じて地域の子育てグループ等の支援および保護者同士・子ども同士の交流機会、各種子育て情報の提供を行う。	宮前区役所	地域支援課/ 地域ケア推進課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
45(再掲 64.99)	地域で活動する子育てグループ等の支援や保護者同士の交流機会の提供を、男女共同参画の視点から行います。	子育てグループの支援や情報提供の実施	多胎児の会(年11回、平均4.3組参加)、高齢初産の会(年11回、平均10.7組参加)、地域サロン(2か所17回)を開催し、子育て中の女性の支援を行った。	R4 (2022)	B	子育て中の女性のエンパワーメントを支援するため、計画していた事業を実施した。	2	次年度も引き続き子育てグループ等の開催を通し、支援を継続していく。	多摩区役所	地域支援課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
45(再掲 64.99)	地域で活動する子育てグループ等の支援や保護者同士の交流機会の提供を、男女共同参画の視点から行います。	子育てグループの支援や情報提供の実施	・子育て関連グループ交流会を麻生区社会福祉協議会子育て支援委員会と合同で開催し、12名の参加があった。 ・子育てグループ等へ出向き、男女平等の視点での育児情報の提供や育児相談を行った。 ・男女平等の視点での子育てグループ等への支援を通じ、継続的な育児支援ができた。	R4 (2022)	B	男女平等の視点での子育てグループ等への支援を通じ、継続的な育児支援ができた。	2	今後も継続的に子育てグループ等の支援を実施していくとともに、交流会等については、社会情勢やニーズを確認しながら、開催方法を検討する。	麻生区役所	地域支援課/ 地域ケア推進課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
45(再掲 64.99)	地域で活動する子育てグループ等の支援や保護者同士の交流機会の提供を、男女共同参画の視点から行います。	市民館等における子育て支援啓発事業の実施	子育て中の保護者同士の交流を目的とした事業の実施や、情報提供を行った。	R4 (2022)	B	子育て中の方々の交流機会の提供や情報提供の充実を図った。	2	引き続き、市民館等における保護者同士の交流機会の提供や情報提供を推進する。	教育委員会 事務局	生涯学習推進課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
46	子育て世代が仕事と生活が両立できる住環境づくりを進めます。	共働き世帯の居住継続に向けた取組の推進	若年層・子育て世帯の定住促進に向け、市営住宅の共有スペースを活用した子育て世帯等への支援や、子育て世帯に向けた支援制度等に関する情報提供等を行った。	R4 (2022)	B	若年層・子育て世帯の定住促進に向け、市営住宅の共有スペースを活用した子育て世帯等への支援や情報提供等を行った。	2	引き続き、若年層・子育て世帯の定住促進に向け、市営住宅の共有スペースを活用した子育て世帯等への支援や、子育て世帯に向けた支援制度等に関する情報提供等を行う。	まちづくり局	住宅整備推進課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

施策17 高齢者福祉サービスの充実と利用の促進

介護による負担を軽減し、男女が共に仕事と介護の両立ができるよう、介護サービスの提供や介護に関する情報提供を行います。

47	介護サービス基盤の整備や、利用しやすい介護サービスの充実及び普及を図ります。	かわさきいきいき長寿プランに基づく取組の推進	介護サービス基盤の整備や、利用に向けた普及推進を図ることにより、男女共に利用者にとっては利用しやすく、介護者にとっては利用させやすい介護サービスの充実を図った。	R4 (2022)	B	介護は、社会全体で支えていくことが重要であると考えたため、男女平等推進に配慮して施策を推進した。	2	引き続き、男女平等推進に配慮して施策を推進する。	健康福祉局	高齢者事業推進課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
48(再掲65)	介護教室等の実施に当たっては、男女共同参画の視点に配慮した内容等を企画します。	男性の参加促進に配慮した介護教室等の実施	男女共同参画の視点から、市・区における様々な機会を活用して男性にも参加を促すよう、積極的に広報を行った。	R4 (2022)	B	男女共同参画の視点から、適切に実施することができた。	2	今後も、誰もが参加しやすい講座の開催に向け、取組を推進する。	健康福祉局	保健医療政策部(健康増進課)
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
48(再掲65)	介護教室等の実施に当たっては、男女共同参画の視点に配慮した内容等を企画します。	男性の参加促進に配慮した、各区における介護教室等の実施	区オリジナル体操「ほほえみ元気体操(足腰らくらく編)」の映像を公式YouTubeへの掲載やDVDにして活動団体に配布した。 ・普及啓発活動として、健康づくりや介護予防の出前講座を老人会や地域の集い等で計109回実施した。 ・ウォーキングガイドブック、シニアお出かけ情報誌等の配布や自主活動団体の活動支援を実施した。	R4 (2022)	B	自主活動の活動再開や継続支援を各地域で幅広く実施し、介護予防や健康づくりの普及を行った。	2	引き続き、多くの区民に向けて健康づくりや介護の予防・普及・啓発を行うとともに、既存の活動支援や新たな通い場づくりを支援する。	川崎区役所	地域支援課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
48(再掲65)	介護教室等の実施に当たっては、男女共同参画の視点に配慮した内容等を企画します。	男性の参加促進に配慮した、各区における介護教室等の実施	介護予防事業として、ラジオ体操に関する講座等、男女問わずに参加可能なテーマで開催した。男性ボランティアの活躍もあり、男性の地域活動参加のきっかけとなっている。	R4 (2022)	B	地域活動は女性ボランティアが多い傾向であるが、男性も一緒に活動する会も多く、男性の参加者促進に繋がっている。	2	引き続き実施する。	幸区役所	地域支援課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
48(再掲65)	介護教室等の実施に当たっては、男女共同参画の視点に配慮した内容等を企画します。	男性の参加促進に配慮した、各区における介護教室等の実施	・「認知症講演会」の参加者27名のうち男性4名の参加があった。 ・「介護者の会」を2回実施し、参加者延べ13名のうち男性5名の参加があった。	R4 (2022)	B	男女ともに参加しやすい教室等にするため、講師の選定や内容について検討を行った。	2	介護者の会の事業形態は変更になるが、教室等の実施においては、関係機関・団体の協力及び連携により積極的な広報を行い、ご本人・家族が男女の区別なく参加しやすい教室等の実施に向けて、関係機関等と連携しながら行う。	中原区役所	地域支援課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

48(再掲65)	介護教室等の実施に当たっては、男女共同参画の視点に配慮した内容等を企画します。	男性の参加促進に配慮した、各区における介護教室等の実施	自主活動としての「介護者家族会」に対し、2か所の地域包括支援センターと協力して、チラシの作成や会に参加する等運営支援を行った。	R4 (2022)	B	「介護者家族会」に男性が参加してもよいよう、会運営を支援した。 【男女平等に配慮した点】 参加者募集に際しては男女共に幅広く参加できるようチラシを作成、配布した。	2	自主活動をする「介護者家族会」については、関係機関・団体の協力により積極的に広報するとともに、介護について困っている区民が男女の別なく参加しやすいよう、関係機関等と連携しながら会の運営支援を行う。	高津区役所	地域支援課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
48(再掲65)	介護教室等の実施に当たっては、男女共同参画の視点に配慮した内容等を企画します。	男性の参加促進に配慮した、各区における介護教室等の実施	令和6年11月29日に実施した認知症高齢者介護教室について、要介護者や主な介護者の性別を問わない企画内容とし、男性の介護者も参加しやすくなるよう配慮した。	R4 (2022)	B	複数の男性の参加があったため。	4	認知症高齢者介護教室は、令和7年度に「認知症の人と家族の一体的支援事業」に移行。引き続き男女共同参画の視点に配慮した内容としていく。	宮前区役所	地域支援課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
48(再掲65)	介護教室等の実施に当たっては、男女共同参画の視点に配慮した内容等を企画します。	男性の参加促進に配慮した、各区における介護教室等の実施	認知症介護教室を年1回実施。広報用チラシの作成と配架、市政だよりへの掲載、男女平等推進や参画を意識した事業計画を立案し、周知を行った。	R4 (2022)	B	男女の参加があり、アンケート結果も男女ともに良好であった。	2	次年度も男女ともに参加できるよう、関係機関と連携をとりながら企画運営していく。	多摩区役所	地域支援課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
48(再掲65)	介護教室等の実施に当たっては、男女共同参画の視点に配慮した内容等を企画します。	男性の参加促進に配慮した、各区における介護教室等の実施	・精神科医や認知症認定看護師を交えた座談会等を年6回実施した。 ・参加者同士の交流ができるよう配慮した。 ・事業への要望を含むアンケートを実施した。参加者と振り返りの面談を行った。	R4 (2022)	B	・男女平等の視点に立ち、介護教室等を実施することができた。	2	・今後も男女共同参画の視点に配慮した実施方法、内容等検討する。	麻生区役所	地域支援課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

施策18 育児・介護休業制度などの定着と利用の促進

子育てや介護に関する各種制度の定着と利用の促進を図ります。

49	育児・介護休業制度取得促進に向けた講座の実施や情報提供を行います。	育児休業からの復帰、女性キャリア講座の実施	女性のための就業支援講座として再就職のためのパソコン講座や起業支援講座を実施した。	R4 (2022)	B	育児復帰や、再就職に必要な知識・技術を習得できる講座を実施した。	2	引き続き、再就職、就労継続、職場復帰をめざす女性を対象とした講座や情報提供を行い、就労支援を行う。	市民文化局	男女共同参画センター
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
49	育児・介護休業制度取得促進に向けた講座の実施や情報提供を行います。	「かわさき労働情報」等を通じた育児・介護に関する制度の法改正などの情報提供	「かわさき労働情報」にて、育児・介護における両立支援などの記事を紹介した。	R4 (2022)	B	「かわさき労働情報」等を通じた育児・介護に関する制度の法改正などの情報提供を行った。	2	引き続き、「かわさき労働情報」等を通じた育児・介護に関する制度の法改正などの情報提供を行う。	経済労働局	労働雇用部
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
50	市内企業における育児・介護休業取得などの実態把握を行います。	「労働状況実態調査」の実施と「労働白書」における結果の公表	「労働状況実態調査」にて育児休業の取得率を調査、「労働白書」にて公表した。	R4 (2022)	B	「労働状況実態調査」の実施と「労働白書」における結果の公表を行った。	2	引き続き、育児・介護休業取得などの実態把握に努めるとともに、「労働状況実態調査」の実施と「労働白書」における結果の公表を行う。	経済労働局	労働雇用部
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

施策19 働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進

長時間労働を前提とした従来の働き方の見直しや、在宅勤務やテレワークなど多様で柔軟な働き方、ワーク・ライフ・バランスやハラスメント防止について、普及啓発や情報提供を行います。

51 (再掲 68)	働きやすい職場環境づくりに向けた「働き方改革」に関する啓発や情報提供を行います。	市内中小企業に向けた「生産性向上・働き方改革」に係る啓発の実施	市内中小企業等を対象に、働き方改革・生産性向上をテーマとしたセミナーを3回開催したとともに、事例集を発行し好事例の紹介による啓発を行った。	R4 (2022)	B	セミナーを予定通り開催し295名の参加があったとともに、事例集を配布し、好事例の普及啓発を行うことができたため。	2	セミナーについて、引き続き市内中小企業等のニーズに沿った内容として実施するとともに、事例集の構成についても検討を行う。	経済労働局	労働雇用部
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
52 (再掲 69)	在宅勤務やテレワークなど、多様で柔軟な働き方に関する啓発や情報提供を行います。	「かわさき☆えるぼし」認証制度を通じた情報提供	・女性活躍や多様な働き方の推進に取り組む企業の取組をまとめた「かわさき☆えるぼし」認証企業事例集を作成し、市HPで掲載した。 ・「かわさき労働情報」に「かわさき☆えるぼし」認証制度募集について掲載し、広く周知した。	R4 (2022)	B	「かわさき☆えるぼし」認証企業事例集を作成することで、市内企業や関係団体、教育関係機関等さまざまな対象に情報提供を行うことができた。	2	引き続き、市HPや「かわさき労働情報」「産業情報かわさき」など様々な広報機会をとらえ、積極的な情報提供を行っていく。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
52 (再掲 69)	在宅勤務やテレワークなど、多様で柔軟な働き方に関する啓発や情報提供を行います。	「かわさき労働情報」等による法改正等の情報提供	「かわさき労働情報」にて、多様で柔軟な働き方に関する情報提供を行った。	R4 (2022)	B	「かわさき労働情報」において、多様で柔軟な働き方に関する情報提供を行った。	2	引き続き、「かわさき労働情報」において、多様で柔軟な働き方に関する情報提供を行う。	経済労働局	労働雇用部
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
53	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた講座・イベントの開催及び情報提供を行います。	企業向け出前講座や、市民向け講座の実施	市内中小企業事業所との連携・協働事業として、女性リーダーのためのマネジメント力強化講座を5回開催し、延べ154人が参加した。また事業者への出前講座を4回実施し、45人が参加した。	R4 (2022)	B	団体等の依頼に基づき、出前講座を行うことで、啓発に繋がった。	2	出前講座等は依頼に基づき、実施していくとともに、ニーズ把握をしながら講座等の企画を行っていく。	市民文化局	男女共同参画センター
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
53	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた講座・イベントの開催及び情報提供を行います。	「かわさき労働情報」「働くためのガイドブック」等による情報提供	「かわさき労働情報」及び「働くためのガイドブック」において、ワーク・ライフ・バランスの推進に関連した情報を掲載した。	R4 (2022)	B	「かわさき労働情報」及び「働くためのガイドブック」において、ワーク・ライフ・バランスの推進に関連した情報を掲載した。	2	「かわさき労働情報」及び「働くためのガイドブック」において、ワーク・ライフ・バランスの推進に関連した情報を発信する。	経済労働局	労働雇用部
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

53	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた講座・イベントの開催及び情報提供を行います。	子育て世代向けのWLBの取組の推進	・九都県市の連携によるワーク・ライフ・バランスデーの広報活動を行った。 ・子育て世帯の父母や妊娠中、子どもを持つことを望まれている方等を対象としたワーク・ライフ・バランスセミナーを開催し、23人(19組)の参加があった。	R4 (2022)	B	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、九都県市の連携によるワーク・ライフ・バランスデーの広報、子育て世帯の父母の両方を対象としたワーク・ライフ・バランスセミナーを開催した。	1	・子育て世帯の父母等を対象とした、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発のため、広報活動を行う。 ・若い世代が将来のライフデザインを希望を持って描くことで様々なライフイベントに柔軟に対応できるよう、結婚、子育て、ワーク・ライフ・バランスなど、性別にかかわらず必要となる知識や情報を習得できるセミナーを開催し、意識啓発を図る。	こども未来局	企画課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
54	ワーク・ライフ・バランスの取組を行っている事業者の割合を令和7(2025)年度までに80%以上になるよう目指します。	数値目標達成に向けた啓発・取組支援の推進(総合計画数値目標)	事業者の割合 令和6年度：74.7%	R4 (2022)	A	市内中小企業に対し、ワーク・ライフ・バランスの取組の支援を行ったものの、前年度と比較して数値が減少し、目標値を下回った。	2	令和7年度までワーク・ライフ・バランスの取組を行っている事業者の割合が、80%以上になるよう取組を推進していく。	経済労働局	労働雇用部
				R5 (2023)	C					
				R6 (2024)	C					
				R7 (2025)						

施策20 市役所における働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進

多様な人材が活躍できる職場づくりに向け、市役所における働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進、男性職員の育児休業取得促進に取り組みます。

55	職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向け、長時間勤務の是正や業務改革・改善に取り組みます。	長時間労働の是正や、業務改革・改善などの推進	定時退庁の推進、午後8時以降の時間外勤務の原則禁止、上限時間を超えた時間外勤務の要因の整理、分析及び検証のほか、デジタル技術の活用による作業の自動化や業務手順の見直し等の業務プロセス改革を推進する取組、管理職のマネジメント力の強化、ペーパーレス化の推進などの取組を行った。	R4 (2022)	B	計画していた取組を実施した。	2	引き続き、長時間勤務の更なる是正に向けた取組を推進する。	総務企画局	行政改革マネジメント推進室
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
56	全ての職員が活躍できる職場づくりに向けて、多様な働き方を推進します。	柔軟な勤務体制、在宅勤務などの推進	テレワークの推進、ワーク・ライフ・バランスデーの実施、イクボスの実践に向けた取組、障害者雇用に関する管理職向けセミナーの実施、柔軟な勤務時間制度の検討などの取組を行った。	R4 (2022)	B	計画していた取組を実施した。	2	テレワークの更なる活用など、多様な働き方の実現に向けて引き続き取組を推進する。	総務企画局	行政改革マネジメント推進室
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
57	配偶者が出産した職員に占める育児休業取得者の割合が令和7(2025)年度までに30%となるよう目指します。	数値目標達成に向けた取得促進	男性職員向けの育児のための両立支援リーフレットの周知やパパの育児に関する休暇・休業計画書の提出等の取組を実施した。また、育児休業取得時の心構えや仕事と家庭の両立のノウハウを学ぶこと等を目的とした、男性職員向けの育児休業取得準備セミナーについて、より効果的なものとするため、看護大学と連携し、外部講師による講義に加えて、授乳やおむつ替えなど実技面の講習を新たに加えた上で実施した。	R4 (2022)	A	令和6年度の育児休業取得率は市長事務局等が93.2%、その他の任命権者は60.8%となり、目標値(令和7年度までに市長事務局等85%以上(1週間以上の取得のみ)、その他の任命権者50%以上)を達成した。	2	育児休業取得率の更なる向上に向けて、継続的に取組を進める必要がある。	総務企画局	人事課
				R5 (2023)	A					
				R6 (2024)	A					
				R7 (2025)						

58	子育てや介護に関する各種制度を取得しやすい環境づくりに努めます。	育児・介護休業制度など各種制度に関する情報提供、取得の促進	子育てや介護に係る休暇制度をまとめた「職員子育て応援ガイドブック」を更新したほか、介護に係るリーフレットをグルかわライブラリに掲載し周知を行った。また、業務管理者向けにイクボス研修、課長補佐・係長級を対象にプレイクボス研修を実施し、休暇・休業を取得しやすい職場環境づくりに向け、意識啓発を行った。	R4 (2022)	B	育児や介護など、時間に制約のある職員も活躍できる職場環境づくりに向けた取組を行った。	2	引き続き研修等を実施するなど、職員の意識啓発に向けた取組を実施する。	総務企画局	人事課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
58	子育てや介護に関する各種制度を取得しやすい環境づくりに努めます。	育児・介護休業制度など各種制度に関する情報提供、取得の促進	「職員子育て応援ガイドブック」を局内掲示板等にて周知する等、取得予定の職員はもとよりその他職員への意識啓発に取り組んだ結果、男性の育児休業の取得率が目標値を超えた。	R4 (2022)	B	男性の育児休業の取得率が目標値を超えた。	2	次年度も引き続き介護休暇等の取りやすい職場を目指し、局内への情報提供に努める。	上下水道局	庶務課
				R5 (2023)	A					
				R6 (2024)	A					
				R7 (2025)						
58	子育てや介護に関する各種制度を取得しやすい環境づくりに努めます。	育児・介護休業制度など各種制度に関する情報提供、取得の促進	男性職員の育児に伴う休暇・休業計画書の提出依頼を行うなど制度周知及び子育てに係る休暇・休業等の取得勧奨を行った。	R4 (2022)	B	男性職員の育児に伴う休暇・休業計画書の提出依頼を行うなど、制度周知や子育てに係る休暇・休業等の取得勧奨を行った。	2	引き続き、子育てや介護に関する各種制度を取得しやすい環境づくりに努める。	交通局	庶務課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
58	子育てや介護に関する各種制度を取得しやすい環境づくりに努めます。	育児・介護休業制度など各種制度に関する情報提供、取得の促進	「職員子育て応援ガイドブック」の配布・回覧するなど、制度の周知を図った。	R4 (2022)	B	職員の理解が深まるようガイドブックの配布・回覧による周知を行い、休暇取得に向けた意識改善を図った。	2	引き続き、制度の周知を図り、職員の意識改善及び休暇を取得しやすい職場環境づくりを推進する。	病院局	庶務課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
58	子育てや介護に関する各種制度を取得しやすい環境づくりに努めます。	育児・介護休業制度など各種制度に関する情報提供、取得の促進	・育児休業の取得促進について、各所属長に対し通知するとともに、各種制度、子育て応援ガイドブック等についても周知した。 ・次年度に消防司令の階級（係長級）に昇任予定の職員に対し、妊娠・出産等を申し出た職員に対する面談等の実施について徹底するよう周知するとともに、消防司令補及び消防士長の階級に昇任予定の職員にも制度について周知した。 ・総務省消防庁から送付された男性職員の育児休業等取得促進に係るポスターを掲示して、意識の啓発を図った。	R4 (2022)	B	子育てや介護に関する各種制度を取得しやすい環境づくりのため、取組を実施したため。	2	引き続き、あらゆる機会を利用して各種制度を周知していく。	消防局	人事課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
58	子育てや介護に関する各種制度を取得しやすい環境づくりに努めます。	育児・介護休業制度など各種制度に関する情報提供、取得の促進	各種相談内容に応じ、介護休業等の介護支援制度を案内している。	R4 (2022)	C	通常業務の一環として各種相談対応を行っている。	2	引き続き、介護支援制度に関する情報提供を推進する。	教育委員会事務局	庶務課
				R5 (2023)	C					
				R6 (2024)	C					
				R7 (2025)						
58	子育てや介護に関する各種制度を取得しやすい環境づくりに努めます。	育児・介護休業制度など各種制度に関する情報提供、取得の促進	「職員子育て応援ガイドブック」の閲覧について局内への周知を行った。	R4 (2022)	B	グルかわでの閲覧が可能なことを周知し、職員の理解がさらに深まるよう努めた。	2	引き続き各制度の周知を図り、休暇等が取得しやすい職場環境の醸成に努める。	選挙管理委員会事務局	選挙課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

58	子育てや介護に関する各種制度を取得しやすい環境づくりに努めます。	育児・介護休業制度など各種制度に関する情報提供、取得の促進	「職員子育て応援ガイドブック」を局内掲示板等で周知し、育児休業等の取得を促すとともに、その他職員への意識啓発に取り組んだ。	R4 (2022)	B	子育て等の各種制度を取得しやすい環境づくりに向け取組を実施した。	2	次年度も引き続き育児・介護休業等の取りやすい職場を目指し、局内への情報提供に努める。	監査事務局	行政監査課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
58	子育てや介護に関する各種制度を取得しやすい環境づくりに努めます。	育児・介護休業制度など各種制度に関する情報提供、取得の促進	「職員子育て応援ガイドブック」を配布し、周知した。	R4 (2022)	B	ガイドブックを配布し、職員の理解が深まるよう周知を図った。	2	引き続き、介護支援制度の周知を図り、介護休暇が取得しやすい職場環境への改善に努める。	人事委員会事務局	調査課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
58	子育てや介護に関する各種制度を取得しやすい環境づくりに努めます。	育児・介護休業制度など各種制度に関する情報提供、取得の促進	職員に対して子育てや介護に関する各種制度の情報提供を迅速かつ丁寧に行うとともに、管理職会議で各種制度の取得の促進について協議し、子育てや介護に関する各種制度を取得しやすい環境づくりに努めた。	R4 (2022)	B	電子文書施行や電子メールを活用することにより、全職員に確実に情報が行き渡るよう配慮したほか、管理職等が職員に対して各種制度の取得を適宜奨めた。	2	次年度も引き続き、取組を推進する。	議会局	庶務課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

施策21 働く場におけるハラスメントの防止と被害者支援の推進

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント、性的指向や性自認に対するハラスメントなど、ハラスメントのない職場づくりに向けた啓発を行うとともに、被害者への相談支援を行います。

59(再掲70)	働く場における多様なハラスメント防止に向けた啓発や情報提供を実施します。	情報収集・提供事業における啓発の実施、企業等への出前講座の実施	女性のための総合相談の中でセクハラ・パワハラなどの相談も受けた。	R4 (2022)	B	男女共同参画センターで情報提供や相談支援を行った。	2	機会を捉え、ハラスメント防止に向けた情報提供を行っていく。	市民文化局	男女共同参画センター
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
59(再掲70)	働く場における多様なハラスメント防止に向けた啓発や情報提供を実施します。	「かわさき労働情報」「働くためのガイドブック」等による法整備や法改正に関する情報提供	「かわさき労働情報」及び「働くためのガイドブック」において、働く場における多様なハラスメント防止に向けた周知啓発を行った。	R4 (2022)	B	働く場における多様なハラスメント防止に向けた周知啓発を行った。	2	「かわさき労働情報」及び「働くためのガイドブック」において、ハラスメント防止の記事を掲載するなどハラスメント防止に向けた周知啓発を行う。	経済労働局	労働雇用部
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
60	ハラスメント被害に関する相談支援を実施します。	相談事業における被害者支援	女性のための総合相談の中でセクハラ・パワハラなどの相談も受けた。	R4 (2022)	B	男女共同参画センターで情報提供や相談支援を行った。	2	機会を捉え、ハラスメント防止に向けた情報提供を行っていく。	市民文化局	男女共同参画センター
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
60	ハラスメント被害に関する相談支援を実施します。	労働相談における被害者支援	常設の労働相談の他、神奈川県と共催で月1回の弁護士相談、夜間労働相談、街頭労働相談（年7回）を開催し、職場での各種ハラスメントについての相談支援を実施した。	R4 (2022)	B	街頭労働相談では女性が話しやすいように女性相談員を配置するなど、相談者の状況を理解した上で、中立的な立場から相談を受けることに配慮した。	2	労働相談において、ハラスメント被害に関する相談支援を実施します。	経済労働局	労働雇用部
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
61	市職員に対しハラスメントの防止に向けた啓発を行うとともに、相談窓口での対応を実施します。	「ハラスメント防止要綱」の周知、相談窓口の周知及び対応の実施	・新規採用職員研修や階層別研修などの機会を通じて、ハラスメントに関する情勢や相談窓口等についての周知を行った。 ・相談窓口では、担当職員による一般相談及び弁護士による専門相談を実施した。	R4 (2022)	B	相談窓口や要綱、ハラスメントに関する情勢等について周知を行った。また、係長級以上の職員を対象に、ハラスメント防止対策研修を開催した。相談窓口では、相談者個々の状況に応じて、事実関係の調査や問題の解決に向けた対応を行った。	2	引き続き、各種研修等を通じてハラスメントの防止に向けた取組を実施するとともに、相談窓口では、相談者個々の状況に応じて適切に対応していく。	総務企画局	人事課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

61	市職員に対しハラスメントの防止に向けた啓発を行うとともに、相談窓口での対応を実施します。	階層別研修における啓発	階層別研修で男女共同参画社会や性の多様性に関する研修を行った。 ＜階層別研修内訳＞ ・新規採用職員研修(395名) ・採用2年目職員研修335名) ・採用3年目職員研修(351名) ・中堅職員研修(285名) ・新任係長研修(159名) ・新任課長研修(105名) ・初任者等基礎研修(324名) ※新規採用職員研修以外はeラーニング研修	R4 (2022)	B	階層別研修において、ハラスメントの防止に関する研修を実施した。	2	引き続き、階層別研修において、ハラスメントの防止に関する研修を実施する。	総務企画局	人材育成課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

基本施策6 家庭生活への男性の参画促進

施策22 家事・子育て・介護における男性の主体的な参画の促進

男性がワーク・ライフ・バランスを図りながら主体的に家庭生活に参画できる社会を目指し、身近な地域で男性の参加に配慮した子育て・介護等に関する講座やセミナーを実施します。

62(再掲98)	男性が主体となって企画運営を行う子育てサロン等の開催を通じ、男性の家庭や地域活動への参画を促進します。	イクメン研究所の活動	男性の育児参画のため、イクメン研究所ジャーナル(年1回)を発行した他、イクメン研究所ジャーナルweb版にて連載でコラムを掲載した。また、ウィメンズ・ジャズ・フェスティバル@すくらむ21に協力した。	R4 (2022)	B	男性の家庭や地域活動への参画に向け幅広く周知ができた。	2	引き続き、イクメン研究所メンバー増員に向けた取組も行っていく。	市民文化局	男女共同参画センター
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
63	両親学級や子育てセミナー等の実施に当たっては、男女共同参画の視点に配慮した内容等を企画・実施します。	男女共同参画センターの男性向け事業の男性が参加しやすい企画・実施	職場や家庭でのコミュニケーションに悩む男性を対象に、無理をしないコミュニケーションを学ぶ講座を1回開催し、5名が参加した。講座では講義と対話体験を通して、「自分も相手も大切にするコミュニケーション」のコツを身につける機会とした。	R4 (2022)	B	男性にとつての男女共同参画の特集記事を通じ、「男性のいきづらさ」や男性の相談場所について情報発信を行った。	2	引き続き、男性が参加しやすい講座を開催する。	市民文化局	男女共同参画センター
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
63	両親学級や子育てセミナー等の実施に当たっては、男女共同参画の視点に配慮した内容等を企画・実施します。	両親学級の土曜日、日曜日の開催 川崎市父子手帳の配布	・各区において初産婦とそのパートナー等を対象に両親学級を実施した。 ・川崎市看護協会において年8回(土曜日)、川崎市助産師会において年12回(日曜日)両親学級を実施した。より多くの方が受講できるようにハイブリット運営又はオンライン開催日を継続した。 ・母子健康手帳交付時に配布する、父子手帳やその他チラシ類の見直しを行い、妊産婦のメンタルヘルスや父親の積極的な育児参加の普及啓発を行った。	R4 (2022)	B	男女共同参画の理解の促進に向け、計画していた取組を実施した。	1	・次年度も引き続き両親学級を開催するとともに、就労している妊婦や父親のニーズを踏まえ、休日の開催を継続する。 ・次年度も引き続き父親が妊娠・出産・育児に関心を持てるよう父子手帳をはじめ、各種広報誌の見直しを行う。 ・現状維持ではなく、社会背景に応じた対応を行えるよう、事業の在り方については常に見直し、ブラッシュアップを継続していく。	こども未来局	こども保健福祉課(R5より児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当)
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
64(再掲45.99)	地域で活動する子育てグループ等の支援や保護者同士の交流機会の提供を、男女共同参画の視点から行います。	親子で参加するサロンやコンサート等の実施	再掲目標Ⅱ 事業番号45, 99							
64(再掲45.99)	地域で活動する子育てグループ等の支援や保護者同士の交流機会の提供を、男女共同参画の視点から行います。	地域子育て支援事業の実施	再掲目標Ⅱ 事業番号45, 99							

64(再掲45.99)	地域で活動する子育てグループ等の支援や保護者同士の交流機会の提供を、男女共同参画の視点から行います。	子育てグループの支援や情報提供の実施	再掲目標Ⅱ 事業番号45, 99						各区役所	地域支援課
64(再掲45.99)	地域で活動する子育てグループ等の支援や保護者同士の交流機会の提供を、男女共同参画の視点から行います。	市民館等における子育て支援啓発事業の実施	再掲目標Ⅱ 事業番号45, 99						教育委員会事務局	生涯学習推進課
65(再掲48)	介護教室等の実施に当たっては、男女共同参画の視点に配慮した内容等を企画します。	男性の参加促進に配慮した介護教室等の実施	再掲目標Ⅱ 事業番号48						健康福祉局	保健医療政策部(健康増進課)
65(再掲48)	介護教室等の実施に当たっては、男女共同参画の視点に配慮した内容等を企画・実施します。	男性の参加促進に配慮した、各区における介護教室等の実施	再掲目標Ⅱ 事業番号48						各区役所	地域支援課

施策23 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進

66	教育文化会館・市民館における「家庭・地域教育学級」の実施においては、男性の参加しやすい学級づくりを推進します。	家庭・地域教育学級における父親の参加促進	教育文化会館・市民館における「家庭・地域教育学級」の実施にあたっては、男性の子育て参加の促進など男女共同参画の視点に立った事業を推進した。	R4 (2022)	B	男女共同参画の視点に立った事業を実施した。	2	次年度も引き続き、男女共同参画の視点に立った事業を推進する。	教育委員会事務局	生涯学習推進課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

基本施策7 女性活躍や働き方改革に向けた企業の取組の促進

施策24 女性の活躍推進や多様な働き方、ハラスメント防止に向けた企業への啓発の推進

市内企業に対して、男女共同参画や働き方改革、ハラスメント防止に関する啓発を行います。また、企業の自主的な取組の推進に向け、女性活躍推進や多様な働き方に関する制度の充実、長時間労働の是正に向けた情報提供を行います。

67	働く場における男女共同参画や女性活躍推進に関する啓発や講座等を実施します。	「かわさき☆えるぼし」事例集の作成・配布、「かわさき☆えるぼし」認証事業の周知、	・女性活躍や多様な働き方を推進する企業の取組をまとめた「かわさき☆えるぼし」認証企業事例集を作成し、市HPで掲載した。 ・川崎市や人権・男女共同参画室のYouTubeチャンネルへの「かわさき☆えるぼし」認証周知15秒動画の掲載や、「かわさき労働情報」に「かわさき☆えるぼし」認証制度募集についての記事を掲載し、広く周知した。	R4 (2022)	B	「かわさき☆えるぼし」認証企業事例集を作成することで、市内企業や関係団体、教育関係機関等さまざまな対象に情報提供を行うことができた。	2	引き続き、市HPや「かわさき労働情報」など様々な広報機会をとらえ、積極的な情報提供を行っていく。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
67	働く場における男女共同参画や女性活躍推進に関する啓発や講座等を実施します。	事業所への出前講座や講師紹介の実施	事業所への出前講座や、公共施設、各種団体等に講師派遣を行った。	R4 (2022)	B	市内事業所や団体、機関等に講師派遣を行い、女性活躍や男女共同参画について理解を深める取り組みを実施した。	2	引き続き、依頼に基づいて、出前講座や講師派遣の機会の充実を図る。	市民文化局	男女共同参画センター
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
67	働く場における男女共同参画や女性活躍推進に関する啓発や講座等を実施します。	「川崎労働学校」において、男女雇用機会均等法をテーマとした講義の実施	「川崎労働学校」において、男女雇用機会均等法をテーマとした講座を実施した。	R4 (2022)	B	「川崎労働学校」において、男女雇用機会均等法をテーマとした講座を実施し、同法の趣旨や意義について参加者の理解を深めることができたため。	2	「川崎労働学校」において、男女共同参画や女性活躍推進に関する講座を開催する。	経済労働局	労働雇用部
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

68 (再掲 51)	働きやすい職場環境づくりに向けた「働き方改革」に関する啓発や情報提供を行います。	市内中小企業に向けた「生産性向上・働き方改革」に係る啓発の実施	再掲目標Ⅱ 事業番号51					経済労働局	労働雇用部
69 (再掲 52)	在宅勤務やテレワークなど、多様で柔軟な働き方に関する啓発や情報提供を行います。	「かわさき☆えるぼし」認証制度を通じた情報提供	再掲目標Ⅱ 事業番号52					市民文化局	人権・男女共同参画室
69 (再掲 52)	在宅勤務やテレワークなど、多様で柔軟な働き方に関する啓発や情報提供を行います。	在宅ワークなど多様な働き方を紹介するセミナーの開催や「かわさき労働情報」等による法改正等の情報提供	再掲目標Ⅱ 事業番号52					経済労働局	労働雇用部
70(再掲 59)	働く場における多様なハラスメント防止に向けた啓発や情報提供を実施します。	情報収集・提供事業における啓発の実施、企業等への出前講座の実施	再掲目標Ⅱ 事業番号59					市民文化局	男女共同参画センター
70(再掲 59)	働く場における多様なハラスメント防止に向けた啓発や情報提供を実施します。	「かわさき労働情報」「働くためのガイドブック」等による法整備や法改正に関する情報提供	再掲目標Ⅱ 事業番号59					経済労働局	労働雇用部

施策25 女性の活躍推進や働き方改革に取り組む企業への支援の推進

女性活躍や働き方改革に取り組む企業の認証等を行い、好事例の発信などを通じ、性別にかかわらず、個性や能力を十分に発揮しながら働ける環境整備を促進していきます。

71	女性の活躍推進に積極的に取り組む市内中小企業等を対象とした「かわさき☆えるぼし」認証制度による、企業等への支援を推進し、令和7(2025)年度までに認証企業数が100になるよう目指します。	「かわさき☆えるぼし」認証制度の実施	・「かわさき☆えるぼし」認証制度について、制度創設後7回目の募集を行った。令和6年度は58社（新規企業のみ）を認証し、令和4・5年度の認証企業88社と合わせて認証企業数は146社となり、より一層、目標の100社を上回った。 ・認証された企業の取組をまとめた事例集を作成し、市内関係団体等に配布した。	R4 (2022)	A	令和4・5年度に認証した企業とあわせて令和7年3月現在146社が認証企業となり、市内中小企業における女性活躍推進の取組が広がりつつある。	1	令和7年度も引き続き認証企業の募集を行うとともに、認証された企業の取組を広く周知していく。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R5 (2023)	A					
				R6 (2024)	A					
				R7 (2025)						
72	女性の活躍に関する状況の把握や課題分析などに向けたノウハウ支援を実施します。	働き方改革・生産性向上専門家無料派遣相談窓口における女性活躍に関する相談の対応	働き方改革・生産性向上無料派遣相談において、市内中小企業等の課題をヒアリングし、就業規則に関する相談等において女性活躍に向けた専門家の派遣を行った。	R4 (2022)	B	相談企業の掘り起こし及びヒアリングについて、適切に対応を行ったため。	2	相談を必要とする企業のさらなる掘り起こし等について、局内外関係部署との連携が必要。	経済労働局	労働雇用部
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
73	女性活躍推進に取り組む企業に対して、公共調達において評価し、受注機会の増大を図ります。	主観評価項目における、次世代育成支援対策推進法または女性活躍推進法に基づく行動計画の策定及びくるみん・えるぼしまたはかわさき☆えるぼし取得企業への加点の実施	・次世代育成支援対策推進法または女性活躍推進法に基づく行動計画の策定及び「くるみん・えるぼし」または「かわさき☆えるぼし」取得企業に対して、主観評価項目点を付与した。	R4 (2022)	B	女性活躍推進に取り組む企業に対して、受注機会の増大を図る取組ができている。	2	次年度も引き続き、女性活躍推進に取り組む企業に対しての支援を推進していく。	財政局	契約課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
74	生産性向上・働き方改革に取り組む市内企業に向けた支援を実施します。	市内中小企業等の働き方改革・生産性向上の支援の実施	働き方改革・生産性向上支援に向けて、補助金による支援を実施した。	R4 (2022)	B	働き方改革・生産性向上推進事業補助金により、46件の支援を実施したため。	2	働き方改革・生産性向上推進事業補助金について、局内各課との段階に応じた支援の連携が必要。	経済労働局	労働雇用部
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

75(再掲92)	地域や働く場におけるSDGsの推進に向けて、川崎市SDGs登録・認証制度「かわさきSDGs/パートナー」を運用します。	川崎市SDGs登録・認証制度「かわさきSDGs/パートナー」の運用	川崎市SDGs登録・認証制度「かわさきSDGs/パートナー」について、有効期間を見直し、継続しやすい体制を整備するとともに、同制度の有効期間満了を迎えるゴールドパートナーに対し更新手続の案内を適宜行ったことで3,400社超の登録・認証事業者数を維持した。また、ポータルサイトによるパートナーのSDGs活動の発信を支援した。	R4 (2022)	B	川崎市SDGs登録・認証制度「かわさきSDGs/パートナー」と「川崎市SDGsプラットフォーム」の効果的な運用により、市内の多様なステークホルダーに対し、SDGsの達成に向けた取組の支援を行ったことにより、市域におけるSDGsの推進が図られたことから、施策への貢献があった。	2	今後も、市内の多様なステークホルダーのSDGsの達成に向けた取組を支援するため、川崎市SDGs登録・認証制度「かわさきSDGs/パートナー」や「川崎市SDGsプラットフォーム」の効果的な運用を図りつつ、さらなる支援の拡充について検討していく。	総務企画局	企画調整課 (R5よりSDGs・国際連携推進担当)
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

施策26 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保及び地域における連携の強化

男女の均等な機会と待遇の確保に向けて企業等への働きかけを行います。また、地域における女性活躍や働き方改革の推進に向けて地域経済団体との連携を強化します。

76	雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保に向けた周知啓発を行います。	「かわさき労働情報」「働くためのガイドブック」等による法改正等に関する情報提供	「かわさき労働情報」及び「働くためのガイドブック」において、男女の均等な機会と待遇の確保に向けた周知啓発を行った。	R4 (2022)	B	「かわさき労働情報」及び「働くためのガイドブック」において、男女の均等な機会と待遇の確保に向けた周知啓発を行った。	2	引き続き、「かわさき労働情報」や「働くためのガイドブック」において、男女の雇用機会均等法等に関する記事を掲載するなど、男女の均等な機会と待遇の確保に向けた周知啓発を行っていく。	経済労働局	労働雇用部
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
77	女性活躍や働き方改革の推進にかかる課題の共有化やニーズ把握に向け、地域経済団体などの多様な主体との連携を強化します。	関係団体との連携体制の強化	「かわさき労働情報」において、女性活躍や働き方改革の推進にかかる記事を掲載することで多様な主体との連携を強化した。	R4 (2022)	B	女性活躍や働き方改革の推進にかかる記事を掲載し、周知した。	2	引き続き、女性活躍の推進に係る広報等を実施する。	経済労働局	労働雇用部
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

事業番号	事業	事業概要	令和6(2024)年度実績	年度ごとの達成度(男女共同参画の視点に配慮した事業の推進度)			今後の方向性	次年度の課題	所管局	担当部署
				年度	達成度	達成度を選択した理由				
目標Ⅲ 地域における男女共同参画の推進										
基本施策8 女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援										
施策27 ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援の推進										
「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」に基づき、関係機関と連携した被害者への支援や支援を担う関係者の人材育成、DVに関する相談窓口の周知と予防啓発に取り組めます。										
78	「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」を推進し、配偶者等からの暴力による被害者への支援を実施します。	DV防止・被害者支援基本計画の進捗管理、啓発の推進	・令和2年2月に策定した「第3期川崎市DV防止・被害者支援基本計画」に基づき、取組を推進した。 ・計画の進捗状況については、2月に庁内調査を実施した。	R4(2022)	B	計画に基づき進捗管理を行うことで、目標どおりの取組を行うことができた。	2	「第3期川崎市DV防止・被害者支援基本計画」に基づき、DV防止・被害者支援の取組を推進していく。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R5(2023)	B					
				R6(2024)	B					
				R7(2025)						
78	「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」を推進し、配偶者等からの暴力による被害者への支援を実施します。	計画に基づく被害者支援の推進	川崎市DV相談支援センターを中心に相談を行い、被害者の人権擁護及び自立のための支援を行った。また、DV被害者支援のため、神奈川県や民間シェルター等への緊急一時保護を実施するとともに、民間団体への財政的支援を行った。	R4(2022)	B	DV被害者への支援等の取組について、「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」に基づき、推進した。	2	次年度も引き続き、計画に基づくDV被害者支援等の取組を推進する。	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室
				R5(2023)	B					
				R6(2024)	B					
				R7(2025)						
79	ドメスティック・バイオレンスに関する相談窓口の周知や情報提供を行います。	市や県、国における被害者相談窓口の周知の促進	・デートDV予防啓発講座を実施校でDV相談窓口やパープルリボンプロジェクトを広報するファイルを配布した。 ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて性暴力やAV出演被害の相談窓口を周知するポスターやシール、カードを関係機関に配布した。 ・「二十歳を祝うつどい」のパンフレットにデートDV予防啓発広報を掲載した。	R4(2022)	B	啓発品の配布や、啓発広報文の掲載によって、DV支援相談窓口の周知や予防啓発に繋がった。	2	啓発品の配布や、啓発広報文の掲載によって、DV支援相談窓口の周知や予防啓発に繋がった。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R5(2023)	B					
				R6(2024)	B					
				R7(2025)						
79	ドメスティック・バイオレンスに関する相談窓口の周知や情報提供を行います。	市や県、国における被害者相談窓口の周知の促進	チラシ・カード、町内会掲示板及びリビング広告を用いた相談窓口周知や、川崎駅周辺のモニターや川崎YouTube等の様々な媒体を通じた啓発普及動画の配信により、DV防止啓発・相談窓口の広報啓発活動を行った。	R4(2022)	B	様々な媒体を活用して、相談機関の周知を行うとともに、DV防止の啓発活動を実施した。	2	より効果的な広報啓発に努め、引き続き普及啓発活動を実施していく。	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室
				R5(2023)	B					
				R6(2024)	B					
				R7(2025)						
80	ドメスティック・バイオレンスの防止に向けた啓発や研修を実施します。	市職員に対する研修、女性に対する暴力を防止する週間の啓発	・階層別研修の中でDV被害防止と被害者支援についての説明資料を作成、使用した。 ・「女性に対する暴力をなくす運動期間」にあわせ、市役所本庁舎のライトアップ、「パープルカラーのオリジナル布ワッペン」の実施・展示を行った。	R4(2022)	B	研修を通し、DV被害防止を被害者支援について市職員に周知を図った。	2	引き続き階層別研修等の機会をとらえてDV防止・被害者支援についての周知を図る。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R5(2023)	B					
				R6(2024)	B					
				R7(2025)						
80	ドメスティック・バイオレンスの防止に向けた啓発や研修を実施します。	関係機関を対象とした被害者支援等に関する研修の実施	「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」に基づき、関係機関だけでなく全庁職員を対象とした研修を実施し、27名の参加があった。	R4(2022)	B	DV被害者を支援する関係機関の理解を深めたるため、研修を実施した。	2	DV被害者に対し、関係機関が連携して取り組めるよう、引き続き研修を実施していく。	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室
				R5(2023)	B					
				R6(2024)	B					
				R7(2025)						

施策28 若年層に対する暴力の防止と被害者支援の推進										
性犯罪や性暴力を許さない社会づくりに向けた啓発に取り組むとともに、若年層に対する予防啓発を推進します。また、関係機関と連携して、被害の早期発見及び被害者支援に取り組めます										
81	デートDVや性暴力の防止に向け、若年層を対象にしたワークショップを実施します。	市内中学校・大学・専門学校でのデートDV予防啓発講座の実施	若年層向けにデートDV予防啓発ワークショップを実施し、計11回、1,035人(大学生386人、中学生649人)の参加があった。	R4 (2022)	B	デートDV予防啓発講座の市内の学校での実施や啓発物の配布によって、DV支援相談窓口の周知や予防啓発に繋がった。	2	引き続きデートDV予防啓発ワークショップの実施を行う。	市民文化局	人権・男女共同参画室
81	デートDVや性暴力の防止に向け、若年層を対象にしたワークショップを実施します。	市内高等学校でのデートDV予防啓発講座の実施	市民オンブズマン事務局と連携し高校でデートDVワークショップを2回実施し、143人の参加があった。	R4 (2022)	B	デートDVワークショップを通じて啓発を実施し、被害等の防止を図った。	2	引き続き市内高等学校を対象にデートDV予防啓発ワークショップの実施を行う。	市民文化局	男女共同参画センター
81	デートDVや性暴力の防止に向け、若年層を対象にしたワークショップを実施します。	小・中学生を対象とした「CAP子どもワークショップ」等の実施	説明資料を配付し、担当者に事業の趣旨を伝えた。また、子どもの権利学習(CAPプログラム)子どもワークショップを小学校16校、中学校5校 2,389名の児童生徒に対して安全・安心について理解を深めることができるよう実施した。	R4 (2022)	B	令和4年度から大人プログラムの実施方法を変更し、各学校が子どもプログラムに取り組みやすい体制を整えている、それによって中学校の実施校が増えた。	2	CAPプログラムについては令和4年度から実施方法を見直し、引き続き学校で取り組みやすくなるよう改善を図りながら実施する。またデートDVのプログラムについては、生命(いのち)の安全教育に関連させることで、効果的な実施方法を提示し、啓発を図る。	教育委員会事務局	教育政策室
82	性暴力、ストーリー等の被害の理解促進及び相談窓口の周知を行います。	啓発品の作成・配布、国作成のポスター掲示等による啓発	・若年層の性暴力被害予防月間に合わせ、啓発ポスターや相談窓口のポスター、リーフレット、広報カードを関係機関に配布した。 ・内閣府が「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」を取りまとめたことを受けて、市のホームページで対策パッケージの内容について情報提供を行った。 ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて性暴力やAV出演被害の相談窓口を周知するポスターやシール、カードを関係機関に配布した。	R4 (2022)	B	国の啓発期間に合わせ、広報物等を配布した。ポスターやパネル展示等の掲示を行うことで、女性に対する暴力被害の啓発に繋がった。	2	引き続き、内閣府が作成する広報物等を市内各施設で配架し、性暴力被害の理解促進、相談窓口の周知を行う。	市民文化局	人権・男女共同参画室
83	性暴力の被害者への支援を行うとともに、若年層が相談しやすい体制の整備に努めます。	犯罪被害者等支援相談の実施 専門相談員による面接及び電話による相談及び各種支援施策の情報提供	犯罪被害者等支援相談令和6年度：延べ786件	R4 (2022)	B	女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援のため、計画していた取組を実施した。	2	犯罪被害者等支援条例について、より多くの市民へ周知すること。	市民文化局	地域安全推進課
83	性暴力の被害者への支援を行うとともに、若年層が相談しやすい体制の整備に努めます。	相談事業の実施、DV等暴力防止関連講座の実施	・女性のための総合相談、男性のための電話相談を実施し、性暴力を含めた総合的な相談支援を実施した。 ・デートDVワークショップにおいてDVや性被害の相談窓口の周知を行った。	R4 (2022)	B	性被害の相談があった場合は、適切な窓口を紹介するとともに相談者に寄り添った支援を行った。	2	引き続き相談事業を実施するほか、デートDVワークショップ等を通じて学生に相談窓口の周知を行う。	市民文化局	男女共同参画センター
83	性暴力の被害者への支援を行うとともに、若年層が相談しやすい体制の整備に努めます。	女性保護事業の実施	川崎市DV相談支援センターにて、関係機関と連携し、性暴力等を受けた被害者の相談支援を実施した。	R4 (2022)	B	被害女性の訴えを確認しながら、女性の立場に立った配慮ある支援を行った。	2	引き続き関係機関と連携しながら支援を行うとともに、相談しやすい体制整備に努めていく。	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室

84	子どもに対する性的虐待や性暴力の防止及び早期発見・早期対応に努めます。	オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンを中心とした児童虐待の防止、早期発見に向けた普及啓発活動の実施	11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンを中心に、虐待のないまちづくりを推進するため、普及啓発ポスターの掲示等に加え、虐待防止のアニメーション動画を活用した各区役所の番号表示システムや南武線のトレインチャンネル等のデジタルサイネージを利用した広報の実施など、普及啓発活動を実施した。	R4 (2022)	B	5区市合同によるオレンジライトアップやデジタルサイネージを利用した広報等、効果的な普及啓発を実施した。	2	より効果的な広報啓発に努め、引き続き普及啓発活動を実施していく。	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
84	子どもに対する性的虐待や性暴力の防止及び早期発見・早期対応に努めます。	関係機関と連携した児童相談所における虐待相談・通告への対応	児童相談所における相談・通告に対して迅速かつ適切に対応した。また、要保護児童対策地域協議会等を活用し、関係機関と連携しながら児童及び保護者を支援した。	R4 (2022)	B	関係機関と連携を図りながら、適切な対応と相談支援を実施した。	2	児童虐待の早期発見と早期対応のため、引き続き関係機関と連携していく。	こども未来局	児童相談所
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
84	子どもに対する性的虐待や性暴力の防止及び早期発見・早期対応に努めます。	人権オンブズマン制度(子どもの権利侵害)の実施	子どもの人権侵害に関する相談に対し、関係機関等と連携して、迅速・適切に対応した。	R4 (2022)	B	子どもの人権侵害について、適切に対応した。	2	次年度も引き続き、子どもの人権侵害に関する相談に対し、関係機関等と連携して、適切に対応していく。	市民オンブズマン事務局	人権オンブズマン担当
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
84	子どもに対する性的虐待や性暴力の防止及び早期発見・早期対応に努めます。	区・教育担当を中心とした性暴力被害を含めたさまざまな問題への適切な支援の実施	各区に配置した区・教育担当を中心に、関係機関と連携し、子どもに対する性暴力や性犯罪を含めた問題の把握に努め、速やかに情報共有を行うとともに、その状況に応じて適切に支援を行った。	R4 (2022)	B	関係機関と連携を図りながら、適切な対応と相談支援に努めた。	2	児童虐待の早期発見と早期対応のため、引き続き関係機関と連携して適切に対応していく。	教育委員会事務局	指導課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

施策29 男女平等や人権侵害に関する相談事業の推進

性別にかかわる問題や家庭や職場、地域などで直面する様々な困難について、相談事業を推進し、相談者の気持ちを尊重しながら、問題解決に向けた支援を行います。

85(再掲105)	女性の様々な悩みにかかる相談事業を実施します。	女性総合相談の実施	女性のための総合相談(電話・面接相談)において、電話相談2,762件、面接相談205件、合計で年間2,967件の相談があった。	R4 (2022)	B	相談システムを活用して情報を一元化し、拡大カンファレンスの実施などで相談支援の充実を図っている。	2	研修やカンファレンスの実施等により相談の質の向上に努めながら実施していく。	市民文化局	男女共同参画センター
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
86(再掲13)	男性の様々な悩みにかかる相談事業を推進します。	男性のための電話相談の実施	(再掲目標I) 事業番号13						市民文化局	男女共同参画センター
87	男女平等にかかわる人権侵害について、問題解決に向けた助言・支援や、関係機関等への調査・調整等を実施します。	人権オンブズマン制度(男女平等に関わる人権侵害)の実施	男女平等にかかわる人権侵害について、問題解決に向けた助言・支援を行い、関係機関等と連携して適切に対応した。	R4 (2022)	B	男女平等にかかわる人権侵害について、適切に対応した。	2	次年度も引き続き、男女平等にかかわる人権侵害について、問題解決に向けた助言・支援を行い、関係機関等と連携して適切な対応に努める。	市民オンブズマン事務局	人権オンブズマン担当
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
88(再掲120)	性的マイノリティの人々の人権を尊重する視点から相談支援を実施します。	性別不含有含む精神保健相談の実施	性別不含有の方の一般精神保健相談窓口として、本人及び家族からの相談を延べ2件対応した。	R4 (2022)	B	性別不含有の方の一般精神保健相談を実施したため。	2	16歳以上を対象とした性別不含有の方の一般精神保健相談を継続実施していく。	健康福祉局	総合リハビリテーション推進センター(こころの健康課)
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
88(再掲120)	性的マイノリティの人々の人権を尊重する視点から相談支援を実施します。	性同一性障害に関する相談支援の実施(児童相談所)	性同一性障害に悩む児童に対し、学校等の関係機関と連携して支援を実施した。	R4 (2022)	B	児童の人権を尊重する視点から性同一性障害に関する相談等に対して適切に支援を実施しました。	2	性同一性障害の児童が、相談に繋がりやすくなるよう、引き続き学校等の関係機関との連携強化を進めていく。	こども未来局	児童相談所
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

88(再掲120)	性的マイノリティの人々の人権を尊重する視点から相談支援を実施します。	LGBTQに関する相談支援の実施(教育相談センター・相談室)	児童生徒本人の気持ちに寄り添い、専門性を生かした相談活動を行い、必要に応じて関係部署等と連携しながら支援を行った。	R4(2022)	B	関係機関と連携を図りながら、適切な対応と相談支援に努めた。	2	児童虐待の早期発見と早期対応のため、引き続き関係機関と連携していく。	教育委員会事務局	教育相談センター
				R5(2023)	B					
				R6(2024)	B					
				R7(2025)						
89	男女平等や人権侵害に関する相談窓口を周知します。	相談窓口の周知に向けた啓発品の制作・配布	・女性のための総合相談、男性のための電話相談について、HP、SNS、チラシにより周知した。 ・つながりサポート品(生理用品)の配布の際に、「相談窓口一覧」のチラシを同封して配布した。	R4(2022)	B	チラシの配布等により、相談窓口を周知した。	2	引き続き広報物の作成やホームページ、SNS等を活用して相談窓口の周知に努める。	市民文化局	男女共同参画センター
				R5(2023)	B					
				R6(2024)	B					
				R7(2025)						
89	男女平等や人権侵害に関する相談窓口を周知します。	制度等の周知広報	市HP、年度報告書、市政だよりでの広報や広報コーナー、区役所ロビー等でのパネル展示、PR動画放映、各種イベントでの相談カードの配布を行った。また、男女共同参画センターと連携し実施している高校生を対象としたデートDV予防啓発ワークショップを開催したほか、関係機関等との会議を通じ制度周知に努めた。	R4(2022)	B	男女平等の人権侵害に関する相談窓口等の周知広報に向け、様々な取組を実施した。	2	次年度も引き続き、市HP、年度報告書、市政だより等での広報のほか、区役所等でのパネル展示や各種イベントでの広報物の配布、男女共同参画センターと連携した広報・啓発活動等の実施や、関係機関等との会議を活用し、制度を周知していく。	市民オンブズマン事務局	人権オンブズマン担当
				R5(2023)	B					
				R6(2024)	B					
				R7(2025)						

基本施策9 地域活動における男女共同参画の推進

施策30 地域で活動する市民団体等と連携した男女共同参画の促進

地域における活動において、性別や年齢等による参加の偏りが生じることがなく、男女共同参画の視点が反映されるよう各団体へ働きかけます。

90	市民・市民活動団体等及び事業者と連携した「かわさき男女共同参画ネットワーク」活動を推進します。	「かわさき男女共同参画ネットワーク」の運営	ネットワークの年間活動テーマを「かわさきからジェンダー平等を発信」とし、運営会議等で意見交換をしながら「男女共同参画かわさきフォーラム」の講演や全体会議第2部講演において同テーマで実施した。参加方法を会場聴講と録画配信の2つから選択できるようにしてフォーラムを開催し、会場では74人が参加し、録画配信では219人が視聴しました。全体会議はオンラインと併用して実施し、第2部では理工系女子学生の支援等を目指して「IT分野でひろがる未来」に関する講演会を開催した。	R4(2022)	B	運営委員を中心にネットワークの構成団体の協力のもと、ジェンダー平等について理解を深めるフォーラムと全体会議を開催することができた。	2	引き続き加盟団体への積極的な情報提供を行うとともに、講座等を開催することで意識醸成を図る。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R5(2023)	B					
				R6(2024)	B					
				R7(2025)						
91	男女共同参画社会の形成に向けた活動に取り組む市民・市民活動団体等への支援を行います。	男女共同参画センター協働事業等	令和6年度 公募型男女共同参画事業 ①非正規・中高年シングル女性の現状とこれから 2回111人 ②コラボだよ♪抱っこdeダンスの輪&あなたはひとりじゃない 5回53人 ③職場における修復的対話サークル 1回12人 ④女性の再就職支援のためのパソコン講座 38回464人 ⑤副業・在宅ワークを始めるためのパソコンやスマホ使い方講座 3回27人	R4(2022)	B	市民グループ、団体からの提案に基づき、協働で講座等を行うことで、団体の活動支援及び地域に根差した男女共同参画の推進につながった。	2	引き続き、男女共同参画センターにおいて、地域課題の解決のため、公募により実施団体を募り、選考するとともに、企画・運営に関して団体と協働して取り組んでいく。	市民文化局	男女共同参画センター
				R5(2023)	B					
				R6(2024)	B					
				R7(2025)						

91	男女共同参画社会の形成に向けた活動に取り組む市民・市民活動団体等への支援を行います。	地域女性連絡協議会への活動支援	川崎市地域女性連絡協議会の活動支援を行った。	R4 (2022)	B	地域活動における男女共同参画を促進した。	2	次年度も引き続き、地域女性連絡協議会の活動支援を推進していく。	教育委員会事務局	生涯学習推進課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
92(再掲75)	地域や働く場におけるSDGsの推進に向けて、川崎市SDGs登録・認証制度「かわさきSDGsパートナー」の運用	川崎市SDGs登録・認証制度「かわさきSDGsパートナー」の運用	再掲目標II 事業番号75							
93(再掲95)	町内会・自治会やPTA等の活動における男女共同参画について理解の促進に努めます。	運営会議等を通じた町内会・自治会への情報提供	かわさき男女共同参画ネットワーク運営会議等を通じ町内会・自治会に対し男女共同参画に係る市の施策等についての情報提供を行った。	R4 (2022)	B	情報提供を通じ、町内会・自治会に向けて男女共同参画についての理解の促進を行った。	2	引き続き、会議等の機会での情報提供を行う。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
93(再掲95)	町内会・自治会やPTA等の活動における男女共同参画について理解の促進に努めます。	町内会連合会などにおける女性参画についての理解促進など	川崎区町内会連合会理事会等各種会議の場において広く周知に取り組んだ。	R4 (2022)	B	町内会連合会の会合等において周知を図った。	2	引き続き、町内会連合会理事会等各種会議の場において広く周知を図る。	川崎区役所	地域振興課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
93(再掲95)	町内会・自治会やPTA等の活動における男女共同参画について理解の促進に努めます。	町内会連合会などにおける女性参画についての理解促進など	地域に対する様々な広報や情報提供依頼を受け、町内会連合会の定期的な会議等において広く周知を図った。	R4 (2022)	B	町内会連合会の会議等において周知を図った。	2	引き続き、町内会連合会の会議等において周知を図る。	幸区役所	地域振興課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
93(再掲95)	町内会・自治会やPTA等の活動における男女共同参画について理解の促進に努めます。	町内会連合会などにおける女性参画についての理解促進など	町内会連絡協議会への委員推薦依頼があった際に、女性参画に係る啓発を行った。	R4 (2022)	B	町内会連絡協議会への各種委員等の推薦依頼への対応については、女性比率の向上に配慮しながら選出するよう努めた。	2	引き続き、女性参加に係る啓発を行っていく。町内会連絡協議会への各種委員等の推薦依頼について、女性比率の向上に配慮するよう努める。	中原区役所	地域振興課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
93(再掲95)	町内会・自治会やPTA等の活動における男女共同参画について理解の促進に努めます。	町内会連合会などにおける女性参画についての理解促進など	自主運営団体への行政からの働きかけの難しさに配慮しながら、引き続き実態把握と啓発に努めた。	R4 (2022)	B	町内会連合会の会議等で広報・啓発を行ったため。	2	自主運営団体への行政からの働きかけの難しさに配慮しながら、引き続き実態把握と啓発に努める。	高津区役所	地域振興課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
93(再掲95)	町内会・自治会やPTA等の活動における男女共同参画について理解の促進に努めます。	町内会連合会などにおける女性参画についての理解促進など	宮前区の町内会・自治会連合会からの会議等委員の推薦の際は、男女共同参画の観点を踏まえた委員選出を働きかけた。	R4 (2022)	C	会議等委員の推薦依頼があった際に、女性委員が推薦されることとなった。	2	女性が町内会・自治会活動の中核を担っていく機会が増えるよう、働きかけや情報提供を継続して行うが、少ない女性会長に負担が偏ることのないように留意が必要である。	宮前区役所	地域振興課
				R5 (2023)	C					
				R6 (2024)	C					
				R7 (2025)						
93(再掲95)	町内会・自治会やPTA等の活動における男女共同参画について理解の促進に努めます。	町内会連合会などにおける女性参画についての理解促進など	女性やファミリー層の町内会活動の参加について啓発を行った。	R4 (2022)	B	町内会・自治会の会議において啓発等を行った。	2	次年度も引き続き啓発を行っていく。	多摩区役所	地域振興課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

93(再掲95)	町内会・自治会やPTA等の活動における男女共同参画について理解の促進に努めます。	町内会連合会などにおける女性参画についての理解促進など	区町会連合会の三役会・理事会等の各種会議において広く周知を図った。また、ライフスタイルの変化を考慮し、会議を夜間に実施した。町会長・自治会長のみを参加対象としていた行事について、参加対象を拡大した。	R4(2022)	B	区町会連合会の三役会・理事会等の各種会議で啓発等を行った。	2	引き続き区町会連合会の三役会・理事会等の各種会議で広く周知を図る。	麻生区役所	地域振興課
				R5(2023)	B					
				R6(2024)	B					
				R7(2025)						
93(再掲95)	町内会・自治会やPTA等の活動における男女共同参画について理解の促進に努めます。	PTA活動研修における男性の参加促進など	教育文化会館・市民館でPTA活動研修を実施した。	R4(2022)	B	男性も参加しやすくなるような環境づくりを行った。	2	次年度も引き続き、男性も参加しやすくなるようなPTA活動研修を実施する。	教育委員会事務局	生涯学習推進課
				R5(2023)	B					
				R6(2024)	B					
				R7(2025)						

施策31 地域活動における方針決定過程への女性の参画促進

地域のあらゆる場における方針決定過程への女性の参画拡大に向けた理解促進や学習機会の提供に努めます。

94	地域活動における方針決定過程への女性の参画拡大についての理解を促進し、地域で中心的な役割を担う女性の人材育成に向けた学習機会を提供します。	「すくらむネット21」を通じた情報提供	・運営会議において、年間のテーマを「かわさきからジェンダー平等を発信」に設定し、運営会議(2回)の場において各団体の活動の情報提供や意見交換を行った。 ・男女共同参画かわさきフォーラムを動画配信により開催し、会場では74人が参加、録画配信では219人が視聴し、多くの市民に男女共同参画について考える機会を創出した。 ・全体会議は、会場とオンラインを併用して開催するとともに、第2部では理工系女子学生の支援等を目指して「IT分野でひろがる未来」に関する講演会を開催した。	R4(2022)	B	・年間テーマに沿って加盟団体間の情報の共有などを行い、ネットワークの活性化や男女共同参画の啓発を行った。 ・男女共同参画かわさきフォーラムを参加方法を会場と録画配信の2種類としたことで多くの市民に参加の機会を提供することができた。	2	加盟団体への積極的な情報提供を行うとともに、講座等を開催することで意識醸成を図る。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R5(2023)	B					
				R6(2024)	B					
				R7(2025)						
94	地域活動における方針決定過程への女性の参画拡大についての理解を促進し、地域で中心的な役割を担う女性の人材育成に向けた学習機会を提供します。	男女共同参画センターの地域団体への出前講座の実施、女性リーダーの養成に係る講座の実施(地域企業、地域防災など)	女性活躍、ハラスメントなどをテーマに市内中小企業を大賞とした出前講座を4回実施した。また、女性防災リーダー養成研修を5回実施した。	R4(2022)	B	出前講座や防災リーダー研修を通し、地域における男女共同参画への意識の醸成を行った。	2	引き続き依頼に基づき出前講座や防災研修を実施する。	市民文化局	男女共同参画センター
				R5(2023)	B					
				R6(2024)	B					
				R7(2025)						
95(再掲93)	町内会・自治会やPTA等の活動における男女共同参画について理解の促進に努めます。	運営会議等を通じた全町連への情報提供	再掲目標Ⅲ 事業番号93							
95(再掲93)	町内会・自治会やPTA等の活動における男女共同参画について理解の促進に努めます。	町内会連合会などにおける女性参画についての理解促進など	再掲目標Ⅲ 事業番号93							
95(再掲93)	町内会・自治会やPTA等の活動における男女共同参画について理解の促進に努めます。	PTA活動研修における男性の参加促進など	再掲目標Ⅲ 事業番号93							

96	政治分野における男女共同参画推進に向けた情報収集・提供を行います。	内閣府の情報などを市民向けに提供	内閣府が作成した政治分野におけるハラスメント防止研修教材を議会局に情報提供した。また、すくらむ21まつりにおいて、来場者が女性の市議会議員と語る機会として「市議会議員と語ろう！女性議員が力を合わせればできることは・・・」を開催し、26人が参加しました。	R4 (2022)	C	令和3年度に政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が一部改正され、地方公共団体がハラスメント予防の施策を講ずることとされたことを受けて情報共有したが、今後も市民向けの情報提供については、庁内の役割分担や情報の内容について検討する必要がある。	1	引き続き国からの情報提供や他都市の動向を注視しながら、議会局や男女共同参画センター等と連携して情報収集・提供のあり方を検討していく。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R5 (2023)	C					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

施策32 男性が地域活動に参画できる環境づくり

男性の積極的な地域活動への参画に向け、男性向け講座等を開催します。

97	男性の地域活動への参画を促進するための講座を実施します。	シニア世代を対象とした地域デビュー講座	教育文化会館・市民館でシニア世代を対象とした講座を実施した。	R4 (2022)	B	シニア世代の市民が地域活動に参画できるような環境づくりを行った。	2	次年度も引き続き、男性及びシニア世代の地域活動への参画につながる講座を提供する。	教育委員会事務局	生涯学習推進課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
98 (再掲 62)	男性が主体となって企画運営を行う子育てサロン等の開催を通じ、男性の家庭や地域活動への参画を促進します。	イキメン研究所の活動	再掲目標Ⅱ 事業番号62							
99 (再掲 45,64)	地域で活動する子育てグループ等の支援や保護者同士の交流機会の提供を、男女共同参画の視点から行います。	親子で参加するサロンやコンサート等の実施	再掲目標Ⅱ 事業番号45, 64							
99 (再掲 45,64)	地域で活動する子育てグループ等の支援や保護者同士の交流機会の提供を、男女共同参画の視点から行います。	地域子育て支援事業の実施	再掲目標Ⅱ 事業番号45, 64							
99 (再掲 45,64)	地域で活動する子育てグループ等の支援や保護者同士の交流機会の提供を、男女共同参画の視点から行います。	子育てグループの支援や情報提供の実施	再掲目標Ⅱ 事業番号45, 64							
99 (再掲 45,64)	地域で活動する子育てグループ等の支援や保護者同士の交流機会の提供を、男女共同参画の視点から行います。	市民館等における子育て支援啓発事業の実施	再掲目標Ⅱ 事業番号45, 64							

施策33 地域における子ども・若者の自己形成や社会参画の促進												
次世代を担う子ども・若者が、地域の中で、固定的な性別役割分担意識にとられない自己形成や社会参画が図れるよう支援を行います。												
100	地域の幅広い世代の市民が主体となって、子どもたちの学習や体験活動を支援します。	地域の寺子屋事業	市内99か所で寺子屋を開講し、地域の主体的な取組により、放課後週1回の学習支援と土曜日毎月1回の体験活動を実施し、世代間交流を推進した。	R4 (2022)	B	寺子屋が、性別や年齢に関わらず、幅広い層の子どもと大人が参加し、交流する場となっている。	1	全小中学校への寺子屋の拡充に向けて、引き続き新たな地域人材の育成・確保などの取組を推進していく。	教育委員会事務局	地域教育推進課		
101(再掲39)	男女共同参画の視点からのインターンシップ(就業体験)や体験学習等を実施し、若者のライフキャリア形成や地域参画を促進します。	インターンシップ及び職場体験の受け入れ	再掲目標Ⅱ 事業番号39								市民文化局	男女共同参画センター
施策34 男女共同参画の視点に立った地域防災の推進												
災害時の支援において性別等によりニーズが異なることに配慮し、男女共同参画の視点から災害対策を推進します。また、より多くの女性が地域防災の担い手として参画し、多様な視点が地域防災活動に反映されるよう取組を進めます。												
102	市民と連携した情報発信や出前講座の実施を通じ、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制への理解促進及び地域防災の担い手となる女性リーダーの養成を推進します。	自主防災組織リーダー等養成研修の実施、「女性の視点で考えるかわさき防災プロジェクト(JKB)」と連携した防災・減災講座の実施	「女性の視点で考えるかわさき防災プロジェクト(JKB)」と男女共同参画センターが連携し、川崎市主催のそなえるフェスタや区の総合防災訓練に参加し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制への理解の促進に努めた。	R4 (2022)	B	防災訓練において、男女共同参画の視点を広報啓発することができた。	2	引き続きJKBなどの市民グループと連携した啓発活動を実施する。	市民文化局	男女共同参画センター		
103	男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制の構築を推進します。	防災会議における女性の参画促進、各種防災計画やマニュアルにおける男女共同参画の視点の啓発	防災対策に男女共同参画の視点を反映させるため、各種会議の委員の推薦にあたっては、女性の推薦を配慮していただくよう依頼し、女性参加を積極的に呼びかけるなど、引き続き男女共同参画の視点に配慮した取組を推進した。	R4 (2022)	C	防災会議委員については委員65名中女性が4名となっており、引き続き女性比率の向上に努める必要があるため。	1	引き続き、各種防災計画やマニュアルの修正に際し、男女共同参画の視点を反映できるよう取り組んでいく。また、各種会議の委員についても女性参加を積極的に呼びかけていく。	危機管理本部	危機管理部		
104	地域の避難所運営等において男女双方の参加を促進し、固定的な性別役割分担意識にとられない地域防災活動を推進します。	地域防災活動における女性の参画促進及び男女共同参画の視点に立った防災体制の充実及び啓発	川崎市総合防災訓練において、女性や子どもも参加しやすい訓練種目を導入することで女性と子どもの参加を促し、防災に対する意識や地域防災活動の参画に向けた意識の醸成を行った。また、避難所運営会議・訓練においても、女性の視点を生かしながら、課題や役割の確認を行った。	R4 (2022)	B	川崎市総合防災訓練では、女性や子どもも参加しやすい訓練種目を導入し、かつ、近隣の幼稚園や保育園にチラシを持参し積極的に周知することで、想定を超える人数の方に参加をいただいた。また、避難所運営に関わる町内会自治会の方に、女性の視点を活かした避難所運営の研修に参加いただき、各町内会自治会にフィードバックしてもらった。	2	地域防災計画における女性参画は重要な課題であるため、引き続き女性参画の促進に向け取り組みを推進していく。	川崎市役所	危機管理担当		

104	地域の避難所運営等において男女双方の参加を促進し、固定的な性別役割分担意識にとらわれない地域防災活動を推進します。	地域防災活動における女性の参画促進及び男女共同参画の視点に立った防災体制の充実及び啓発	避難所となる区内市立学校と調整し、各避難所に女性用スペースを設定するとともに、昨年度同様に、避難所開設訓練等の実施に当たり、多くの女性に参加してもらおうよう、自主防災組織である町内会・自治会等に働きかけた。	R4 (2022)	B	避難所開設訓練等の実施に当たり、女性だけでなく多様な視点をもつての配慮について検討が必要な旨を説明を行った。	2	引き続き、避難所開設訓練等に、より多くの女性に参加してもらえるよう、より効果的な呼びかけ方法等を検討する必要がある。	幸区役所	危機管理担当
			また、参加した方々へ女性用スペースの必要性やその他、多様な視点で必要となるスペースが今後必要と考えている旨を説明した。	R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
104	地域の避難所運営等において男女双方の参加を促進し、固定的な性別役割分担意識にとらわれない地域防災活動を推進します。	地域防災活動における女性の参画促進及び男女共同参画の視点に立った防災体制の充実及び啓発	各避難所運営会議で、女性の参加率向上のため、自主防災組織へ女性の参加を依頼した。総合防災訓練では、避難所開設訓練を実施し、妊婦等の受入を行うことで、災害時の要配慮者への対応や避難スペース確保への周知を行った。	R4 (2022)	B	避難所運営会議・訓練や総合防災訓練等の実動訓練を通じて、災害時における要配慮者への対応やの周知機会の増加に努めた。	2	次年度も引き続き、会議や訓練の女性の参画促進、要配慮者の対応を周知していく。	中原区役所	危機管理担当
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
104	地域の避難所運営等において男女双方の参加を促進し、固定的な性別役割分担意識にとらわれない地域防災活動を推進します。	地域防災活動における女性の参画促進及び男女共同参画の視点に立った防災体制の充実及び啓発	避難所運営会議及び訓練において、直近の災害事例を紹介し、避難所運営における性別への配慮や、役割の固定化が行われないようにした。また、内閣府男女共同参画局のガイドラインを活用した図上訓練も一部避難所で行った。	R4 (2022)	C	直近の災害事例を避難所運営会議の参加者に共有し、男女共同参画の重要性を啓発するとともに、それに基づく図上訓練を新たな取組として一部避難所で行ったため。	2	発災時の避難所運営における男女共同参画に向けて、ガイドラインに基づき、男女共同参画の視点に立った図上訓練を未実施の避難所においても実施し、避難所運営会議における女性の意見や視点をより反映させる。	高津区役所	危機管理担当
				R5 (2023)	C					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
104	地域の避難所運営等において男女双方の参加を促進し、固定的な性別役割分担意識にとらわれない地域防災活動を推進します。	地域防災活動における女性の参画促進及び男女共同参画の視点に立った防災体制の充実及び啓発	合同避難所運営会議に自主防災組織、学校関係者、区職員から広く参加を呼びかけ、避難所における女性の視点と課題について学習する機会を提供した。	R4 (2022)	B	合同避難所運営会議の女性の参加率は3割を超えており、避難所運営への積極的な参画が継続されている。	2	引き続き女性の参画を促すとともに、男女共同参画の意識を高めていく。	宮前区役所	危機管理担当
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
104	地域の避難所運営等において男女双方の参加を促進し、固定的な性別役割分担意識にとらわれない地域防災活動を推進します。	地域防災活動における女性の参画促進及び男女共同参画の視点に立った防災体制の充実及び啓発	総合防災訓練では男女共同参画センター職員に出席ブースでの参加を依頼し、女性目線の防災対策として、訓練参加者に対して啓発活動をおこなった。また、防災フェアや防災キャンプなどの各イベント際に参加者に渡すノベルティに関しても、最近では主に母親と子供での参加が多いので、次回のイベント参加を促すために携帯トイレや災害用ボディペーパーなどの生理衛生用品を配布した。	R4 (2022)	B	近年災害時のトイレ問題が取り上げられている中、各防災イベントにおいて仮設トイレ設置などの項目を積極的に取り入れ、女性の防災意識を高めることが出来た。	2	男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の充実に向け、引き続き取り組みの推進に務める。	多摩区役所	危機管理担当
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

104	地域の避難所運営等において男女双方の参加を促進し、固定的な性別役割分担意識にとらわれない地域防災活動を推進します。	地域防災活動における女性の参画促進及び男女共同参画の視点に立った防災体制の充実及び啓発	今年度2回の総合防災訓練において川崎男女共同参画センター・女性の視点でつくるかわさき防災プロジェクトやLinkmamaが参加し、女性の視点を取り入れた避難所運営や女性が避難生活で活用できる工夫の紹介等を行った。特に、第1回の訓練では、避難所運営において女性視点を重視し、避難スペースの分けや別室に女性相談コーナー、生理用品置場を設置するなど、災害時でも女性に配慮した訓練を実施した。また、今年度、避難者用の防犯ブザーや耳栓を調達し、区内の各防災備蓄倉庫に配備した。 ・避難所運営会議において、自主防災組織や保育園等の地域団体や学校職員等幅広く参加を呼びかけ、様々な視点を生かしながら、課題や役割の確認を行った。	R4 (2022)	B	男女共同参画の理解の促進に向け、計画していた取組を実施した。	2	引き続き、総合防災訓練、避難所運営会議、ぼうさい出前講座等の取組を通じて、男女共同参画の視点を取り入れた災害対応時に活かす意識啓発や必要資機材の整備を推進していく。	麻生区役所	危機管理担当
			R5 (2023)	B						
			R6 (2024)	B						
			R7 (2025)							

基本施策10 男女共同参画の視点に立った貧困など複合的な困難に対する支援

施策35 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援

困難を抱えた女性に対して、自助グループ等を通じた居場所づくり支援を行います。また、貧困等生活上の困難を抱えている人への支援においては、男女の賃金格差等を背景に女性は経済的リスクが高いことを踏まえ支援を実施します。さらに、次世代への貧困の連鎖を断ち切るため、家庭の経済状況等によって子どもの進学機会や学力・意欲の差が生じないように支援を行います。

105 (再掲85)	女性の様々な悩みにかかる相談事業を実施します。	女性総合相談の実施	再掲目標Ⅲ 事業番号85						市民文化局	男女共同参画センター
106	家族関係や就労問題、ひきこもりなどに悩みを抱える女性が、交流を通じてエンパワメントし解決に向かえるよう、居場所づくりの支援を行います。	自助グループ支援、ひきこもり女子会や避難所ほっとサロン、シングルマザーサロンの実施など	シングルマザーのためのセミナー&交流会を1回、ひきこもり女子会を4回、避難者のためのほっとサロンを11回実施した。また、国の地域女性活躍推進交付金を活用した事業としてシングル女性のためのサテライトカフェを6回、つづきからはじめる相談ナイトを4回開催した。	R4 (2022)	A	エンパワメントが必要な女性のために、それぞれ対象者ごとに必要な支援を検討し、事業を実施した。さらに交付金を活用した居場所づくりや、支援に繋がりにくいシングル女性を対象に新たな手法としてアウトリーチによるサテライトカフェを実施した。	2	引き続き様々な困難を抱える女性を対象にした居場所づくりを実施していく。	市民文化局	男女共同参画センター
				R5 (2023)	A					
				R6 (2024)	A					
				R7 (2025)						
107	生活基盤の確保や自立にむけた支援を行います。	「キャリアサポートかわさき」や「若者サポートステーション」における就業支援、就業支援ポータルサイトによる情報提供	就業支援ポータルサイト「JOB-Lかわさき」において、求人情報や就業支援機関情報などを掲載した。また、「市政だより」等において、「キャリアサポートかわさき」や「コネクションかわさき（若者サポートステーション）」の広報を行った。	R4 (2022)	B	性別に関わらず、生活基盤の確保や自立に向けた就業機会を得られるよう、求人情報や就業支援に係る情報を広報する取組を実施した。	2	引き続き、就業支援ポータルサイト「JOB-Lかわさき」や「市政だより」等を活用した広報を実施する。	経済労働局	労働雇用部
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

107	生活基盤の確保や自立にむけた支援を行います。	生活困窮者・ホームレス自立支援センター事業、アフターケア事業、巡回相談事業などの実施によるホームレスの方への自立支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回相談事業では、市内に起居するホームレス等の日常生活や健康に関する相談を受け、生活困窮者・ホームレス自立支援センター（以下「自立支援センター」という。）の入所や医療機関への受診につなげた。 ・自立支援センター事業では、市内4か所の施設において、宿所及び食事の提供のほか、就労支援、生活支援等を行い、入所者の自立に向けた支援を行った。 ・災害等により緊急的に避難を必要とするホームレスに対し、緊急一時保護を行った。 ・自立支援センター南幸町において、要介護状態にあるホームレス等の受入を行った。 ・自立支援センターを退所した方が再び野宿に帰ることのないようアフターケア事業を実施した。 	R4 (2022)	B	左記実績のとおり、巡回相談事業、自立支援センター事業、アフターケア事業を行い、ホームレスの自立を促進した。 【男女平等に配慮した点】 自立支援センター南幸町等において、女性ホームレスの受入れを行い、個々の自立阻害要因に対応した支援を行った。	2	第5期川崎市ホームレス自立支援実施計画等に基づき、引き続きホームレスの自立支援に向けた取組を推進する。 ・自立支援センター南幸町等において女性ホームレスの支援を継続する。	健康福祉局	生活保護・自立支援室
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
107	生活基盤の確保や自立にむけた支援を行います。	生活保護制度の推進	市内9箇所福祉事務所に（川崎区再編に伴い令和7年1月からは市内7箇所）、生活保護専門の面接相談員を配置。生活保護法の趣旨や制度についての説明や、相談者個々の相談内容に応じた適切な助言を行い、保護申請の意思が確認された場合は、申請手続きについて助言した。また、生活保護受給者に対しては、生活保護法に基づき、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、地区担当員による生活状況の把握と支援を行った。	R4 (2022)	B	左記実績のとおり、性別にかかわらず、生活に困窮する方からの相談に対する助言や、生活保護受給者の自立に向けた支援を行った。	2	次年度も引き続き、取組を推進する。	健康福祉局	生活保護・自立支援室
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
107	生活基盤の確保や自立にむけた支援を行います。	川崎市生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）における支援の実施	現に経済的に困窮している市民に対して、就労支援を中心に、精神保健支援、居住支援、家計改善支援、法律相談等の専門支援を、相談者の状態に応じて、寄り添い型で実施した。	R4 (2022)	B	性別を含む相談者の属性や状態に応じた、求人開拓やマッチング等の就労支援や精神保健支援、居住支援、家計改善支援等を行い、男女どちらに対しても、日常的・社会的・経済的に自立できるよう支援した。	2	次年度も引き続き、取組を推進する。	健康福祉局	生活保護・自立支援室
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
107	生活基盤の確保や自立にむけた支援を行います。	「川崎市居住支援協議会」や居住支援制度による住居支援の実施	「川崎市居住支援協議会」において、テーマ別の専門部会を開催した。あわせて専門部会の前後に庁内検討会を開催し、専門部会を踏まえた協議を行う等、庁内関係部局が連携した居住支援体制を強化した。また「川崎市居住支援協議会」主催のセミナーを開催し、住宅確保要配慮者への賃貸について、民間賃貸住宅オーナーの理解を醸成した。	R4 (2022)	B	「川崎市居住支援協議会」において、居住支援制度の推進を含め、幅広く入居機会の確保と居住の安定に向けた検討を行い、施策の充実に努めた。	2	引き続き、関係部局及び関係機関との連携を強化していく必要がある。	まちづくり局	住宅整備推進課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

108	「貧困の連鎖」の防止に向けて、困難を抱える子どもに対する支援を実施します。	生活保護受給世帯の中学生への学習支援・居場所づくり事業	生活保護受給世帯等の小・中学生に対し、高校等への進学に向けて、市内17か所で事業を実施した。	R4 (2022)	B	男女どちらも利用・参加しやすいように配慮して支援を行った。	2	次年度も引き続き、取組を推進する。	健康福祉局	生活保護・自立支援室
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
108	「貧困の連鎖」の防止に向けて、困難を抱える子どもに対する支援を実施します。	ひとり親家庭等生活・学習習慣習得支援事業及び学習支援・居場所づくり事業の推進	市内17か所において、ひとり親家庭及び生活保護世帯の小学3年生～中学3年生のこどもに対し、学習の支援や居場所の提供を行った。また、次期契約期間である令和7年度～9年度に向けて事業仕様の見直しと予算増を図り、より効果的な実施体制を構築のうえ、プロポーザルによる業者選定を実施した。	R4 (2022)	B	全17か所での安定した教室運営を実施し、次年度以降のより効果的な事業実施に向けた見直しと業者選定を実施した。	2	新たな契約期間においても、引き続き安定した教室運営に取り組むとともに、仕様の見直しを行った軽食の提供や保護者支援、関係機関との連携の強化を着実に進め、効果的な事業実施を図る。	こども未来局	こども家庭課(R5より児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当)
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
108	「貧困の連鎖」の防止に向けて、困難を抱える子どもに対する支援を実施します。	学校へのスクールカウンセラーの配置及び派遣・スクールソーシャルワーカーの派遣	必要に応じて関係部署等と連携しながら、児童生徒、保護者等、一人ひとりに寄り添った相談支援を行った。	R4 (2022)	B	相談者一人ひとりに寄り添った支援を行った。	2	引き続き、一人ひとりに寄り添った取組を推進していく。	教育委員会事務局	総合教育センター/教育政策室
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
108	「貧困の連鎖」の防止に向けて、困難を抱える子どもに対する支援を実施します。	就学援助及び奨学金の支給・貸付の推進	・経済的理由により就学が困難な学齢児童生徒、就学予定者の保護者に対して必要な援助費を支給することにより、均しく教育を受ける機会を確保した。 ・能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な高校生・大学生に対して、奨学金を支給・貸付した。	R4 (2022)	B	・男女問わず、経済的理由により就学が困難な学齢児童生徒、就学予定者の保護者に対して必要な援助を行った。 ・男女問わず、経済的理由により修学が困難な高校生・大学生に対して必要な支援を行った。	2	次年度も引き続き、経済的に困難な状況にある人への援助を行う。	教育委員会事務局	学事課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

施策36 ひとり親家庭に対する支援の充実と自立の促進

ひとり親家庭のうち、特に母子世帯は就業や子育て、生活等の様々な面で困難を抱えやすく、生活支援や就業支援、経済的支援をはじめとする各種支援を推進します。

109	ひとり親家庭の生活の安定と向上を目的に、生活・就業等に関する相談支援を実施します。	川崎市母子・父子福祉センターにおける相談事業の実施	生活相談件数：1,182件 就労相談件数：2,804件 また、制度拡充を行った給付金について案内・広報する機会を設け、自立を目指すひとり親家庭が有効活用できるよう推進した。	R4 (2022)	B	川崎市母子・父子福祉センターにおいて、ひとり親家庭の自立促進に向けた相談支援を行った。また、制度拡充を行った給付金について、積極的に提案し、自立を目指すひとり親家庭の有効活用を促進した。	2	引き続き川崎市母子・父子福祉センターにおける相談事業を実施するとともに、各種給付金等の活用による自立支援についてセミナー等を通じて積極的に広報することで、ひとり親家庭の効果的な活用を推進する。	こども未来局	こども家庭課(R5より児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当)
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
110	ひとり親家庭の自立の促進に向けて、子育てや生活の支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援、居住支援等を行います。	各種制度・事業(母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度、高等職業訓練促進給付金事業、自立支援教育訓練給付金事業等、児童扶養手当、医療費助成事業、日常生活支援事業等)の推進	各種支援制度や事業を適切に実施し、子育て・生活への支援、就労支援、養育費確保支援、経済的支援の柱に基づきひとり親家庭の自立に向けた支援を行った。また、児童扶養手当や高等職業訓練促進給付金について、国や県に合わせた拡充を適切に行った。	R4 (2022)	B	計画どおり各種支援を適切に実施するとともに、拡充を行った。	2	引き続き、制度の拡充や見直しを行いながら、各種支援を実施する。	こども未来局	こども家庭課(R5より児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当)
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
110	ひとり親家庭の自立の促進に向けて、子育てや生活の支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援、居住支援等を行います。	「川崎市居住支援協議会」や居住支援制度によるひとり親家庭への居住支援の実施	「川崎市居住支援協議会」において、テーマ別の専門部会を開催した。あわせて専門部会の前後に庁内検討会を開催し、専門部会を踏まえた協議を行う等、庁内関係部局が連携した居住支援体制を強化した。また「川崎市居住支援協議会」主催のセミナーを開催し、住宅確保要配慮者への賃貸について、民間賃貸住宅オーナーの理解を醸成した。	R4 (2022)	B	「川崎市居住支援協議会」において、居住支援制度の推進を含め、幅広く入居機会の確保と居住の安定に向けた検討を行い、施策の充実に努めた。	2	引き続き、関係部局及び関係機関との連携を強化していく必要がある。	まちづくり局	住宅整備推進課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

111	ひとり親家庭が必要な支援に結び付くよう、様々な制度や相談窓口等に関する情報提供を行います。	ひとり親家庭への情報提供事業(情報収集・提供事業の一環)	男女共同参画センターにおいて、シングルマザーのためのセミナー&交流会を1回実施した。	R4 (2022)	B	ひとり親やひとり親になる可能性がある人に対し、不安解消や問題解決のための講座や情報提供を行った。	2	引き続き、セミナーの実施等を通じた情報提供を推進する。	市民文化局	男女共同参画センター
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
111	ひとり親家庭が必成・配布、メルマガ配信等による制度周知	リーフレット等作成・配布、メルマガ配信等による制度周知	対象世帯に対し、各種制度案内と拡充等の情報の郵送による案内のほか、メルマガ・LINEを活用しタイムリーな情報提供を行った。令和5年度にリニューアルしたサポートガイドブックについて、構成とカラーリングの見直しを行い、さらに見易くかつ必要な情報を見つけやすくすることで、当事者・支援者ともに使いやすいものへの改善を進めた。 メルマガ登録者数：1,274名 LINE友だち数：825名	R4 (2022)	B	より効果的な情報提供につながるよう、各種広報を実施するとともに、サポートガイドブックの改善や、メルマガ・LINE自体の広報に注力した。	2	引き続き、各種支援情報について、各種ツールを用いて発信するとともに、支援者向けの周知のや、メルマガ・LINEの登録人数の増加に向けた取組を実施する。	こども未来局	こども家庭課(R5より児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当)
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

施策37 外国人市民に対する支援の充実と差別のない人権尊重のまちづくりの推進

言葉や文化の違いに加え、女性であることで、さらに複合的に困難な状況に置かれている場合や、課題やニーズが男女で異なる場合があることに留意して、多文化共生社会や差別のない人権尊重のまちづくりを推進します。

112	外国人市民に対する情報提供や相談事業、学習機会等を推進します。	国際交流センターでの多言語情報提供や相談支援(DV含む)の実施	・外国人相談窓口である多文化共生総合相談フレストップセンターにおける令和6年度の相談件数は3,200件であった。	R4 (2022)	B	男女共同参画の視点に配慮しながら相談を実施した。	2	多文化共生総合相談フレストップセンターの認知度向上に向けた広報・周知を行う。	市民文化局	多文化共生推進課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
112	外国人市民に対する情報提供や相談事業、学習機会等を推進します。	指針に基づいた外国人市民施策の推進(外国人市民代表者会議による提言、行政サービスの充実、多言語による情報提供の充実)	・多文化共生社会推進指針に基づき、行政サービスの充実など、全庁的な取組を進めた。・外国人市民代表者会議を運営し、審議内容を年次報告書にまとめた。・各区役所、市民館、図書館等の外国人市民情報コーナーにおける多言語広報資料の配架状況を調査し、担当者に資料補充を依頼した。・「川崎市〈やさしい日本語〉ガイドライン」を使い職員向けeラーニングで研修を引き続き行ったほか、区役所等で職員が講師となり、やさしい日本語研修を実施した。	R4 (2022)	B	外国人市民や女性の委員を含めて構成された多文化共生社会推進協議会の審議も踏まえ、多文化共生社会推進指針に基づく取組を推進した。また、男女ほぼ同数の外国人市民により構成された外国人市民代表者会議による審議を行った。	2	川崎市多文化共生社会推進指針に基づき外国人市民に対し行政サービスや情報提供の充実に向けた取組を推進する。また、多文化共生社会推進協議会、外国人市民代表者会議で出された意見を尊重し取組を進める。	市民文化局	多文化共生推進課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

112	外国人市民に対する情報提供や相談事業、学習機会等を推進します。	外国語版母子健康手帳の作成・配布や母語による情報提供の実施	10か国語の外国語版母子健康手帳を必要な妊婦に配布した。市ホームページで、外国人市民向け産前産後に関する情報リーフレットを掲載した。また、タブレットによる通訳サービス等を活用して母子保健事業の実施に際し、母国語での情報提供を実施した。11か国語に翻訳した乳幼児健康診査の間診票等を活用した。	R4 (2022)	B	外国人市民が安心して出産・育児ができるように、各母子保健事業の資料の外国語版を活用した。また、必要時、通訳等を活用した。	1	外国人市民が安心して出産・育児を迎えることができるよう広報手段の見直し等を行い、事業を安定的に継続していく。	こども未来局	子ども保健福祉課(R5より 児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当)
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
112	外国人市民に対する情報提供や相談事業、学習機会等を推進します。	「川崎市居住支援協議会」や居住支援制度による外国人への居住支援の実施	「川崎市居住支援協議会」において、テーマ別の専門部会を開催した。あわせて専門部会の前後に庁内検討会を開催し、専門部会を踏まえた協議を行う等、庁内関係部局が連携した居住支援体制を強化した。また「川崎市居住支援協議会」主催のセミナーを開催し、住宅確保要配慮者への賃貸について、民間賃貸住宅オーナーの理解を醸成した。	R4 (2022)	B	「川崎市居住支援協議会」において、居住支援制度の推進を含め、幅広く入居機会の確保と居住の安定に向けた検討を行い、施策の充実に努めた。	2	引き続き、関係部局及び関係機関との連携を強化していく必要がある。	まちづくり局	住宅整備推進課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
112	外国人市民に対する情報提供や相談事業、学習機会等を推進します。	市民館等における外国人市民への日本語の学びの場の提供	教育文化会館・市民館で識字学習活動を行った。	R4 (2022)	B	外国人市民に対する支援を行った。	2	次年度も引き続き、市民館等において外国人市民への日本語の学びの場を提供していく。	教育委員会事務局	生涯学習推進課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
113	互いの文化や生活の理解が進むよう交流機会の充実に努めます。	国際交流協会、民間交流団体等と連携した共催事業の実施や、市民まつり等における互いの交流推進	外国人市民代表者会議としてインターナショナル・フェスティバル、かわさき市民祭り、多文化フェスタさいわいのイベントに参加し、来場者との交流や相互理解を深めるとともに、代表者会議の広報・周知を実施した。	R4 (2022)	B	各事業について、男女共同参画の視点に配慮しながら実施した。	2	引き続き外国人市民代表者会議として各種イベントに参加し、市内には多様な外国人市民が生活・活動していることや、各国の文化を紹介すること等を通じて、互いの理解と交流を深める。	市民文化局	多文化共生推進課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
113	互いの文化や生活の理解が進むよう交流機会の充実に努めます。	多文化共生ふれあい事業	様々な国や地域の文化を伝える外国人市民等を講師として学校に派遣する「多文化共生ふれあい事業」を実施し、延べ211人の講師を学校に派遣しました	R4 (2022)	B	講師の派遣人数は減りましたが、昨年度と同数の学校で実施することができた。	2	講師派遣団体と調整し、文化体験のバリエーションを増やしながら継続していきます。	教育委員会事務局	教育政策室
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
114	「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に基づき、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進します。	人権教育・人権啓発の実施、インターネット上の本邦外出身者に対する不当な差別的言動に対する拡散防止措置等	・インターネット上の本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する投稿 198件について、拡散防止措置（プロバイダ等への削除要請）を講じた。 ・ネットヘイト解消に向けた動画を作成し、SNS等を迂って啓発を実施した。 ・条例を周知するリーフレットを作成し、市内に所在する全ての小・中・高・特別支援学校等の児童・生徒全員に配布した。	R4 (2022)	B	インターネット上の不当な差別的言動の拡散防止に向け、事案の公表や各種広報媒体等を通じた人権教育・人権啓発を行い、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進した。	2	引き続き、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に基づき、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進します。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

施策38 高齢者が安心して暮らせる環境整備と社会参加への支援									
高齢期に達するまでの働き方やライフスタイルにおける男女の置かれた状況の違いが、高齢期における年金等の収入格差等に現れることに留意して、高齢者が安心して暮らせる環境整備や支援に取り組みます。									
115	高齢者が地域で安心して暮らせるよう環境整備や支援を行います。	地域包括ケアシステム推進事業、高齢者虐待防止の取組の推進	川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンに基づき、「意識づくり」「地域づくり」「仕組みづくり」の取組を進めた。また、第9期かわさきいきいき長寿プランに基づき、高齢者虐待防止に向けた取組を適切に執行するとともに、関係職員研修、事例検討会等施策を推進した。	R4 (2022)	B	高齢者を含めた、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現を目指して取組を実施できた。	2	健康福祉局	地域包括ケア推進室
				R5 (2023)	B				
				R6 (2024)	B				
				R7 (2025)					
115	高齢者が地域で安心して暮らせるよう環境整備や支援を行います。	かわさきいきいき長寿プランに基づくサービスの提供	介護事業者等がサービスの質を向上できるように、集団指導講習会を開催するとともに適宜、指導等を行った。	R4 (2022)	B	介護は、社会全体で支えていくことが重要であると考えため、男女平等推進に配慮して施策を推進した。	2	健康福祉局	高齢者事業推進課
				R5 (2023)	B				
				R6 (2024)	B				
				R7 (2025)					
115	高齢者が地域で安心して暮らせるよう環境整備や支援を行います。	「川崎市居住支援協議会」や居住支援制度による高齢者への居住支援の実施	「川崎市居住支援協議会」において、テーマ別の専門部会を開催した。あわせて専門部会の前後に庁内検討会を開催し、専門部会を踏まえた協議を行う等、庁内関係部局が連携した居住支援体制を強化した。また「川崎市居住支援協議会」主催のセミナーを開催し、住宅確保要配慮者への賃貸について、民間賃貸住宅オーナーの理解を醸成した。	R4 (2022)	B	「川崎市居住支援協議会」において、居住支援制度の推進を含め、幅広く入居機会の確保と居住の安定に向けた検討を行い、施策の充実に努めた。	2	まちづくり局	住宅整備推進課
				R5 (2023)	B				
				R6 (2024)	B				
				R7 (2025)					
116	就労支援や生きがい・健康づくりを通じた高齢者の社会参加を促進します。	高齢者就労支援事業、生涯現役対策事業の推進	シルバー人材センターに支援を行い、健康で働く意欲を持つ高齢者に会員登録していただき、臨時的・短期的又は軽易な業務に係る就業機会の確保を図った。	R4 (2022)	B	女性会員の拡大・就業機会の確保のため、女性に特化した会員募集の広報物を配布するとともに、女性を対象としたセミナーを新規に実施した。	2	健康福祉局	高齢者在宅サービス課
				R5 (2023)	B				
				R6 (2024)	B				
				R7 (2025)					

施策39 障害者が安心して暮らせる環境整備と社会参加への支援									
障害のある人が日常生活や就労等の場において直面する困難において、女性であることで、さらに複合的に困難な状況に置かれている場合や、課題やニーズが男女で異なる場合があることに留意して、障害者が安心して暮らせる環境整備や支援に取り組みます。									
117	障害者が地域で安心して暮らせるよう環境整備や支援を行います。	地域包括ケアシステム推進事業	川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンに基づき、「意識づくり」「地域づくり」「仕組みづくり」の取組を進めた。	R4 (2022)	B	障害者を含めた、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現を目指して取組を実施できた。	2	健康福祉局	地域包括ケア推進室
				R5 (2023)	B				
				R6 (2024)	B				
				R7 (2025)					
117	障害者が地域で安心して暮らせるよう環境整備や支援を行います。	障害者虐待防止の取組、障害者差別解消の取組の推進	・24時間365日対応の受付・相談窓口の運営により、適切な対応を行った。 ・障害者虐待に関する対応力の強化のため、市職員及び事業者向けの研修を実施した。 ・障害者差別解消の取組については、市民向けにはチラシの配布、市ホームページへの掲載を行うほか、事業者向けには、会議等で法の内容について説明を行い、周知啓発に取り組んだ。	R4 (2022)	B	障害者が地域で安心して暮らせる環境整備や支援に向け、計画していた取組を実施した。	2	健康福祉局	障害計画課
				R5 (2023)	B				
				R6 (2024)	B				
				R7 (2025)					

117	障害者が地域で安心して暮らせるよう環境整備や支援を行います。	障害者日常生活支援事業	地域における生活の場や日中活動の場の運営支援等により障害者支援事業を推進した。	R4 (2022)	B	障害者が地域において安心して生活できるよう、生活の場や日中活動の場の運営支援の取組を実施した。	2	次年度も引き続き、障害者の地域生活に関する取組を推進する。	健康福祉局	障害福祉課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
117	障害者が地域で安心して暮らせるよう環境整備や支援を行います。	「川崎市居住支援協議会」や居住支援制度による障害者への居住支援の実施	「川崎市居住支援協議会」において、テーマ別の専門部会を開催した。あわせて専門部会の前後に庁内検討会を開催し、専門部会を踏まえた協議を行う等、庁内関係部局が連携した居住支援体制を強化した。また「川崎市居住支援協議会」主催のセミナーを開催し、住宅確保要配慮者への賃貸について、民間賃貸住宅オーナーの理解を醸成した。	R4 (2022)	B	「川崎市居住支援協議会」において、居住支援制度の推進を含め、幅広く入居機会の確保と居住の安定に向けた検討を行い、施策の充実に努めた。	2	引き続き、関係部局及び関係機関との連携を強化していく必要がある。	まちづくり局	住宅整備推進課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
118	就労支援や障害者福祉に対する普及啓発を行い、障害者の社会参加を促進します。	障害者就労支援事業	市内3か所の地域就労援助センターを中心とした障害者の就労支援を行うとともに、企業応援センターかわさきにおいて、企業向けの障害者雇用促進ネットワーク会議を開催し、障害者雇用に係る理解の促進を図った。	R4 (2022)	B	障害特性に応じた適切な就労支援を行うとともに、障害者雇用を検討する企業等への雇用支援を実施した。	2	令和6年4月以降、段階的に法定雇用率が引き上げられること等から、個々の障害特性に応じた就労支援を実施するとともに、企業に対する雇用支援を実施する。	健康福祉局	障害者社会参加・就労支援課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
118	就労支援や障害者福祉に対する普及啓発を行い、障害者の社会参加を促進します。	障害者社会参加促進事業	障害者週間に合わせて、「手をつなぐフェスティバル」をとどろきアリーナで開催し、834名が参加した。	R4 (2022)	B	障害者福祉の理解促進・普及啓発に向けて、計画していた取り組みを実施した。	2	次年度も引き続き、障害者福祉の理解促進・普及啓発に向けて、障害者の社会参加の取り組みを実施する。	健康福祉局	障害者社会参加・就労支援課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

施策40 性的マイノリティの人々の人権尊重に向けた取組の推進

性的マイノリティの人々の人々が深刻な生きづらさを抱えている実態を踏まえ、当事者に向けた支援を推進します。

119	性的マイノリティ当事者の抱える生きづらさの解消に向けて、「川崎市パートナーシップ宣誓制度」を推進します。	「川崎市パートナーシップ宣誓制度」の実施	「パートナーシップ宣誓制度」について、適切な運用を行った。（令和7年3月31日現在の申請実績は153組）同時に、ホームページや二十歳の日のつどいパンフレットで制度周知も行った。	R4 (2022)	B	制度の運用を通じて、性的マイノリティの人々のパートナーと生活を共にしたいという気持ちを市として受け止めることが出来た。	2	引き続き、制度の適切な運用と共に、都市間連携を行っている相模原市をはじめ、県内の他都市の状況等の把握に努める。	市民文化局	人権・男女共同参画室
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
120(再掲88)	性的マイノリティの人々の人権を尊重する視点から相談支援を実施します。	性同一性障害に関する相談支援の実施(児童相談所)	再掲目標Ⅲ 事業番号88							
120(再掲88)	性的マイノリティの人々の人権を尊重する視点から相談支援を実施します。	性別不合を含む精神保健相談の実施	再掲目標Ⅲ 事業番号88							
120(再掲88)	性的マイノリティの人々の人権を尊重する視点から相談支援を実施します。	LGBTQに関する相談支援の実施(教育相談センター・室)	再掲目標Ⅲ 事業番号88							

施策41 就労に困難を抱えた若者に対する自立支援の促進										
121	働くことに不安を抱える若者等に対し、個別相談や各種セミナーなどを実施します。	地域若者サポートステーション事業と連携した若者への就労支援、キャリアサポートかわさきにおける若者向けセミナー等の実施	厚生労働省の委託事業である「かわさき若者サポートステーション事業」と連携し、自立や就労に課題を抱える若年者の就業支援を実施するとともに、若者をはじめ多様な求職者に対して効果的なテーマ設定（就職活動の基礎等）による「就職準備セミナー」を実施した。	R4 (2022)	B	自立や就労に課題を抱える若年者の就職に向けた取組を実施した。	2	引き続き、キャリアサポートかわさきにおいて、「かわさき若者サポートステーション事業」と連携した支援、就職活動に必要な知識・スキルを身に付けるための「就職準備セミナー」を実施する。	経済労働局	労働雇用部
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
基本施策11 生涯を通じた健康支援										
施策42 生涯を通じた男女の健康の保持増進対策の推進										
生活習慣や身体的な特徴の違いによって、性別によって異なる健康上の問題に直面することに留意し、生涯を通じて適切な健康の保持増進が図れるよう健康づくりを支援します。										
122	男女の性差に応じた、健康に関する正しい知識や運動習慣の普及を推進します。	健康増進計画に基づく普及啓発（年代、性差に応じた運動習慣の啓発、働きかけの推進等を含む）	事業やイベントを通して、普及啓発を行った。3月の女性の健康週間には、広報を行った。	R4 (2022)	B	男女の性差に応じた健康に関する啓発を行った。	2	引き続き事業を実施し、普及啓発を進める。	健康福祉局	保健医療政策部(健康増進課)
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
122	男女の性差に応じた、健康に関する正しい知識や運動習慣の普及を推進します。	健康教育推進事業	健康教育に関する講演会等を行った。	R4 (2022)	B	心の健康に関する講演会等を行い、健康教育の一層の充実を図った。	2	次年度も継続して、健康に関する講演会等を行い、健康教育を推進する。	教育委員会事務局	健康教育課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
123	更年期・高齢期の健康づくり、介護予防に自主的に取り組めるよう支援します。	介護予防事業、介護予防活動	事業やイベントを通して、普及啓発を行った。	R4 (2022)	B	地域での活動は女性の参加が多いため、積極的に男性の参加を呼び掛けた。	2	引き続き事業を実施し、市民が主体的に取組を行う支援を行う。	健康福祉局	保健医療政策部(健康増進課)
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
施策43 妊娠・出産などに関する健康支援										
地域において安心して子どもを産み育てることができるよう、不妊や妊娠・出産等についての支援や医療体制の確保を行います。										
124	周産期医療体制の確保に向けた取組を推進します。	周産期医療体制の確保に向けた取組を推進します。	総合（地域）周産期母子医療センターに対する運営支援を行い、周産期医療体制を確保した。	R4 (2022)	B	総合（地域）周産期母子医療センターを運営する医療機関に対し、運営費等の補助を適切に行った。	2	引き続き、総合（地域）周産期母子医療センターの運営を支援し、妊産婦が安心して出産ができる医療体制の確保を図る。	健康福祉局	保健医療政策部(地域医療課)
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
124	周産期医療体制の確保に向けた取組を推進します。	新生児集中治療管理室(NICU)の安定的稼働の推進	NICU(新生児特定集中治療室)を安定的に稼働させ、集中治療が必要な新生児に医療を提供した。	R4 (2022)	B	NICUを安定的に稼働させ、集中治療が必要な妊婦及び新生児に医療を提供し、相談支援を行った。	2	今後も引き続き、NICUを安定的に稼働させ、集中治療が必要な新生児に医療を提供し相談支援を行っていく。	病院局	川崎病院事務局(庶務課)
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

125	妊産婦等への心身の健康保持に向けた取組を実施します。	母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査費用の助成、妊娠・出産包括支援事業、両親学級の実施	妊産婦等の健康保持に向けて、妊婦健康診査費用の助成のほか、令和6年1月から産婦健康診査の費用の助成を開始した。また、母子健康手帳の交付及び看護職による個別相談支援をはじめ、両親学級の実施、妊娠期や出産後の家庭訪問や電話相談による相談支援の実施を実施した。産婦健康診査では医療機関と連携し、要フォロー者の早期発見と支援を実施した。 また、産後ケア事業を充実させ、産後直後の産婦の支援を充実させた。	R4 (2022)	B	妊産婦等への心身の健康保持と増進に向けた各種取組を実施した。	1	今後も引き続き妊産婦等への心身の健康保持に向けた取組を継続していく。	こども未来局	こども保健福祉課(R5より) 児童家庭支援・虐待対策室(母子保健担当)
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	A					
				R7 (2025)						
125	妊産婦等への心身の健康保持に向けた取組を実施します。	助産外来の運営	市立川崎病院で助産外来の内容を見直し、エコーサービスなどを提供した。また、無痛分娩や出生前検査を開始した。	R4 (2022)	B	無痛分娩を始めたことで、妊産婦の出産方法の選択を増やすことができた。	2	妊産婦の様々なニーズに対応できるよう、アンケート等を行い、業務に反映していく。	病院局	川崎病院事務局(庶務課)
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
126	不妊に悩む男女への相談支援や治療に対する助成を実施します。	特定不妊治療費用一部助成 不妊・不育専門相談センター専門相談	・不妊・不育専門相談センターにおいて不妊・不育の専門相談を実施した。 ・先進医療に位置付けられている不育症検査費用の助成事業を行った。	R4 (2022)	B	・不妊・不育専門相談センターにおいて、不妊・不育に悩む男女に対して専門相談を実施した。	1	不妊・不育専門相談センターの周知を継続して実施していく。 また、プレコンセプションケアの取組を充実させていく。	こども未来局	こども保健福祉課(R5より) 児童家庭支援・虐待対策室(母子保健担当)
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
126	不妊に悩む男女への相談支援や治療に対する助成を実施します。	専門クリニックの紹介	当院には不妊治療専門のスタッフが不在なため、専門クリニック等を紹介している。	R4 (2022)	B	スタッフ不在のため、不妊外来の再開は困難である。	2	引き続き患者のニーズに応じていく。	病院局	川崎病院事務局(庶務課)
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

施策44 女性特有の健康課題に対する性差医療の推進

女性特有のがん対策や女性専用外来等へのニーズを踏まえたかかりやすい病気や病態が異なることを考慮し、的確な医療を推進します。

127	女性専用外来設置医療機関や女性医師のいる医療機関についての情報提供を行います。	医療機関検索サイト「かわさきのお医者さん」による女性医師が在る医療機関の情報提供の推進	医療機関検索サイト「かわさきのお医者さん」は令和6年10月31日にサービス終了したが、厚労省が整備した「医療情報ネット(ナビイ)」を周知することにより、引き続き女性医師に診てもらえる医療機関の情報提供を行った。	R4 (2022)	B	「医療情報ネット(ナビイ)」をホームページ、リーフレット等で周知することにより、女性医師に診てもらえる医療機関等の情報提供を適切に行った。	2	引き続き、「医療情報ネット(ナビイ)」を適切に周知することにより医療機関情報の提供を行う。	健康福祉局	保健医療政策部(地域医療課)
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

128	女性特有の疾患に対する検診や治療等を推進します。	子宮がん、乳がん及び骨粗しょう症の検診事業実施、子宮頸がん、乳がん検診無料クーポン券の配布	<ul style="list-style-type: none"> ・子宮頸がん及び乳がん検診の無料クーポン券を対象の女性市民（約1万8千人）へ送付した。 ・子宮頸がん検診の無料クーポン券を送付しなかった一定の対象者（約8万6千人）に対して、受診勧奨ハガキを送付した。 ・無料クーポン券の対象でない一定の年齢の男女（約58万人）にがん検診案内の封書を送付した。 	R4 (2022)	B	性差に応じた子宮がん、乳がん及び骨粗しょう症の検診以外の検診については、男女同様の対象として、事業を実施した。また、封書については特定の年齢層の男女両方に送付した。	2	引き続き、無料クーポン券やハガキによる子宮がん及び乳がん検診の受診勧奨及び、無料クーポン券の対象でない一定の年齢の男女に対しては、がん検診案内封書を送付する。	健康福祉局	保健医療政策部(健康増進課)
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
128	女性特有の疾患に対する検診や治療等を推進します。	女性専用外来の設置と運営	女性特有の疾患に着目した専門外来である婦人科内視鏡外来及び女性健康外来の診療を予約制で行った。	R4 (2022)	C	一定の取組みや配慮を行ったが、女性専門外来を担う常勤の女性医師の確保ができなかったことが課題である。	1	引き続き、必要な女性医師の確保に努めていく。	病院局	井田病院事務局(庶務課)
				R5 (2023)	C					
				R6 (2024)	C					
				R7 (2025)						

施策45 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)や健康に関する正しい知識の普及啓発の推進

生涯を通じて心身ともに満たされ健康にいられるよう、性と生殖に関する正しい知識や、健康をおびやかす問題についての周知啓発を推進します。

129	性と生殖に関する健康(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)について周知啓発を行います。	各区の女性健康支援センターでの相談支援、妊娠・出産SOS相談事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・各区の女性健康支援センターで女性のライフサイクルに沿った、心や身体の健康に関する相談(妊娠中や出産、思春期、更年期、不妊、不育など)を実施した。 ・思いがけない妊娠や出産への不安で誰にも相談できず悩んでいる方への妊娠・出産SOS相談を実施。電話とメールにて相談対応を行った。 	R4 (2022)	B	相談窓口の周知に努めるとともに、女性のライフサイクルに沿った悩みや、妊娠・出産に関する不安を抱える方に、相談支援を実施した。	1	次年度も引続き予期しない妊娠に関する電話及びメール相談を実施する。専用の電話回線を開設するため、相談窓口の周知にも取り組む。また、プレコンセプションケアの取組を充実させていく。	こども未来局	こども保健福祉課(R5より) 児童家庭支援・虐待対策室(母子保健担当)
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
130	思春期の保健向上を目指した健全母性育成事業を実施します。	思春期の保健向上を目指した健康教育(健全母性育成事業)の実施	地域まもり支援センターにおいて思春期保健に関わる個別相談を実施するとともに、市内の小中高校や関係機関と連携し、思春期保健に関わる集団健康教育を効果的に実施した。	R4 (2022)	B	学校保健等と連携し、性を中心とする思春期教育を実施した。また、若年妊娠等個別の相談に対応した。	1	今後も学校保健等と連携し、思春期教育を実施する。また、プレコンセプションケアの取組を充実させていく。	こども未来局	こども保健福祉課(R5より) 児童家庭支援・虐待対策室(母子保健担当)
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

131	学校教育において、発達の段階に応じた性に関する正しい知識の習得を推進します。	学校教育を通じて適切な性に関する教育の推進	学習指導要領に基づき、性に関する指導を推進した。	R4 (2022)	B	各学校に性に関する指導に関連した資料を提供した。	2	次年度も引き続き、学習指導要領に基づいた性に関する指導の推進を図る。	教育委員会事務局	健康教育課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
132	心身ともに健康に影響を及ぼすHIVや性感染症、薬物の使用などを防止するための正しい知識の普及を行います。	青少年を対象としたエイズを含む性感染症についての正しい知識の普及啓発の講演会の開催	各保健所支所において地域の中学・高等学校等の実情に応じたエイズ・性感染症の予防講演会を実施した。(受講人数：4,983人)	R4 (2022)	B	エイズ・性感染症を予防するための正しい知識を得る必要があることから、青少年エイズ・性感染症の予防講演会を実施した。	2	青少年に対する性感染症予防の普及啓発は重要な課題であることから、次年度も引き続き予防講演会の実施を推進する。	健康福祉局	保健医療政策部(感染症対策課)
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
132	心身ともに健康に影響を及ぼすHIVや性感染症、薬物の使用などを防止するための正しい知識の普及を行います。	薬物乱用防止に関するイベント、防止教室等の実施	薬物乱用防止に関するイベント、薬物乱用防止教室等と実施することにより、若年層を主な対象として啓発を継続実施した。若年層を対象とした薬物乱用防止教室では、自分を大切に思う気持ちを持つよう呼びかけた。	R4 (2022)	B	全国の運動期間に合わせ、くすりと健康フェア及び各種薬物乱用防止キャンペーンでは川崎市薬剤師会や川崎フロンターレ等と協働し、様々な市民に啓発活動を行い、薬物乱用防止教室では若年層へ薬の正しい使い方を伝えた。	2	神奈川県や近隣都市等と連携を図りながら継続的に薬物乱用防止啓発活動を実施する。	健康福祉局	保健医療政策部(医事・薬事課)
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
132	心身ともに健康に影響を及ぼすHIVや性感染症、薬物の使用などを防止するための正しい知識の普及を行います。	中学校・高等学校における薬物乱用防止教室の実施	学習指導要領に基づき、性に関する指導を推進した。	R4 (2022)	B	薬物乱用防止教室は各学校で1回以上の実施をした。	2	次年度も引き続き各学校で1回以上、薬物乱用防止教室を実施する。	教育委員会事務局	健康教育課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

施策4.6 こころと体の健康に関する相談事業の推進

133	こころと体の健康に関する相談事業を推進します。	女性総合相談・男性のための電話相談の実施	こころや体も含めた相談を受ける女性のための総合相談で年間2,967件、男性のための電話相談に年間243件の相談があった。	R4 (2022)	B	相談システムを活用して情報を一元化し、拡大カンファレンスの実施などで相談支援の充実を図っている。	2	研修やカンファレンスの実施等により相談の質の向上に努めながら実施していく。	市民文化局	男女共同参画センター
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						
133	こころと体の健康に関する相談事業を推進します。	区地域みまもり支援センターにおける精神保健福祉に関する各種相談事業の実施	区役所地域みまもり支援センターにおいて精神保健福祉に関する各種相談業務を実施し、市のホームページ等で周知を図った。	R4 (2022)	B	区役所地域みまもり支援センターにおいて、性別を問わず幅広く市民の精神保健福祉に関する各種相談を受けた。	2	引き続き、区役所地域みまもり支援センターにおいて精神保健福祉に関する各種相談業務を実施し、市のホームページ等で周知を図る。	健康福祉局	精神保健課
				R5 (2023)	B					
				R6 (2024)	B					
				R7 (2025)						

Ⅱ 第12期川崎市男女平等推進審議会 ヒアリング結果報告書

ヒアリング結果報告書（様式）

1 趣旨

「第5期川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」の目標に関連した市の取組の中で、喫緊の課題をテーマとして取り上げ、川崎市男女平等推進審議会においてヒアリング評価を行い、更なる効果的な推進を図っていく。

2 令和7(2025)年度のテーマ

(1) 外国人市民施策における相談支援について

～テーマに関する計画の施策事業～

目標Ⅲ - 基本施策10-施策37 - 事業112

「外国人市民に対する情報提供や相談事業、学習機会等を推進します。」

3 実施概要

(1) 実施主体 第12期川崎市男女平等推進審議会

(2) 実施日及び内容

令和7(2025)年5月13日(火)

・テーマとヒアリング対象事業等の選定

令和7(2025)年7月8日(火)

・ヒアリング質問項目の検討

令和7(2025)年8月26日(火)

・ヒアリング調査の実施

・ヒアリングを踏まえた意見交換、評価の検討

令和7(2025)年10月28日(火)

・ヒアリング結果の取りまとめ

4 結果の取扱い

行動計画の今後の取組に適切に反映し、効果的・効率的な推進を図る。市民に対する説明責任を果たすため、評価結果を公表し、評価の公正さと透明性を確保する。

5 ヒアリング結果による評価と提言

ヒアリングの調査結果を基に、審議会で意見交換を行い、テーマに係る①評価と提言及び②ヒアリング対象事業・部署別評価を次のとおり、まとめた。

(1) テーマ「外国人市民施策における相談支援について」

①評価と提言

近年、日本に暮らす外国人数は増加し、就労や留学のみならず、家族とともに長期的に生活する人が地域で増える傾向にある。外国人市民が地域の一員として日常生活を営み、制度などへの理解と地域住民との相互理解を深められるよう多方面からの支援が求められている。その際、ジェンダー平等*、男女共同参画の視点が欠かせない。外国人市民が直面する生活環境、就労、家庭内の役割などの多様な課題を踏まえ、相談事業や情報提供にジェンダー視点を導入することは、誰もが共に暮らせる地域社会の実現には欠かせない。

川崎市では「多文化共生社会」の実現に向けて1996（平成8）年に「川崎市外国人市民代表者会議」を条例で設置し、2005（平成17）年には「川崎市多文化共生社会推進指針」を策定した。相談事業に関しては1989（平成元）年から開始し、現在はワンストップセンター及び多文化共生プラザの2か所で実施しており、11言語に対応している。

川崎市男女平等推進審議会は、外国人女性らに特有の相談など外国人施策における、ジェンダーに関する課題等を確認するため、外国人市民相談等に関するヒアリングを実施し現状と課題を把握した。

一つ目は相談支援についてである。外国人市民が多く住む市南部の相談機能強化に向けて新たな相談拠点として開設した多文化共生プラザでは、令和6（2024）年度の相談件数総数は5,052件で、令和5（2023）年度の約2倍に増加した。相談方法は窓口、電話、メール、オンラインを整備し、相談内容は日本語学習、通訳翻訳に関するものが多い。

一方、男女別の傾向では「来訪での窓口相談は男性がやや多く、SNSを通じた相談は圧倒的に女性が多い」、「男性は仕事関係、女性は子育てや子どもの教育関係と、仕事より生活に関する相談が多い」ことが挙げられた。こうした性別による差異があるものの、既存の取組においては注視されない課題がある。

二つ目は、相談内容や調査へのジェンダー視点の導入と相談員の質の向上、研修についてである。相談員は日本人、外国人で構成され多様な言語に対応している。行政書士や出入国在留管理庁の相談会も毎月1回開かれ、月1回の相談員ミーティングで困難事例や支援方法を共有している。しかし、相談内容は男女別の観点で分析、データ化されておらず、文化的・社会的な性差を見直すジェンダーの視点が生かされない。

平成5（1993）年から5年ごとに行われている外国人市民意識実態調査（以下「調査」とする）も同様である。国別の分析に注力し、出産・育児、仕事上の困難、不満、不安や危険を感じた経験などの設問はあるが、男女別の集計は基本的に行われていない。実際の相談では、離婚に関わる在留資格の問題は女性に多いなど、性別による違いが把握されているものの、調査結果からは、性別に関係する具体的事例は読み取れない。研修についても、在留資格や外国人受け入れを学ぶ外部研修はあるが、外国人女性に固有の困難などを

学ぶジェンダーの視点を取り入れたものはない。

三つ目は、市民交流の場なども生かした広報についてである。イベントでの相談ブースや、区役所での出張相談など、既存の施設にとどまらないアウトリーチの取組は評価できる。ワンストップセンターでは教育の相談が多く、多文化共生プラザでも日本の教育制度の相談が多いことから、制度説明会の検討や日本語講座の実施などコミュニティづくりの活動を重視する姿勢は重要である。一方、地域住民との交流の場を広報活動に活用し、相談事例を基にした情報発信など一層の工夫が求められる。

以上を踏まえ、審議会は以下の三点を提言する。

第一に、外国人施策にジェンダーの視点を取り入れることである。相談、支援、各機関との連携、調査の各段階でジェンダーの視点を取り入れることは不可欠である。外国人市民、とりわけ女性は脆弱な立場に置かれやすく、ニーズの把握には性別に基づく偏りや格差などを明らかにするジェンダー統計は重要な指標となる。外国人であることに性差の問題が重なると、複合的な困難を抱えやすく、外国人女性に非正規雇用が多いことも調査で示されている。しかし、現行の調査では性別との連関を表す項目は少なく、職業別の男女別集計も行われていない。一方、外国人男性にも一定数の非正規雇用者は存在するため、全項目での男女別集計は、課題の可視化と制度を検討する上で、有効なものとなる。

より困難な状況にある人々への支援を充実させるには、誰もが安心して相談できる環境を整え、市民全体へのサービス向上を図る必要がある。その実現には各機関の連携とジェンダー視点の共有は不可欠であり、取組の推進を求める。

第二に、相談の質の向上とジェンダー課題の理解を促す研修の充実である。各課題の背景には、固定的性別役割など性別に基づく不平等を生じさせる社会構造がある。そこに外国人という属性が結びつき、複合的な困難をもたらしている。相談員が相談者のニーズを的確に把握するため、男女別統計を用いて事例を整理し、分析結果を相談体制に反映させることが重要である。

さらに、入管制度と性差の関わりなど、ジェンダー課題に関する基礎知識を学び、関連する社会や地域、生活環境への理解を促す研修を受けることで相談員の専門性を高める。相談者に寄り添いながら最終的に相談者自らが力をつけるよう、当事者の意思を尊重する女性支援の視点も必要である。これらにより相談の質が上がることを期待する。

第三に、相談の蓄積を踏まえた情報発信と広報の工夫である。例えば、外国人市民の子育ての悩みや女性特有の困難など、相談事例からよくある事例を抽出し、相談先や手続き方法もまとめた広報資料を配布する。国籍を問わず市民同士が交流するイベントなどで、教育や介護の困り事など外国人市民が抱えるジェンダー関連の情報を周知することは、外国人市民と共に暮らす地域住民や支援者らにも有用である。地域コミュニティで直接集える場は相互理解を促す機会となる。相談へのハードルを下げるため、イベントでの出張相談を継続し、既存の取組をジェンダーに関する情報発信の広報活動と位置付け、市民に身近な活動として展開することが望まれる。

以上、ジェンダーの視点を取り入れた取組によって、誰もが互いを認め合って暮らせる多文化共生社会の実現が進むことを期待する。

*生まれ育った環境から生じる男女の違い（性差）や、社会的に決められた男女の役割（性別）など、性別にまつわる差別や偏見、経済的・社会的な不平等であるジェンダーを克服し、誰もが性別にかかわらず人権が尊重され、自立することができ、共に働き、学び、生活できる平等な状態のこと。

②ヒアリング対象事業・部署別評価

市民文化局市民生活部多文化共生推進課

事業概要	<p>1989（平成元）年に設立した川崎市国際交流協会に外国人の相談窓口が開設され、1994（平成6）年に設立した国際交流センターに同協会が移設して以降、同センターで相談と日本語講座を実施している。2019（令和元）年に「多文化共生総合相談ワンストップセンター」と名称変更され、現在、11言語に対応している。</p> <p>2024（令和6）年には電話相談と窓口相談を併設する「かわさき多文化共生プラザ」が開設され、6言語に対応している。</p>
事業への取組・実績	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流センター（ワンストップセンター）：男性3名、女性3名の合計6名の相談員（非常勤）が、年3,200件（令和6年度）の相談を受けている。主な相談内容は日本語学習、通訳翻訳、教育で、日本語講座も開催している。 ・多文化共生プラザ：女性8名の相談員（会計年度任用職員）が年1,852件（令和6年度）の相談を受け、内訳は通訳翻訳、住宅、雇用労働の順である。月1回の行政書士無料相談、出入国在留管理庁相談も開催し、情報や行政サービスの提供、外国人市民のコミュニティづくりの推進も行っている。通訳業務を担い、関連部局、施設と相談者の外国語対応をフォローしながら連携を図っている。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダーの視点が相談、調査に採り入れられず、調査結果の男女別集計や、女性特有の生活者としての悩み、子育ての不安など、性差に基づく相談内容の整理と共有が十分ではない。 ・外国人女性の困難など、ジェンダーにまつわる課題や、それらが生み出される背景などを学ぶ機会や研修がない。 ・男女別の相談事例の蓄積を活かした情報発信が見られず、地域交流の場で実施される出張相談では、ジェンダーの視点を踏まえた対応、ならびに子育てなどの悩み解消に向けた地域コミュニティでの相互理解という視点が必要である。
提言（課題を踏まえた取組の提案）	<p>・ジェンダーの視点を相談や支援、各機関との連携、調査に採り入れ共有する。外国人であることで直面する課題が重なって複合的な困難を抱えることがあるため、課題を明確化するにもジェン</p>

	<p>ダー統計を活用することが求められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談内容の男女別の分析結果を相談体制に反映するほか、ジェンダー課題に関する知識を学び、社会的背景などへの理解を促す研修の充実が必要である。女性支援の視点もまじえ、それぞれの取組が好循環することで相談の質が向上することを期待する。 ・相談の蓄積を踏まえた情報発信、ならびに、性別、国籍を問わない市民交流の場の利活用を促進すること。イベントでの出張相談など既存の取組をジェンダーに関する情報発信の広報手段と位置付け、市民に身近な広報活動として展開、発展させてほしい。
--	---

6 ヒアリング結果概要

(事前質問)

1. 外国人市民施策における相談支援の実施状況

①多文化共生総合相談ワンストップセンターにおける相談件数

[令和4(2022)年度] 3, 314件

[令和5(2023)年度] 2, 812件

[令和6(2024)年度] 3, 200件

・相談の件数が多い内容

1位：日本語学習(538件)、2位：通訳翻訳(403件)、3位：教育(269件)

②多文化共生プラザにおける相談件数

[令和5(2023)年度] 28件(R6.3～電話相談等先行実施)

[令和6(2024)年度] 1, 852件

・相談の件数が多い内容

1位：通訳翻訳(221件)、2位：住宅(149件)、3位：雇用労働(85件)

③多文化共生総合相談ワンストップセンターにおける行政書士無料相談会(令和6年度)

・相談件数 14名

・相談の主な内容、性別や国別による相談者の傾向

⇒在留資格、国籍関係

⇒性別 男5名、女8名、不明1名

⇒国籍 中国2名、フィリピン2名、日本2名、他インド、ミャンマー等1名

④多文化共生プラザにおける行政書士相談（令和6年度）

- ・相談件数 11名
- ・相談の主な内容、性別や国別による相談者の傾向

⇒離婚後の在留資格、家族の呼び寄せ

⇒性別 男2名、女9名

⇒国籍 中国8名、フィリピン3名

⑤多文化共生プラザにおける出入国在留管理庁相談（令和6年度）

- ・相談件数 18件
- ・相談の主な内容、性別や国別による相談者の傾向

⇒在留資格の変更、離婚後の在留資格、家族の呼び寄せ

⇒性別 男1名、女17名

⇒国籍 中国4名、フィリピン7名、日本3名、台湾2名 他アメリカ、インドネシア

(当日質問)

1. 外国人市民施策における相談支援について

外国人市民が健康で安心して安全に生活するため、必要な情報や行政サービスを受けられ、複合的な要因に基づく困りごとに応じられるよう、国際交流センター内に「多文化共生総合相談ワンストップセンター」（月曜日から土曜日の午前9時から午後5時、11言語対応）を、多文化共生プラザ（平日の午前8時半から午後5時、6言語対応）に外国人の相談窓口を開設し、市民文化局多文化共生推進課が担当している。

1989（平成元）年に川崎市国際交流協会が設立され、外国人の相談窓口が開設される。1994（平成6）年に川崎市中原区に国際交流センターが開設されると、協会が同センターに移り、以来、センター内で外国人相談を受け、日本語講座も行う。2019（令和元）年に対応言語を7言語から11言語に拡充し、名称を「多文化共生総合相談ワンストップセンター」に変更した。外国人市民の増加に加え、その約半数が南部地域に集中していることを受け、2024（令和6）年に「かわさき多文化共生プラザ」を南庁舎に新設し、電話相談と窓口相談を開始した。市内在住、在勤の外国人市民を対象とし、原則、相談で来所した全員を受け入れている。

- ・相談員数、採用時に考慮している点は何か。

国際交流センターには男性3名、女性3名の合計6名、多文化共生プラザには女性8名が勤務し、雇用形態は非正規雇用である。採用時には、語学力に加え、相談業務や職業経

験の有無を聞き取り、相談者に寄り添う力を重視している。なかには、福祉関係の有資格者、他支援施設での相談員兼務者もいる。

2. 相談事例と傾向、関係部署との連携、市民交流、調査、研修について

・どのような相談が多く、内容や相談形態による男女差、国ごとの利用状況に違いはあるのか。

相談内容は通訳、翻訳、日本語学習が上位を占め、経年でも同様の傾向で、最近増加しているのは児童相談所からの通訳、翻訳依頼である。職場のトラブルなど仕事関係のほか、生活に関する相談が多数で、肌感として、男性が前者、女性は後者で子どものことや教育関係が主訴の印象がある。ベトナム、フィリピンの相談員によると、日本の教育制度が分からず教えてほしいという相談が相当数で、日本の教育制度の説明会が検討されている。

相談内容、形態ともに男女別のデータは取っておらず、明確な差異は把握していないが、ワンストップセンターの男女比を改めて集計したところ、昨年度の利用割合は女性が55%で、男性より5%高かった。相談形式は電話が最多、来訪、メール、Zoom、SNSと続き、SNS利用は増加傾向にある。昨年度の国際交流センターのSNS実績は女性が圧倒的に多く、男性は少ない。他方、来訪相談は男性がやや多い。

川崎市の外国人人口は中国、韓国、ベトナム、フィリピン、ネパールの順で、相談件数とは一致しない。例として、人口で2番手の韓国は相談では10位以下で、人口4位のフィリピンは相談件数が多く、特に多文化共生プラザでは最多である。

・困難事例にどのように対応し、他機関といかに連携しているのか。男女のあり方やジェンダー平等の状況が国によって異なる中で、相談において何に留意しているか。

英語教員として来日した女性が体調を崩して生活苦に陥り、女性のシェルターにつながった事例がある。多文化共生プラザで、社会福祉士でもある日本人相談員が対応し女性支援団体に接続した。女性特有の制度があれば活用し、外国人女性団体とも連携している。

在留資格に関する事例もある。永住申請中の夫からのDVで、家族滞在として永住申請中の妻が離婚を希望するものの、在留資格がなくなるため、子どもと母国に帰国せざるを得なくなったケースである。同様の事例は一定数あると推察され、多文化共生プラザの月1回の行政書士相談につなぎ、選択肢などを説明してもらう。

言語に困難がある場合は電話通訳も担い、連携先との外国語対応もフォローする。困難事例ほど複数の部署との連携が必要で、随時、連絡を取り合い支援につなげている。なお、他機関との定期的な連絡会などないものの、月1回の相談員ミーティングで困難事例や支援方法を共有している。日本人相談員の場合、相談者の出身国の状況を細かく把握するの

は難しいが、相談者と出身国が同じ場合は、母国のジェンダーや文化に配慮し、違いを踏まえ日本の制度を案内する。

・外国人市民と日本人市民の交流、広報の実際と、外国人市民実態調査、研修にはどのような特徴があるか。

昨年度は防災イベントなど、集客が見込まれる催しに相談ブースを出展したほか、区役所窓口での出張相談も行った。広報について、転入時のウェルカムセットに多文化共生プラザのチラシを入れて交付するほか、来年度、市の外国人市民代表者会議委員募集の通知を市内の外国人世帯全員に送る際、センターのリーフレット、名刺型の広報物を同封する。

外国人市民意識実態調査は40問超の項目中、職業上、業務上の地位に関しては性別との関係を分析し、正社員には男性が多い結果が出ている。ただ、男女の性別別というより、例えば入居差別など特定の国籍が差別されていないかの問題を抽出するため、国籍別のクロスや年齢別、在留資格の相関分析は必須である。また、設問自体をなるべく変えず、5年ごとの経過を比較することから、男女別がどの設問に必要かを指摘いただき、次回に向け検討したい。

在留資格や外国人受入れ、外国人支援コーディネーター研修と、入管などで外部研修を受ける機会がある。全相談員に参加を促し、昨年の受講実績は2人である。外国人女性に特化した研修はないが、相談員の質の向上は常に意識している。

3. 事業における今後の方向性や課題について

相談員の質向上のため、研修の充実は当然ながら、事例が多岐にわたる中、全ての相談員が知識を得、他機関と円滑に連携できるよう、情報共有の体制を整えることが大事だと考えている。

相談体制の充実は徐々に図ってきたが、川崎市外国人市民意識実態調査から抽出された課題を相談窓口で生かすためにも、必要に応じて男女別で分析することを視野に入りたい。

また、相談内容を男女別の観点からも精査し蓄積できるとよい。多文化共生プラザでの行政書士相談、出入国在留管理庁相談はニーズがあり、リモートの専門相談にも引き続き力を入れる。

アウトリーチに関しては、地域によって外国人人口に差があることに加え、イベント出展では、催しへの参加が来場者の本来の目的であるため、相談にいかにつなげるかが課題である。

7 川崎市男女平等推進審議会について

(1) 掌 握 事 務

- ア 男女平等推進行動計画の策定・変更に際し、意見を述べる。(条例第8条)
- イ 男女平等の推進に関する重要事項の調査審議(条例第17条)

(2) 組 織

第12期川崎市男女平等推進審議会

任 期：令和7(2025)年4月1日～令和9(2027)年3月31日

委員数：13人(女性7人、男性6人)

- ・男女いずれか一方の委員数が委員総数の4割未満とならないようにする。
- ・市民のうちから委嘱される委員は、公募によるものとする。

(3) これまで実施したヒアリング

実施日時	対象等
平成22(2010)年 7月1日(木)	第2期行動計画 柱Ⅳ－基本施策14 男女共同参画推進員の活動の充実 【局・区の男女共同参画推進員】
平成23(2011)年 8月26日(金)	第2期行動計画 ① 柱Ⅰ－基本施策1 性に基づく人権侵害の根絶に向けた取組の充実【男女共同参画センター、川崎区役所保健福祉サービス課】 ② 柱Ⅱ－基本施策5 豊かな生活のための時間と空間の確保への支援及び基本施策6 子育てを支える環境の充実 【上下水道局庶務課及び育児休業を取得した男性職員】
平成24(2012)年 9月19日(水)	第2期行動計画 ① 柱Ⅳ－基本施策12 政策・方針決定過程への女性の参画促進【総務局人事課、課長職の女性職員】 ② ひとり親世帯への施策【市民・子ども局子ども本部子ども福祉課、健康福祉局生活保護・自立支援室】
平成25(2013)年 10月2日(水)	第2期行動計画 ① 柱Ⅰ－基本施策2 DV被害者支援対策について【市民・子ども局子ども本部、区役所所管課】 ② 柱Ⅲ－基本施策8 子どもからおとなまで、生涯を通じた教育や学習・研修のための環境の整備【教育委員会人権・共生教育担当、生涯学習推進課】
平成26(2014)年 8月22日(金) 9月24日(水)	第2期行動計画 ① 柱Ⅱ－基本施策4 事業者による男女共同参画の取組と、男女共同参画の視点における市内企業・事業所の現状と課題及びそれらを踏まえた市の取組について【一般社団法人 中原工場協会、経済労働局労働雇用部】 ② 柱Ⅳ－基本施策11 かわさき男女共同参画ネットワークの検証と活用について【市民・子ども局人権・男女共同参画室】

<p>平成27(2015)年 9月2日(水)</p>	<p>第3期行動計画 (1)男性の子育て・地域活動への参加促進について ① 目標Ⅰ基本施策3 施策3 男性が地域活動に参画できる環境づくり 【教育委員会生涯学習推進課】 ② 目標Ⅲ基本施策1 施策1 地域活動における男女共同参画の促進 【高津区役所生涯学習支援課】 (2)男女共同参画の視点を取り入れた防災対策について 目標Ⅲ基本施策1 施策3 防災・まちづくり分野における男女共同参画の推進と女性の参画の拡大 【総務局危機管理室、中原区役所危機管理担当】</p>
<p>平成28(2016)年 9月1日(木)</p>	<p>第3期行動計画 ① 目標Ⅰ基本施策3 キャリア在り方生き方教育における男女共同参画の視点について 【教育委員会教育改革推進担当】 ② 目標Ⅱ基本施策2 科学技術・学術分野における男女共同参画の推進と女性の参画の拡大 【経済労働局企画課、労働雇用部】 【教育委員会総合教育センターカリキュラムセンター】</p>
<p>平成29(2017)年 7月31日(月)</p>	<p>第3期行動計画 特定事業主行動計画に基づく市内の女性活躍に向けた取組について 目標Ⅱ基本施策1 施策2 女性職員の職域拡大、能力向上と登用の推進 目標Ⅱ基本施策3 施策2 育児・介護休業制度などの定着と利用促進 【総務企画局人事部人事課】</p>
<p>平成30(2018)年 9月14日(金)</p>	<p>第3期行動計画 川崎市DV防止・被害者支援基本計画に基づく取組について 目標Ⅰ基本施策2 施策1 ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援の推進 【市民文化局人権・男女共同参画室、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室、区役所所管課】</p>
<p>令和元(2019)年 8月30日(金)</p>	<p>第4期行動計画 ① 目標Ⅰ基本施策2 市職員に向けたハラスメントの防止及び被害者支援の取組について 【総務企画局人事部人事課】 ② 目標Ⅲ基本施策9 若年層を対象にした就労自立支援について 【経済労働局労働雇用部】</p>
<p>令和2(2020)年 7月17日(金)</p>	<p>第4期行動計画 ① 困難な状況にある若年女性に向けた支援について 【こども未来局児童家庭支援・虐待対策室、こども支援部こども保健福祉課】 ② ひとり親家庭に向けた支援について 【こども未来局こども支援部こども家庭課】</p>

<p>令和3（2021）年 9月2日（木）</p>	<p>第4期行動計画 ①若年層を対象にした暴力防止の啓発について 【教育委員会事務局教育政策室】 ②男女共同参画センターにおける若年層への取組について 【川崎市男女共同参画センター】</p>
<p>令和4（2022）年 7月25日（月）</p>	<p>第4期行動計画 ①生活困窮者等に対する自立支援について 【健康福祉局生活保護・自立支援室】 ②区役所における若年女性への支援について 【川崎区役所大師支所健康福祉ステーション】</p>
<p>令和5（2023）年 9月5日（火）</p>	<p>第5期行動計画 ①女性の就労支援について 【経済労働局労働雇用部】 ②男女共同参画センターにおける就労支援及び居場所づくり支援について 【川崎市男女共同参画センター】</p>
<p>令和6（2024）年 7月17日（水）</p>	<p>第5期行動計画 ①男女共同参画の視点に立った地域防災の推進について 【危機管理本部危機対策部、宮前区役所危機管理担当】 ②妊娠・出産等に係る支援について 【こども未来局児童家庭支援・虐待対策室】</p>
<p>令和7（2025）年 8月26日（火）</p>	<p>第5期行動計画 ①外国人市民施策における相談支援について 【市民文化局多文化共生推進課、外国人市民相談等の担当】</p>

第12期川崎市男女平等推進審議会委員名簿

任期（令和7年4月1日～令和9年3月31日）

（50音順、敬称略）

◎会長 ○副会長

	氏名	所属等
1	あべ けんじろう 阿部 健次郎	川崎地域連合 (川崎運送労働組合 執行委員長)
2	あらい のりふみ 新井 教史	川崎市PTA連絡協議会 副会長
3	いたい ひろあき ○ 板井 広明	専修大学経済学部 教授
4	かいのう たみえ 戒能 民江	お茶の水女子大学 名誉教授
5	かわかみ たかし 川上 崇	川崎商工会議所 (令和7年7月1日～)
6	こいずみ みいこ 小泉 美意子	川崎市医師会 理事 (令和7年7月9日～)
7	しまだ こうぞう 嶋田 弘僧	市民公募
8	はしもと じゅんこ 橋本 純子	特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら
9	ひぐち みき 樋口 美樹	市民公募
10	まつもと いくこ 松本 育子	神奈川県弁護士会 弁護士
11	むらお ゆみこ ◎ 村尾 祐美子	東洋大学社会学部 准教授
12	やなぎだ まさよし 柳田 正芳	市民公募
13	やまざき れいこ 山崎 麗子	川崎市ケーブルテレビ協議会 (YOUテレビ株式会社 総務担当)

男女比 男：女＝6：7

事務局 市民文化局人権・男女共同参画室

室長 長沼 芳之
担当課長 押田 智寿代
担当係長 高山 省吾
職員 松田 冴耶華
専門調査員 赤池 紀子

【参考資料】

令和6（2024）年度進捗状況調査様式

- ・令和6（2024）年度男女平等推進行動計画の進捗状況に関する調査シート〔様式1〕
- ・令和6（2024）年度男女共同参画推進員による評価シート〔様式2〕

男女平等かわさき条例

調査票

目標 I 男女共同参画に係る教育・啓発の推進

様式 1

令和6(2024)年度男女平等推進行動計画の進捗状況に関する調査シート

事業番号	事業	事業概要	令和5(2023)年度実績	年度ごとの達成度(男女共同参画の視点に配慮した事業の進捗度)			今後の方向性	次年度の課題	所管局	担当部署
				年度	達成度	達成度を選択した理由				
目標 I 男女共同参画に係る教育・啓発の推進										
基本施策1 男女共同参画の理解の促進										
施策1 男女共同参画に関する広報・啓発の推進										
性別による固定的な役割分担意識の解消に向けて、男女共同参画やSDGsに関する理解を促進するための広報・啓発活動を推進します。										
1	「男女平等推進週間」等を通じた啓発を実施します。	週間事業の実施		R4(2022)					市民文化局	人権・男女共同参画室
				R5(2023)						
				R6(2024)						
				R7(2025)						
2	ホームページや市のあらゆる施設を積極的に活用した広報を実施します。	HP、情報ブラウザを通じた広報		R4(2022)					市民文化局	人権・男女共同参画室
				R5(2023)						
				R6(2024)						
				R7(2025)						
3	男女共同参画に関する情報を読み解き、発信する力の向上に向け、書籍の閲覧や情報誌の発行等を通じた情報提供を行います。	・情報提供室の運営・充実 ・情報誌「すくらむ」などの発行		R4(2022)					市民文化局	男女共同参画センター
				R5(2023)						
				R6(2024)						
				R7(2025)						
4	SDGsに関する積極的な情報発信を通じ、「目標5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」の理解促進に努めます。	SDGs関連の事業やイベントの実施を通じた広報・啓発の実施		R4(2022)					総務企画局	企画調整課
				R5(2023)						
				R6(2024)						
				R7(2025)						
4	SDGsに関する積極的な情報発信を通じ、「目標6 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」の理解促進に努めます。	男女共同参画に関する啓発の際は、SDGsの内容も含めた情報発信を実施		R4(2022)					市民文化局	人権・男女共同参画室
				R5(2023)						
				R6(2024)						
				R7(2025)						

令和6年度 男女共同参画推進員による評価シート

様式 2

	局本部(室)区	室・課	担当者	内線
担当				

目標 I	男女共同参画に係る教育・啓発の推進 家庭、学校、働く場、地域などあらゆる場面において、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた教育・啓発を推進し、性別にかかわらず誰もが個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の形成に向けた理解の促進に取り組む。
基本施策	1 男女共同参画の理解の促進 2 男女共同参画の視点に立った施策の推進

例を参考に、該当する項目にチェックしてください。具体的な取組についても併せて記入してください。
(※該当する所管事業がない場合は、回答の必要はありません。)

1 事業の企画・実施に当たり男女どちらかの意見に偏らないよう配慮した。

配慮した 配慮しなかった

- 例) ・ 広報物を作る際、表現やイラストが男女どちらかに偏っていないか、固定的イメージにとらわれていないかを確認した。
・ 審議会等や会議では、男女双方が意思決定できる立場となるよう取組を行った。
・ 審議会等や会議で固定的な役割分担意識にとられない取組を行った。
・ 事業の企画・実施に当たり、男女共に参加する体制を整備した。

具体例:

2 男女それぞれにとって利用・参加しやすいよう配慮した。

配慮した 配慮しなかった

- 例) ・ 事業の実施に当たり男女ともに参加しやすい曜日や時間帯を設定した。
・ 保育サービスを充実し、子育て中の男女に利用しやすいようにした。
・ 参加者の募集に当たり男女の募集が偏らないよう工夫した。
・ 性別に関わらず、幅広く情報がいきわたるよう、広報に工夫をした。
・ バリアフリーにするなど、あらゆる人に利用しやすいようにした。
・ 男女共に参加しやすい広報を心がけた。
・ 審議会等や協議会等の場において、男女共に発言しやすい雰囲気になるよう心がけた。
・ セクハラなど性別に基づくハラスメント防止に向けた取組を行った。
・ 男女共に参加しやすい講演会、研修会となるよう、講師や内容について検討した。

具体例:

3 性別により異なる課題やニーズがあることを把握した

把握した 把握しなかった

- 例) ・ アンケートや調査で必要に応じて性別把握項目を設置し(※)、性別により異なる課題やニーズを把握した。
・ 事業登録者や参加者など、事業対象者の統計を必要に応じて性別区分で把握した。
・ 事業推進の中で、性別により異なる課題やニーズがあることを把握した。

具体例:

4 その他男女共同参画社会の形成に向け、行った取組と成果

取組を行った 取組を行っていない

具体例:

(※)性別記載欄を設定する際は、事業の性質やジェンダー統計の観点等を踏まえて、性別情報を取得する目的を精査し、「男(性)、女(性)、その他()、回答しない」など、性の多様性を尊重した選択肢の設定を検討してください。

なお、4川市人第523号にて、申請書等における性別記載欄の見直しについて通知しておりますのでご参考ください。

男女平等かわさき条例

平成 13 年 6 月 29 日
条例第 14 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条～第 7 条)

第 2 章 基本施策等(第 8 条～第 15 条)

第 3 章 拠点施設(第 16 条)

第 4 章 男女平等推進審議会(第 17 条)

第 5 章 雑則(第 18 条)

附則

川崎市においては、男女平等の実現に向けて、国内外の動向を考慮しつつ、地域の実情に応じた様々な取組を進めてきた。

しかしながら、今なお、様々な分野において女性を中心とする意識、性別による固定的な役割分担等が存在し、男女の自立、特に女性の社会的及び経済的自立が阻まれている。

このような状況を踏まえ、市、市民及び事業者が相互に協力しながら、それぞれの役割を積極的に果たして男女平等を一層推進していく必要がある。

男女があらゆる場において男女平等にかかわる人権の侵害を受けることがなく、自立することができ、共に働き、学び、及び生活することができる快適で平和な男女共同参画社会としての男女平等のまち・かわさきを創造していくため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女平等の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の役割を明らかにするほか、必要な事項を定めることにより、男女平等を総合的かつ計画的に推進し、もって市、市民及び事業者の協働による男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 男女平等は、次の基本理念にのっとり、その推進が図られなければならない。

(1) 男女が共に職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場(以下「あらゆる場」という。)において、個人として自立し、自由に生き方を選ぶとともに、多様な生き方及び個性を互いに尊重し、責任を分かち合うこと。

(2) 男女が共にあらゆる場において、社会における制度、慣行、意識等に起因する性別による差別的取扱いを受けることがなく、人権が尊重されること。

(3) 社会のあらゆる分野における立案、決定その他の活動に男女が平等に参画する機会を確保し、個人が本来持っている能力を十分に発揮すること。

(4) 男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができること。

(5) 地域社会を構成するすべての者が、自らの意思と相互の協力により、積極的に男女平等を推進し、生活する者にとって快適な生活優先型社会を創造すること。

(市の役割)

第 3 条 市は、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女のいずれかの参画が十分になされていない場における男女の平等な参画の機会の確保(以下「男女の平等な参画の機会の確保」という。)に取り組むほか、あらゆる施策において男女平等が図られるよう男女平等を総合的かつ計画的に推進する役割を担うものとする。

(市民の役割)

第 4 条 市民は、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女の平等な参画の機会の確保に取り組み、及び市の実施する男女平等を推進するための施策(以下「男女平等施策」という。)に協力する役割を担うものとする。

(事業者の役割)

第 5 条 事業者は、その事業活動において、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女の平等な参画の機会の確保、育児、介護等の家庭生活と職業生活が両立できるようにするための支援等に取り組む、及び市の実施する男女平等施策に協力する役割を担うものとする。

(男女平等にかかわる人権侵害の禁止)

第 6 条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱い、性的な言動に対する相手の対応により当該相手に不利益を与え、又は性的な言動により相手の生活の環境を害する行為、配偶者等に対する著しい身体的又は精神的苦痛を与える暴力的行為等の男女平等にかかわる人権の侵害(以下「男女平等にかかわる人権侵害」という。)を行ってはならない。

(男女平等にかかわる人権侵害に対する相談及び救済)

第7条 川崎市人権オンブズパーソン条例(平成13年川崎市条例第19号)第12条第1項に規定する市民等は、川崎市人権オンブズパーソンに対し、男女平等にかかわる人権侵害について相談し、又は男女平等にかかわる人権侵害からの救済を求めることができる。

2 市は、川崎市人権オンブズパーソンによるもののほか、男女平等にかかわる人権侵害に関する相談又は救済については、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに男女平等にかかわる人権侵害を受けた者の立場に配慮した対応に努めるものとする。

第2章 基本施策等

(行動計画)

第8条 市は、男女平等施策その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる川崎市男女平等推進行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定する場合は、あらかじめ、川崎市男女平等推進審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるものとする。

3 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、行動計画に基づいた施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(参画の機会を積極的に提供する施策の推進)

第10条 市は、社会のあらゆる分野における活動への参画の機会に係る男女間の格差の是正を図るため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供する施策を推進するものとする。

(学習等のための支援)

第11条 市は、学校教育、家庭教育その他社会における教育において行われる男女平等に関する学習等のために必要な支援に努めるものとする。

(関係団体への支援)

第12条 市は、男女平等を推進する活動を行う関係団体の自主性及び主体性を尊重しつつ、当該活動について必要な支援に努めるものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第13条 市は、男女平等に関する情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(広報活動等)

第14条 市は、男女平等に関する理解の促進を図るため、広報活動を行うとともに、市民及び

事業者に対する普及啓発及び必要な情報の提供に努めるものとする。

(推進体制等)

第15条 市は、男女平等を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

2 市は、男女平等の推進に当たっては、市民、事業者、関係機関、関係団体等との有機的な連携に努めるものとする。

第3章 拠点施設

(拠点施設)

第16条 市は、川崎市男女共同参画センターを拠点として、男女平等施策を推進するものとする。

第4章 男女平等推進審議会

(男女平等推進審議会)

第17条 第8条第2項に定めるもののほか男女平等の推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市男女平等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員13人以内で組織する。

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 委員は、市民、事業者、関係団体の代表者及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 第4項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第5章 雑則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第7条の規定は、市長が定める日から施行する。

(平成14年3月29日規則第32号で平成14年5月1日から施行)

第5期川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～

年次報告書

令和6(2024)年度

第12期川崎市男女平等推進審議会ヒアリング結果報告書

【編集・発行】

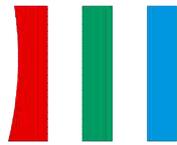
令和8(2026)年3月発行

川崎市市民文化局 人権・男女共同参画室

〒210-8570 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-2300 FAX 044-200-3914

E-mail アドレス 25danjo@city.kawasaki.jp



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市